

官報号外

昭和三十九年六月二十五日

○第四十六回 参議院會議錄第三十一号

昭和三十九年六月二十五日(木曜日)

午前十時四十分開議

議事日程 第三十二号

昭和三十九年六月二十五日

午前十時開議

第一 千九百六十一年の麻薬に関する單一約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 千九百六十一年の麻薬に関する單一約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第七 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に

関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 近畿圏整備法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第九 電氣事業法案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 環境衛生關係營業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第一一 クリーニング業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第一二 公衆浴場法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第一三 あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第一四 労働災害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一六 労働災害の防止に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一七 恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一八 國家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一九 國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二〇 國家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二一 厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二二 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二二 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三四 產業教育実習施設・設備の整備に関する請願

第三三 学校図書館法附則第二項

第三五 私立中学、高等学校の経常的運営費及び施設費の一部を

國庫負担とするの請願

第三六 私立学校助成に関する請

めの学校教育法の一部改正等に

関する請願(百十六件)

第三七 私立大学に対する文教政策の抜本的検討とその施策に關する請願(五件)

第三八 学童の栄養改善に関する請願(六件)

第三九 学校栄養士設置に関する請願(九件)

第四〇 國内産牛乳による學校給食制度の法制化に関する請願(五十二件)

第四一 國内産牛乳による學校給食事業の法制化促進に関する請願

第四二 牛乳による學校給食實施等に関する請願

第四三 日本學校安全会事務費

庫補助額に関する請願

第四四 日本學校安全会法の一部

改正に関する請願(二十二件)

第四五 スポーツ振興關係予算增額に関する請願

第三二 公立學校建物の整備に関する請願

第三三 福岡縣大野小學校の改築(防音)に関する請願

第三四 產業教育実習施設・設備の整備に関する請願

第三五 私立中学、高等学校の経常的運営費及び施設費の一部を

國庫負担とするの請願

第三六 私立学校助成に関する請

めの学校教育法の一部改正等に

関する請願(百十六件)

第三七 私立大学に対する文教政

策の抜本的検討とその施策に關する請願(五件)

第三八 学童の栄養改善に関する請

願(六件)

第三九 学校栄養士設置に関する請

願(九件)

第四〇 國内産牛乳による學校給

食制度の法制化に関する請願

第四一 國内産牛乳による學校給

食事業の法制化促進に関する請

願

第四二 牛乳による學校給食實施等に関する請願

第四三 日本學校安全会事務費

庫補助額に関する請願

第四四 日本學校安全会法の一部

改正に関する請願(二十二件)

第四五 スポーツ振興關係予算増額に関する請願

第三二 公立學校建物の整備に関する請願

第三三 福岡縣大野小學校の改築(防音)に関する請願

第三四 產業教育実習施設・設備の整備に関する請願

第三五 私立中学、高等学校の経常的運営費及び施設費の一部を

國庫負担とするの請願

第三六 私立学校助成に関する請

めの学校教育法の一部改正等に

関する請願(百十六件)

第三七 私立大学に対する文教政

策の抜本的検討とその施策に關する請願(五件)

第三八 学童の栄養改善に関する請

願(六件)

第三九 学校栄養士設置に関する請

願(九件)

第四〇 國内産牛乳による學校給

食制度の法制化に関する請願

第四一 國内産牛乳による學校給

食事業の法制化促進に関する請

願

第四二 牛乳による學校給食實施等に関する請願

第四三 日本學校安全会事務費

庫補助額に関する請願

第四四 日本學校安全会法の一部

改正に関する請願(二十二件)

第四五 スポーツ振興關係予算増額に関する請願

第三二 公立學校建物の整備に関する請願

第三三 福岡縣大野小學校の改築(防音)に関する請願

第三四 產業教育実習施設・設備の整備に関する請願

第三五 私立中学、高等学校の経常的運営費及び施設費の一部を

國庫負担とするの請願

第三六 私立学校助成に関する請

めの学校教育法の一部改正等に

関する請願(百十六件)

第三七 私立大学に対する文教政

策の抜本的検討とその施策に關する請願(五件)

第三八 学童の栄養改善に関する請

願(六件)

第三九 学校栄養士設置に関する請

願(九件)

第四〇 國内産牛乳による學校給

食制度の法制化に関する請願

第四一 國内産牛乳による學校給

食事業の法制化促進に関する請

願

第四二 牛乳による學校給食實施等に関する請願

第四三 日本學校安全会事務費

庫補助額に関する請願

第四四 日本學校安全会法の一部

改正に関する請願(二十二件)

第四五 スポーツ振興關係予算増額に関する請願

第三二 公立學校建物の整備に関する請願

第三三 福岡縣大野小學校の改築(防音)に関する請願

第三四 產業教育実習施設・設備の整備に関する請願

第三五 私立中学、高等学校の経常的運営費及び施設費の一部を

國庫負担とするの請願

第三六 私立学校助成に関する請

めの学校教育法の一部改正等に

関する請願(百十六件)

第三七 私立大学に対する文教政

策の抜本的検討とその施策に關する請願(五件)

第三八 学童の栄養改善に関する請

願(六件)

第三九 学校栄養士設置に関する請

願(九件)

第四〇 國内産牛乳による學校給

食制度の法制化に関する請願

第四一 國内産牛乳による學校給

食事業の法制化促進に関する請

願

第四二 牛乳による學校給食實施等に関する請願

第四三 日本學校安全会事務費

庫補助額に関する請願

第四四 日本學校安全会法の一部

改正に関する請願(二十二件)

第四五 スポーツ振興關係予算増額に関する請願

第三二 公立學校建物の整備に関する請願

第三三 福岡縣大野小學校の改築(防音)に関する請願

第三四 產業教育実習施設・設備の整備に関する請願

第三五 私立中学、高等学校の経常的運営費及び施設費の一部を

國庫負担とするの請願

第三六 私立学校助成に関する請

めの学校教育法の一部改正等に

関する請願(百十六件)

第三七 私立大学に対する文教政

策の抜本的検討とその施策に關する請願(五件)

第三八 学童の栄養改善に関する請

願(六件)

第三九 学校栄養士設置に関する請

願(九件)

第四〇 國内産牛乳による學校給

食制度の法制化に関する請願

第四一 國内産牛乳による學校給

食事業の法制化促進に関する請

願

第四二 牛乳による學校給食實施等に関する請願

第四三 日本學校安全会事務費

庫補助額に関する請願

第四四 日本學校安全会法の一部

改正に関する請願(二十二件)

第四五 スポーツ振興關係予算増額に関する請願

第三二 公立學校建物の整備に関する請願

第三三 福岡縣大野小學校の改築(防音)に関する請願

第三四 產業教育実習施設・設備の整備に関する請願

第三五 私立中学、高等学校の経常的運営費及び施設費の一部を

國庫負担とするの請願

第三六 私立学校助成に関する請

めの学校教育法の一部改正等に

関する請願(百十六件)

第三七 私立大学に対する文教政

策の抜本的検討とその施策に關する請願(五件)

第三八 学童の栄養改善に関する請

願(六件)

第三九 学校栄養士設置に関する請

願(九件)

第四〇 國内産牛乳による學校給

食制度の法制化に関する請願

第四一 國内産牛乳による學校給

食事業の法制化促進に関する請

願

第四二 牛乳による學校給食實施等に関する請願

第四三 日本學校安全会事務費

庫補助額に関する請願

第四四 日本學校安全会法の一部

改正に関する請願(二十二件)

第四五 スポーツ振興關係予算増額に関する請願

第三二 公立學校建物の整備に関する請願

第三三 福岡縣大野小學校の改築(防音)に関する請願

第三四 產業教育実習施設・設備の整備に関する請願

第三五 私立中学、高等学校の経常的運営費及び施設費の一部を

國庫負担とするの請願

第三六 私立学校助成に関する請

めの学校教育法の一部改正等に

関する請願(百十六件)

第三七 私立大学に対する文教政

策の抜本的検討とその施策に關する請願(五件)

第三八 学童の栄養改善に関する請

願(六件)

第三九 学校栄養士設置に関する請

願(九件)

第四〇 國内産牛乳による學校給

食制度の法制化に関する請願

第四一 國内産牛乳による學校給

食事業の法制化促進に関する請

願

第四二 牛乳による學校給食實施等に関する請願

第四三 日本學校安全会事務費

庫補助額に関する請願

第四四 日本學校安全会法の一部

改正に関する請願(二十二件)

第四五 スポーツ振興關係予算増額に関する請願

第三二 公立學校建物の整備に関する請願

第三三 福岡縣大野小學校の改築(防音)に関する請願

第三四 產業教育実習施設・設備の整備に関する請願

第三五 私立中学、高等学校の経常的運営費及び施設費の一部を

國庫負担とするの請願

第三六 私立学校助成に関する請

めの学校教育法の一部改正等に

関する請願(百十六件)

第三七 私立大学に対する文教政

第四六 大学入学志願者急増対策 促進に関する請願	一、文化財保護委員会委員の任命に 関する件
第四七 國立夜間工業短期大学教育の充実強化に関する請願	一、労働保険審査会委員の任命に関する件
第四八 國立大学夜間学部（特に工学部二部・工業短大）教育の確立に関する請願（二件）	一、総合エネルギー政策に関する決議案
第四九 世界各宗教原典編集に関する請願	一、日程第一 千九百六十一年の麻薬に関する單一条約の締結について承認を求めるの件
第五〇 日本芸術院の再検討に関する請願	一、日程第二 公職選舉法の一部を改正する法律案
第五一 芸術専門の高等教育機関のあり方に関する請願	一、日程第三 河川法案
第五二 文部省における芸術に関する行政機構の拡充整備に関する請願	一、日程第四 東海北陸自動車道建設法案
○本日の会議に付した案件	一、日程第五 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案
一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件（畜産物価格審議会委員）	一、日程第六 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案
一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件（甘味資源審議会委員）	一、日程第七 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案
一、日程第九 電気事業法案	一、日程第八 近畿圏整備法の一部を改正する法律案
一、日程第十 環境衛生關係官業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	一、日程第十九 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案
一、日程第二十一 厚生省設置法の一部を改正する法律案	一、日程第二十 国家公務員に対する手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案
農林水産委員会委員	同
小宮市太郎君	栗原 祐次君
同	上林 忠次君
文教委員	田中 清一君
同	津島 寿一君
大蔵委員	米田 敦君
同	山口 重彦君
文教委員	植木 光教君
同	大和 与一君
農林水産委員	植木 光教君
法務委員	田中 清一君
同	津島 寿一君
内閣委員	大和 与一君
同	山口 重彦君
大蔵委員	栗原 祐次君
同	日高 広為君
同	小宮市太郎君
法務委員	栗原 祐次君
内閣委員	上林 忠次君
同	田中 清一君
大蔵委員	津島 寿一君
同	大和 与一君
文教委員	山口 重彦君
同	栗原 祐次君
農林水産委員	小宮市太郎君

ギー源を見る場合、それぞれ相互に代用され得るものでありますから、元来、これが対策は総合的に樹立すべきであります。遺憾ながら、わが国のエネルギー政策は、それぞれのエネルギーごとに個別的に対策が立てられ、相互間の総合調整に欠けるうらみが多かつたのであります。この総合対策は決して一朝一夕にできるものとは思えません。しかし、いまこそ国家百年の大計を確立すべき重大な時期に際会しているとと思うので、ここに、政府はすみやかに権威ある総合エネルギー調査会を設置すべく、所要の措置を講すべくあると考へた次第であります。

エネルギー問題として特に私どもの憂慮にたえないのは、石炭の現状であります。

政府もこの点に大いに努力し

て、先年、石炭鉱業調査団の答申に基

づいて、合理化を柱とする石炭対策に

心血を注いだのでありますから、エネル

ギー革命の余波は予想外に激しく、ま

た内外の情勢の急速なる変化もあつ

て、石炭鉱業は依然として不況を脱せ

ざ、産炭地域は疲弊のどん底にあると

いうのが偽らざる現状であります。し

たがいまして、政府は、この新事態に

対処すべく、新たに特別調査団を派遣

して、実情をつぶさに調査し、実態を

かつかつたのであります。

何とぞ各位の熱意ある御賛同を賜わ

りたいのであります。（拍手）

○副議長（重政庸徳君） 本案に対し、

討論の通告がござります。発言を許し

ます。藤田進君。

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 私は、日本社会党を代表

いたしまして、ただいま提案になりました総合エネルギー政策に關する決議

案に対しまして賛成するものであります。

その第一の理由ですが、御承知のよ

うに、國際經濟もいわゆる開放型にな

り、各国とも国内体制を固めて、なか

んずく、基本的産業であり基幹産業で

ある公益性の高いエネルギー部門につ

いては、漸次抜本的な政策を樹立し

て、これが着々と実施に移されつつあ

るにかかるわらず、非常に料金の格差が

つく、サービスの格差がつく。こうい

うことは、国の政策としては許しがた

いのであります。このような内外の事

情からいたしまして、政府はすみやか

に、提案にありますように、所要の法

律を採用しております。わが国の場合

はどうか。開放經濟下に云々と、口を

開けば言ふけれども、ほんとうに池田

内閣といふものが、そういう基礎的な

固めをしてやつてきたがどうかといふ

点であります。何もない。原子力につ

いては科学技術庁長官がこれを担当す

る。それから電力だの、石油だの、ガスだのといふは通産大臣の所掌であ

る。こういわば、ばらばらの状態

なんです。そこで、これらの総合的、

抜本的政策を立てなければ、今後の世

界の貿易といい、市場競争といふもの

に打ち勝つことができないであろう

し、いわんや今日のよう、電灯、小

口電力等が生活必需品であるといわれ

て、これが着々と実施に移されつつあ

るのであります。これは、場内の皆さ

ん御承知のよろこび、最近イタリアにお

きまして、國有化したのはまず電力

だけではありません。もう、つと

に、フランスといい、イギリスとい

いのであります。このような内外の事

情からいたしまして、政府はすみやか

に、提案にありますように、所要の法

律を採用しております。わが国の場合

はどうか。開放經濟下に云々と、口を

開けば言ふけれども、ほんとうに池田

内閣といふものが、そういう基礎的な

固めをしてやつてきたがどうかといふ

点であります。何もない。原子力につ

いては科学技術庁長官がこれを担当す

る。それから電力だの、石油だの、ガスだのといふは通産大臣の所掌であ

る。こういわば、ばらばらの状態

なんです。そこで、これらの総合的、

抜本的政策を立てなければ、今後の世

界の貿易といい、市場競争といふもの

に打ち勝つことができないであろう

し、いわんや今日のよう、電灯、小

口電力等が生活必需品であるといわれ

て、これが着々と実施に移されつつあ

るのであります。これは、場内の皆さ

ん御承知のよろこび、最近イタリアにお

きまして、國有化したのはまず電力

だけではありません。もう、つと

に、フランスといい、イギリスとい

いのであります。このような内外の事

情からいたしまして、政府はすみやか

に、提案にありますように、所要の法

律を採用しております。わが国の場合

はどうか。開放經濟下に云々と、口を

開けば言ふけれども、ほんとうに池田

内閣といふものが、そういう基礎的な

固めをしてやつてきたがどうかといふ

点であります。何もない。原子力につ

いては科学技術庁長官がこれを担当す

る。それから電力だの、石油だの、ガスだのといふは通産大臣の所掌であ

る。こういわば、ばらばらの状態

なんです。そこで、これらの総合的、

抜本的政策を立てなければ、今後の世

界の貿易といい、市場競争といふもの

に打ち勝つことができないであろう

し、いわんや今日のよう、電灯、小

口電力等が生活必需品であるといわれ

て、これが着々と実施に移されつつあ

るのであります。これは、場内の皆さ

ん御承知のよろこび、最近イタリアにお

きまして、國有化したのはまず電力

だけではありません。もう、つと

に、フランスといい、イギリスとい

いのであります。こののような内外の事

情からいたしまして、政府はすみやか

に、提案にありますように、所要の法

律を採用しております。わが国の場合

はどうか。開放經濟下に云々と、口を

開けば言ふけれども、ほんとうに池田

内閣といふものが、そういう基礎的な

固めをしてやつてきたがどうかといふ

点であります。何もない。原子力につ

いては科学技術庁長官がこれを担当す

る。それから電力だの、石油だの、ガスだのといふは通産大臣の所掌であ

る。こういわば、ばらばらの状態

なんです。そこで、これらの総合的、

抜本的政策を立てなければ、今後の世

界の貿易といい、市場競争といふもの

に打ち勝つことができないであろう

し、いわんや今日のよう、電灯、小

口電力等が生活必需品であるといわれ

て、これが着々と実施に移されつつあ

るのであります。これは、場内の皆さ

ん御承知のよろこび、最近イタリアにお

きまして、國有化したのはまず電力

だけではありません。もう、つと

に、フランスといい、イギリスとい

いのであります。こののような内外の事

情からいたしまして、政府はすみやか

に、提案にありますように、所要の法

律を採用しております。わが国の場合

はどうか。開放經濟下に云々と、口を

開けば言ふけれども、ほんとうに池田

内閣といふものが、そういう基礎的な

固めをしてやつてきたがどうかといふ

点であります。何もない。原子力につ

いては科学技術庁長官がこれを担当す

る。それから電力だの、石油だの、ガスだのといふは通産大臣の所掌であ

る。こういわば、ばらばらの状態

なんです。そこで、これらの総合的、

抜本的政策を立てなければ、今後の世

界の貿易といい、市場競争といふもの

に打ち勝つことができないであろう

し、いわんや今日のよう、電灯、小

口電力等が生活必需品であるといわれ

て、これが着々と実施に移されつつあ

るのであります。これは、場内の皆さ

ん御承知のよろこび、最近イタリアにお

きまして、國有化したのはまず電力

だけではありません。もう、つと

に、フランスといい、イギリスとい

いのであります。こののような内外の事

情からいたしまして、政府はすみやか

に、提案にありますように、所要の法

律を採用しております。わが国の場合

はどうか。開放經濟下に云々と、口を

開けば言ふけれども、ほんとうに池田

内閣といふものが、そういう基礎的な

固めをしてやつてきたがどうかといふ

点であります。何もない。原子力につ

いては科学技術庁長官がこれを担当す

る。それから電力だの、石油だの、ガスだのといふは通産大臣の所掌であ

る。こういわば、ばらばらの状態

なんです。そこで、これらの総合的、

抜本的政策を立てなければ、今後の世

界の貿易といい、市場競争といふもの

に打ち勝つことができないであろう

し、いわんや今日のよう、電灯、小

口電力等が生活必需品であるといわれ

て、これが着々と実施に移されつつあ

るのであります。これは、場内の皆さ

ん御承知のよろこび、最近イタリアにお

きまして、國有化したのはまず電力

だけではありません。もう、つと

に、フランスといい、イギリスとい

いのであります。こののような内外の事

情からいたしまして、政府はすみやか

に、提案にありますように、所要の法

律を採用しております。わが国の場合

はどうか。開放經濟下に云々と、口を

開けば言ふけれども、ほんとうに池田

内閣といふものが、そういう基礎的な

固めをしてやつてきたがどうかといふ

点であります。何もない。原子力につ

いては科学技術庁長官がこれを担当す

る。それから電力だの、石油だの、ガスだのといふは通産大臣の所掌であ

る。こういわば、ばらばらの状態

なんです。そこで、これらの総合的、

抜本的政策を立てなければ、今後の世

界の貿易といい、市場競争といふもの

に打ち勝つことができないであろう

し、いわんや今日のよう、電灯、小

口電力等が生活必需品であるといわれ

て、これが着々と実施に移されつつあ

るのであります。これは、場内の皆さ

ん御承知のよろこび、最近イタリアにお

きまして、國有化したのはまず電力

だけではありません。もう、つと

に、フランスといい、イギリスとい

いのであります。こののような内外の事

情からいたしまして、政府はすみやか

に、提案にありますように、所要の法

律を採用しております。わが国の場合

はどうか。開放經濟下に云々と、口を

開けば言ふけれども、ほんとうに池田

内閣といふものが、そういう基礎的な

固めをしてやつてきたがどうかといふ

点であります。何もない。原子力につ

いては科学技術庁長官がこれを担当す

る。それから電力だの、石油だの、ガスだのといふは通産大臣の所掌であ

る。こういわば、ばらばらの状態

なんです。そこで、これらの総合的、

抜本的政策を立てなければ、今後の世

界の貿易といい、市場競争といふもの

に打ち勝つことができないであろう

し、いわんや今日のよう、電灯、小

口電力等が生活必需品であるといわれ

て、これが着々と実施に移されつつあ

るのであります。これは、場内の皆さ

ん御承知のよろこび、最近イタリアにお

きまして、國有化したのはまず電力

だけではありません。もう、つと

に、フランスといい、イギリスとい

いのであります。こののような内外の事

情からいたしまして、政府はすみやか

に、提案にありますように、所要の法

麻薬の中毒が個人にとつて重大な書悪であり、人類に対する社会的及び経済的な危険を伴うものであることを認め、この害悪を防止し、かつ、これと戰う締約国の義務を自覺し、麻薬の濫用に対する措置が効果的であるためには、協同して、かつ、世界的規模で行動することが必要であることを考慮し、世界的規模におけるそのような行動には、同一の原理によつて導かれ、かつ、共通の目標を有する国際協力が必要であると了解し、麻薬統制の分野における国際連合の権限を認め、また、関係国際機関が国際連合の枠内にあることを希望し、

麻薬に関する現行の諸条約に代る普遍的に受けいれられる国際条約であつて、麻薬の使用を医療上及び学術上の目的に制限し、かつ、前記の目標に到達するための継続的な国際協力及び国際統制について規定するものを締結することを希望して、ここに次のとおり協定する。

(a) 「統制委員会」とは、国際麻薬統制委員会をいう。

(b) 「大麻」とは、名称のいかんを問わず、大麻植物の花又は果実のついた枝端で樹脂が抽出されていないもの（枝端から離れた種子及び葉を除く。）をいう。

(c) 「大麻植物」とは、カンナビス属の植物をいう。

(d) 「大麻樹脂」とは、粗のものであると精製したものであるとを問わらず、大麻植物から得た樹脂で分離されているものをいう。

(e) 「コカ樹」とは、エリスロキシロン属の植物をいう。

(f) 「コカ葉」とは、コカ樹の葉（すべてのエクゴニン、コカノンその他のエクゴニンアルカイドを除去したもの）をいう。

(g) 「麻薬委員会」とは、理事会の麻薬委員会をいう。

(h) 「理事会」とは、国際連合の総会社会理事会をいう。

(i) 「栽培」とは、けし、コカ樹の大麻植物の栽培をいう。

(j) 「薬品」とは、天然のものであるとを問わぬこと合成のものであるとを問わぬこと、附表I及び附表IIに掲げる物質をいう。

(k) 「輸入」とは、国際連合の総会を以て、
「輸入」及び「輸出」とは、それが規定に違反する栽培又は薬品の取引をいう。

(l) 「輸入」及び「輸出」とは、それがその語意において、いずれかの国から他の国へ、又は同一の国のかの領域から他の領域へ薬品を現実に輸送することをいう。

(m) 「製造」とは、薬品を得るためにすべての工程（生産を除く）のとし、精製及び薬品の他の薬品への転換を含む。」をいう。

(n) 「薬用あへん」とは、医薬としての使用に適応させるため必要な工程を経たあへんをいう。

(o) 「あへん」とは、けしの液汁の凝固したものをいう。

(p) 「あへん」とは、ババニエル・ムニフェルム・L種の植物をしきしのすべての部分（種子を除く。）をいう。

(t) 「生産」とは、あへん、コカ葉、大麻又は大麻樹脂をそれらが得られる植物から分離する」とをいう。

(u) 「附表I」、「附表II」、「附表III」及び「附表IV」とは、この条約に附屬する薬品又は製剤の表でそれぞれ対応する番号を附したもの（第三条の規定に従つて改正された場合には改正後のもの）をいう。

(v) 「事務総長」とは、国際連合事務総長をいう。

(w) 「特殊在庫量」とは、いずれかの国又は領域の政府が政府の特殊な目的のため及び例外的事態に応ずるためにその国又は領域に保有する薬品の数量をいう。

「特殊な目的」という表現は、この規定の趣旨に従つて解釈するものとする。

(x) 「在庫量」とは、いづれかの国又は領域に保有される薬品で(i)から(v)までに掲げる用途に供されるものの数量をいう。ただし、(iii)及び(iv)に掲げるものを除く。

と同様に、理事会又は総会による承認又は修正を受けるものとする。

第八条 麻薬委員会の任務

麻薬委員会は、この条約の目的に關するすべての事項を審議する権限を有し、特に次のことを行なう権限を有する。

(a) 第三条の規定に従つて附表を改正すること。

(b) 統制委員会の任務に關係がある事項について統制委員会の注意を喚起すること。

(c) この条約の目的の達成及び規定の実施（學術上の研究の計画及び學術的又は技術的な性質を有する資料の交換を含む。）のために勧告を行なうこと。

(d) 麻薬委員会がこの条約に基づいて採扱する決定及び勧告について、それに沿つた措置を考慮するよう、非締約国の注意を喚起すること。

官報(号外)

第九条 統制委員会の構成
1 統制委員会は、理事会が選挙する次の十一人の委員で構成する。
(a) 世界保健機関が指名する少なくとも五人の者の名簿の中から選挙する医学上、薬理学上又は

藥学上の経験のある三人の委員及び國際連合加盟国及び國際連合加盟国でない締約国が指名する者の中から選挙する八人の委員

2 統制委員会の委員は、その能力及び公平無私であることによつて一般的信任を有する者でなければならぬ。統制委員会の委員は、その任期中、その任務の公平な遂行を害するおそれのある地位につき、又はそのようなおそれのある活動に從事してはならない。理事会は、統制委員会と協議の上、統制委員会の任務の遂行にあたつての職權行使上の完全な独立を確保するために必要なすべての措置を執るものとする。

3 任期連続して会議に出席しなかつた統制委員会の委員は、辞任したものとみなす。

4 理事会は、統制委員会の勧告があつたときは、第九条2の規定によつて委員に要求される条件を満たさなくなつた統制委員会の委員を解任することができる。この勧告は、統制委員会の八人の委員の賛成投票によつて行なう。

5 任期中の委員について統制委員会は、第九条の関係規定に従つてその残りの任期について他の委員を選挙することにより、できる限りすみやかにその欠員を補充するよう、それらの国及び領域の政府に要請する。

6 統制委員会は、総会が決定する妥当な額の報酬を受ける。

第七条 統制委員会の委員の任期及び報酬
1 統制委員会の委員の任期は、三年とする。委員は、再選されることができることである。

2 統制委員会は、その任務の適正な遂行上必要であると認める回数の会合を開催する。ただし、暦年に少なくとも二回の会合を開催しなければならない。

3 統制委員会の会議に必要な定足数は、七人とする。

4 統制委員会は、第十九条に定める見積りを提出する期限、方法及びその書式を定める。

5 統制委員会は、第十五条の報告のほか、少なくとも毎年一回、自己が定める時期に、見積りに関する資料でこの条約の実施に役立つと認めるものを発表する。

6 統制委員会は、第二十条に定める統計報告を提出する方法及びその書式を定める。

第七条 統制委員会の委員の任期及び報酬
1 統制委員会の委員の任期は、三年とする。委員は、再選され得ることである。

2 統制委員会は、締約国又は他のいずれかの国がこの条約の規定に従つているかどうかを決定するため、統計報告を検討する。

3 統制委員会は、前記の統計報告に含まれている資料を完全なものにし又は説明するためには必要であ

1 統制委員会は、理事会が選挙する次の十一人の委員で構成する。
(a) 世界保健機関が指名する少なくとも五人の者の名簿の中から選挙する医学上、薬理学上又は

2 統制委員会の各委員の任期は、その後任者が出席する資格を有する統制委員会の最初の会合の日の前日に終了する。

3 三会期連続して会議に出席しなかつた統制委員会の委員は、辞任したものとみなす。

4 統制委員会の会議に必要な定足数は、七人とする。

5 統制委員会は、できる限りすみやかに見積り（補足見積りを含む。）を確認するものとし、関係政

6 統制委員会は、その任務の適正な遂行上必要であると認める回数の会合を開催する。ただし、暦年に少なくとも二回の会合を開催しなければならない。

7 統制委員会は、その見積りを完全なものにして、その手續規則を採択する。

ると認める資料をさらに要求することができる。

4 特殊な目的のために必要な薬品

に關する統計資料について質問し
又は意見を表明することは、統制
委員会の権限外とする。

第十四条 この条約の規定

の実施を確保す
るために統制委

員会が執る措置

1 (a) 統制委員会は、この条約の規

定に基づいて諸国政府から統
制委員会に提出された資料又は
国際連合の機関からこの条約の
規定の下で生じた問題に関する
通知された資料を検討した結果
果、いずれかの国又は領域がこ
の条約の規定を実施していない

2 統制委員会は、1(c)の規定に従
いいずれかの事件について締約
国、理事会及び麻薬委員会の注意
を喚起する場合において、必要と
されるおそれがあると信ずる
に足りる理由を有するときは、
その國又は領域の政府に対し
説明を求める権利を有する。統
制委員会は、(c)に規定する当該
事件について締約国、理事会及
び麻薬委員会の注意を喚起する
権利を留保して、この(b)の規定
に基づく資料の要求又はいづれ
かの政府の説明を極めのものと
して取り扱わなければならな
い。

3

統制委員会は、(b)の規定に基
づいて處理したいすれの事件に
ついても報告を公表し及びそれを
実施するために当該状況の下で
必要と認められる是正措置を執
るよう関係政府に求めることが
できる。

(c) 統制委員会は、関係政府が(b)
の規定に基づいて説明を求めら
れて十分な説明を行なわず、又
は(b)の規定に基づいて求められ
た是正措置を執らなかつたと認
めたときは、当該事件について、
締約国、理事会及び麻薬委
員会の注意を喚起することがで
きる。

4 この条の規定に基づいて公表さ
れる統制委員会の決定が全会一致
しなければならない。

5 いづれの國も、自國に直接関係
のある問題がこの条の規定に基づ
いて審議される統制委員会の会合
に代表者を出席させるよう招請さ
れるものとする。

6 この条の規定に基づく統制委員
会の決定は、委員の全員の三分の
二の多数によつて行なう。

る。関係国は、当該事件を理事会
に提出することができる。

第十五条 統制委員会の報
告

3 統制委員会は、その業務に關す
る年次報告及び必要と認める追加
報告を作成する。これらの報告
には、統制委員会が自由に利用し
うる見積り及び統計資料を分析し
て得た結果並びに、適當な場合に
は、諸國の政府が自発的に又は要
求を受けて行なつた説明の記述並
びに統制委員会が附することを希
望する自己の意見及び勧告をそ
の内容として含ませるものとす
る。これらの報告は、麻薬委員会
を通じて理事会に提出するものと
し、麻薬委員会は、適切と認める
意見を附することができる。

2 前記の報告は、事務長が締約
国に通知し、その後に公表する。
締約国は、その無制限の配布を許
すものとする。

3

1 締約国は、麻薬委員会がその任
務の遂行上必要なものとして要請
する資料、特に次の資料を事務總
長に提出しなければならない。

(a) 自國の各領域におけるこの条
約の運用に關する年次報告

(b) この条約を実施するために隨
時公布されるすべての法令の條
文

(c) 不正取引の事件に關して麻薬
委員会が定める事項(発覚した
不正取引の事件のうち、不正取
引のための薬品の入手源の解明
に役だつ資料があるために、又
はその不正取引の数量若しくは
不正取引をした者が用いた方法
から見て重要である各事件の詳
細を含む。)

4

2 締約国は、1の資料を、麻薬委
員会が要請する方法により、その
要請する期限までに、その要請す
る書式を用いて提出する。

第十六条 事務局

長に提出する資
料

5 麻薬委員会及び統制委員会の事務
局の役務は、事務長が提供する。

6 第十七条 特別の行政機關

締約国は、この条約の規定を実施
するため、特別の行政機関を維持し
なければならない。

7

2 締約国は、1の資料を、麻薬委
員会が要請する方法により、その
要請する期限までに、その要請す
る書式を用いて提出する。

第十九条 薬品需要量の見
積り

1 締約国は、毎年、統制委員会に對し、自國の各領域についての次の事項に関する見積りを、統制委員会が定める方法により、その支給する用紙を用いて提出しなければならない。

(a) 医療上及び学術上の目的のために消費される薬品の数量

(b) 他の薬品、附表Ⅲに掲げる製剤及びこの条約の適用を受けない物質を製造するために使用される薬品の数量

(c) 当該見積りに係る年の十二月三十日に保有されるべき薬品の在庫量

(d) 特殊在庫量を増加するために必要な薬品の数量

2 第二十一条③に規定する控除を受けることを条件として、見積りを超過することは、許されない。

3 いすれの国も、当該見積りに係る年において、補足見積りを、それを必要とする事情の説明を附して、提出することができる。

4 締約国は、見積りに示された数量を決定するために使用した方法及びその方法のいかなる変更をも統制委員会に通報しなければならない。

(f) 報告に係る年の十二月三十日における薬品の在庫量

1 (d)を除く。に掲げる事項に関する統計報告は、毎年作成し、その統計報告に係る年の翌年六月三十日までに統制委員会に提出するものとする。

5 第二十一条③に規定する控除を受けることを条件として、見積りを超過することは、許されない。

第二十条 統制委員会に提出する統計報告

1 締約国は、統制委員会に対し、自國の各領域についての次の事項に関する統計報告を、統制委員会が定める方法により、その支給する用紙を用いて提出しなければならない。

(a) 薬品の生産又は製造

(b) 他の薬品、附表Ⅲに掲げる製剤及びこの条約の適用を受けない物質を製造するために使用される薬品、附表Ⅲに掲げる製剤及びこの条約の適用を受けない物質を製造するために使用される用紙を用いて提出しなければならない。

2 第二十二条③に規定する控除を受けることを条件として、各領域の特殊在庫量を増加するために必要な薬品の数量

3 締約国は、1に掲げる事項のほか、可能な限度において、自國の各領域についてあらんの生産ための栽培が行なわれた面積(ヘクタールで表わすものとする。)に関する資料を統制委員会に提出することができる。

4 締約国は、特殊在庫量に関する統計報告の提出を要求されない。ただし、締約国は、特殊な目的のためその国若しくは領域に輸入し又はそこで入手した薬品に関する報告及び一般国民の需要に応ずるために必要な数量を加えた数量による見込数量の水準まで引き上げるたる。ために必要な数量を加えた数量とする。

(a) 押収され、かつ、正当な使用のけしがらの使用

(b) 薬品の消費

(c) 薬品及びしがらの輸入及び輸出

た薬品の数量に関する報告を別に提出しなければならない。

第二十一条 製造及び輸入の制限

1 いすれかの国又は領域がいかずれかの年において製造及び輸入する各薬品の数量の総計は、次の数量の合計をこえてはならない。

2 いすれかの年において製造され及び輸入された数量が1に掲げる数量の合計から2の規定に基づいて控除される数量を差し引いた数量をこえると統制委員会が認めるときは、その年の末に残存するそのように認められた超過量は、翌年において、製造され又は輸入される数量及び第十九条②に定める見積りの総計から控除するものとする。

3

3 いすれかの年において製造され及び輸入された数量が1に掲げる数量の合計から2の規定に基づいて控除される数量を差し引いた数量をこえると統制委員会が認めるときは、その年の末に残存するそのように認められた超過量は、翌年において、製造され又は輸入される数量及び第十九条②に定める見積りの総計から控除するものとする。

4

4 (a) 輸入又は輸出に関する統計報告(第二十条)により、いすれかの国又は領域に輸出された数量が、その国又は領域についての第十九条②に定める見積りの総計にその国又は領域から輸出された数量として記入されているが、その国又は領域に輸出された数量及びその国又は領域から輸出された数量を加え、かつ、3に規定する超過量を控除した数量をこえていることが明らかである場合には、統制委員会は、知らせておくべきであると認める国にこの事實を通告することができる。

(b) 締約国は、前記の通告を受領したときは、その年において引き出された数量は、1に掲げる

(i) 当該国又は領域について過剰輸入量及び追加需要量の双方に關する補足見積りが提出された場合

(ii) 輸出が医療上不可欠であると輸出国の政府が認める例外的な場合

した上で、維持しなければならない。
い。

(a) 機関は、あへんの生産のため
産のためのけしの栽培及びあへん
について次の規定を適用しなけれ
ばならない。

3 2に定める政府の任務は、当該
締約国の憲法上許容される場合に
は、单一の政府機関が遂行しなけ
り。 3 この独占的権利を薬用あへん及
びあへん製剤に及ぼすことを要
しない。

2(a) 1の規定に従うことを条件と
して、千九百六十一年一月一日
においてあへんを輸出のために
生産していなかつた締約国がそ
の生産するあへんを年間五トン
を限度として輸出することを希
望するときは、その締約国は、
次の事項に關する資料を附し

輸出のためのあへんの生産に従事しないよう勧告することもできる。

(ii) 輸出のために生産される数量の見積り

(iii) 生産されるあへんに関する統計

(ii) 当該國又は領域について過剰輸入量及び追加需要量の双方に関する補足見積りが提出された場合

的な場合

(a) 機関は、あへんの生産のためのけしの栽培を許す地域及び土地を指定しなければならない。

(b) 機関が免許を与える栽培者のみが、前記の栽培に従事すること

第二十四条　国際取引に向
けられるあへんの生産の制
限はならない。

次的事項に關する資料を附して、その旨を統制委員会に通告しなければならず、統制委員会は、この通告を承認することとし、また、当該締約国に対しても

（五）当該締約国が前記のあへんを輸出しようとしている国を
実施中又は計画中の統制
名称

卷之三

れる特別規定

第二十三条 国のあへん機

1 あへんの生産のためのけしの其
培を許す締約国は、この条に定め
る任務を遂行する一又は二以上の
政府機関(以下この条において「機
関」という。)を、それがまだ設置
されていない場合にはそれを設置

前記の各締約国は、あへんの生産のためのけしの栽培及びあへんのための栽培を許す地域及び土地を指定しなければならない。

機関は、あへんの生産のためのけしの栽培を許す地域及び土地を指定しなければならない。

機関が免許を与える栽培者のみが、前記の栽培に従事することを許されるものとする。

各免許には、栽培を許す土地の面積を明記するものとする。

すべてのけしの栽培者は、収穫したすべてのあへんを機関に納入することを要求されるものとする。機関は、できる限りすみやかに、おそらくとも収穫の終了後四箇月以内に、前記の収穫したあへんを買い上げ、かつ、これを占有しなければならない。

機関は、あへんに關し、輸入、輸出及び卸取引を行ない、並びに在庫量(あへんアルカロイド、薬用あへん又はあへん製剤の製造業者が保有するものを除く)を保有する独占的権利を

3 2に定める政府の任務は、当該締約国の憲法上許容される場合には、單一の政府機関が遂行しなければならない。

第二十四条 国際取引に向けられるあへんの生産の制限

1 (a) いづれの締約国も、あへんの生産を開始し又はその現在の生産を從来よりも増加しようとするときは、自國のあへんの生産の結果世界におけるあへんの生産過剰を生ずることがないようするために、統制委員会が公表する見積りによるその時の世界のあへんの需要量を考慮に入らなければならぬ。

(b) 締約国は、その領域におけるあへんの生産又はその生産の増加の結果あへんの不正取引を生ずるおそれがあると認めるとき、あへんの生産を許し、又はその生産を増加してはならない。

2(a) 1の規定に従うことを条件として、千九百六十一年一月一日においてあへんを輸出のためにして、生産していなかつた締約国がその生産するあへんを年間五トンを限度として輸出することを希望するときは、その締約国は、次の事項に関する資料を附して、その旨を統制委員会に通告しなければならず、統制委員会は、この通告を承認することは、また、当該締約国に対して輸出のためのあへんの生産に從事しないよう勧告することである。

(b) ① 生産され、かつ、輸出されるあへんについてこの条約に基づいて実施されている統制規則

② 当該締約国が前記のあへんを輸出しようとしている国の名称

③ 3に規定する締約国以外の締約国が年間五トンをこえる数量ずつを輸出するために生産することを希望するときは、その締約国は、次の事項を含む開示書類を附して、その旨を理事会に通告しなければならず、理事会は、この通告を承認することとする。

(ii) 輸出のためのあへんの生産に従事しないよう勧告することもできる。

(iii) 生産されるあへんに関する量の見積り

3 (a) 及び(b)の規定にかかるわらず、自國が生産したあへんを千九百六十一年一月一日の直前の十年間に輸出した締約国は、その生産するあへんを引き続き輸出することができる。

4 (a) 締約国は、次の締約国の領域で生産されたあへんを除くほか、いずれの国又は領域からあへんを輸入してはならない。

(i) 3に規定する締約国

(ii) 2(b)に定めるところに従って統制委員会に通告した締約国

5 (a) 2(b)に定めるところに従って理事会の承認を受けた締約

(b) (a)の規定にかかるわざ、締約国は、千九百六十一年一月一日前十年間にあへんを生産し、かつ、輸出したいずれの国が生産するあへんをも輸入することができる。ただし、その輸出者が第二十三条に規定する目的のために国の統制機関を設置して維持しており、かつ、その生産するあへんが不正取引に向かれないことを確保する効果的な手段を講じてることを条件とする。

5 この条の規定は、締約国が次のことを行なうことを妨げない。

(b) 自国の需要を満たすために十分な数量のあへんを生産すること。
不正取引において押収したあへんをこの条約の要件に従つて他の締約国に輸出すること。

第一十五条 けしがらの統制
1 あへんの生産以外の目的のためのけしの栽培を許す締約国は、次のことを行なうために必要なすべての措置を執らなければならぬ。
2 締約国は、野生のコカ樹を根絶する措置をできる限り実施するものとする。締約国は、コカ樹が不

(a) 前記のけしがらあへんを生産しないこと。

(b) けしがらの薬品の製造を十分に統制すること。

2 締約国は、第三十一条から十五までに規定する輸入証明書及び輸出許可書の制度をけしがらに適用しなければならない。

3 締約国は、けしがらの輸入及び輸出に関する第二十条1(d)及び2(b)の規定により薬品について要求されるものと同様の統計資料を提出しなければならない。

第二十六条 力葉
1 締約国は、コカ樹及びコカ葉の生産、輸入、輸出、取り扱い及び所持を許すことができる。
2 締約国は、前記の芳香剤の調製のためのコカ葉に關しては、見積り(第十九条)及び統計資料(第二十条)を別に提出しなければならない。ただし、同一のコカ葉がない。ただし、同一のコカ葉がない。ただし、同一のコカ葉がない。

3 この条の規定は、締約国が次のことを行なうことを妨げない。

(a) 薬品の製造を行なう事業所及びその構内を免許制度によつて監督すること。

(b) 薬品の製造を行なう事業所及びその構内を免許制度によつて監督すること。

(c) 製造することを許された薬品の種類及び数量を明記した許可書を免許を受けた薬品の製造業者が定期的に取得すべきものと定めること。もつとも、この許可書は、製剤については、必要とする」とを要しない。

(d) 免許に関する(a)及び(b)の規定は、治療又は学術研究の業務に従事することを正当に許可され

る。その業務に従事している者に對しては、適用することを要しない。

法に栽培されたときは、これを施肥しなければならない。

第二十七条 コカ葉に関する追加規定

1 締約国は、芳香剤へいかなるアルカリオイドをも含有するものであつてはならない。)の調製のためのコカ葉の使用を許し、並びにそのような使用に必要な限度においてコカ葉の生産、輸入、輸出、取り扱い及び所持を許すことができる。

2 締約国は、次のことを行なわなければならない。ただし、その取引度の下に置かなければならぬ。

3 締約国は、大麻植物の葉の悪用及び不正取引を防止するために必要な措置を執るものとする。

第二十九条 製造

1 締約国は、薬品の製造を免許制度の下に置かなければならぬ。ただし、その取引又は分配が国営企業によつて行われる場合は、この限りでない。

2 締約国は、次のことを行なわなければならない。

(a) 薬品の製造を行なう又はそれに従事するすべての人及び企業に従事するすべての人及び企業を監督すること。

(b) 薬品の取引若しくは分配を行なう又はそれに従事するすべての人及び企業を監督すること。

(c) 薬品の取引又は分配を行なう事業所及びその構内を免許制度によつて監督すること。

3 締約国は、市場の一般的状況を考慮して、薬品の製造業者の手も

に限る。)又は園芸上の目的のための大麻植物の栽培には、適用しながらが蓄積されることを防止しなければならない。

第三十条 取引及び分配

1 (a) 締約国は、薬品の取引及び分配を免許制度の下に置かなければならぬ。ただし、その取引又は分配が国営企業によつて行われる場合は、この限りでない。

2 締約国は、次のことを行なわなければならない。

(a) 締約国は、次のことを行なわなければならない。

(b) 締約国は、次のことを行なわなければならない。

(c) 締約国は、次のことを行なわなければならない。

(d) 締約国は、次のことを行なわなければならない。

(e) 締約国は、次のことを行なわなければならない。

(f) 締約国は、次のことを行なわなければならない。

(g) 締約国は、次のことを行なわなければならない。

(h) 締約国は、次のことを行なわなければならない。

(i) 締約国は、次のことを行なわなければならない。

(j) 締約国は、次のことを行なわなければならない。

(k) 締約国は、次のことを行なわなければならない。

(l) 締約国は、次のことを行なわなければならない。

(m) 締約国は、次のことを行なわなければならない。

(n) 締約国は、次のことを行なわなければならない。

(o) 締約国は、次のことを行なわなければならない。

(p) 締約国は、次のことを行なわなければならない。

(q) 締約国は、次のことを行なわなければならない。

り荷を保税倉庫に入れておく目的でその輸入を承認したことを輸入國政府が証明する場合は、この限りでない。このような証明がある場合には、輸出許可書に、その送り荷がそのような目的で輸出される旨を明示しなければならない。

保稅倉庫から出すためには、その保稅倉庫を管轄する当局の許可を受けることを必要とし、外国を仕向地とする場合には、新規のこの条約上の輸出として取り扱う。

11 締約国の領域に入り又はその領域を出る薬品の送り荷で輸出許可書が添附されていないものは、権限のある当局が留置するものとして取り扱う。

12 薬品の送り荷に対する輸出許可書は、領域の権限のある当局に提出する場合は、その領域の権限のある当局に提出する。

13 薬品の送り荷に対しても、通過中又は保稅倉庫に保管中は、当該薬品の性質を変化させるいわなる加工をも施してはならない。その包装は、権限のある当局の許可を得ないで変更してはならない。

14 薬品の締約国の領域の通過に関する規定は、通過する国又は領域に着陸しない航空機によつて当該送り荷が輸送される場合には、適用しない。航空機がこれらの国又は領域に着陸す

書に記載された仕向地と異なる仕向地へその送り荷が輸送されることを防止するため、必要なすべての措置を執らなければならない。

ただし、送り荷が通過する国又は領域の政府が輸送を許可する場合は、この限りでない。送り荷が通過する国又は領域の政府は、要請された輸送をその国又は領域から新たな仕向地である国又は領域への輸出として取り扱う。輸送が許可された場合には、7(a)及び(b)の規定は、送り荷が通過する国又は領域と最初にその送り荷を輸出した国又は領域との間に適用する。

15 この条の規定は、通過中の薬品について締約国が実施する統制を制限する国際協定の規定を寄するものではない。

16 1(a)及び2の規定を除くほか、この条のいかなる規定も、附表IIIに掲げる製剤については、適用することを要しない。

第三十二条 國際交通に從事する船舶又

は航空機の改

急箱内の薬品

の運搬に関する特別規定

(a) 締約国は、この条約に従つて免に敷急の目的のため又は緊急の場合のために必要とされることがある少量の薬品を国際間で運搬することは、この条約上の輸入又は輸出として取り扱わない。

2 船舶又は航空機の登録国は、1

(b) 不正取引に対する防止及び抑圧の措置について全国的規模における調整を確保すること。締約国は、この目的のため、そのような機関を指定して活用することができる。

(c) 不正取引をなくすための協同活動を維持するため、相互に、及び

3 船舶又は航空機が1の規定に従つて運搬する薬品は、当該船舶又は航空機の登録国は、法律、許可及び免許によつて規定される。ただし、関係地の権限のある当局が船舶又は航空機上において点検、検査その他の取締りの措置を実施する権利は、書きられない。緊急の場合におけるこれらの薬品の適用は、第三十条2(b)の規定の違反として取り扱わない。

4 薬品の所持する場合を除くほか、薬品の所持する場合を除くほか、薬品の所持をしてはならない。

第三十三条 薬品の所持

締約国は、法律により認められて所持する場合を除くほか、薬品の所持をしてはならない。

第三十四条 監督及び監視

5 不正取引に対する措置

6 研究施設及び病院が、製造した各薬品の数量並びに取得及び処分ごとに取得し又は処分した各薬品の数量を記録すべきものと定めなければならない。これらの記録は、それぞれ、二年以上の期間保存しなければならない。处方せん用紙の控付きの冊子(第三十条2(b))を使用する場合には、その冊子の控えの部分も、二年以上の期間保存しなければならない。

7 研究施設及び病院が、製造した各薬品の数量並びに取得及び処分ごとに取得し又は処分した各薬品の数量を記録すべきものと定めなければならない。これらの記録は、それぞれ、二年以上の期間保存しなければならない。处方せん用紙の控付きの冊子(第三十条2(b))を使用する場合には、その冊子の控えの部分も、二年以上の期間保存しなければならない。

8 研究施設及び病院が、製造した各薬品の数量並びに取得及び処分ごとに取得し又は処分した各薬品の数量を記録すべきものと定めなければならない。これらの記録は、それぞれ、二年以上の期間保存しなければならない。处方せん用紙の控付きの冊子(第三十条2(b))を使用する場合には、その冊子の控えの部分も、二年以上の期間保存しなければならない。

9 研究施設及び病院が、製造した各薬品の数量並びに取得及び処分ごとに取得し又は処分した各薬品の数量を記録すべきものと定めなければならない。これらの記録は、それぞれ、二年以上の期間保存しなければならない。处方せん用紙の控付きの冊子(第三十条2(b))を使用する場合には、その冊子の控えの部分も、二年以上の期間保存しなければならない。

10 研究施設及び病院が、製造した各薬品の数量並びに取得及び処分ごとに取得し又は処分した各薬品の数量を記録すべきものと定めなければならない。これらの記録は、それぞれ、二年以上の期間保存しなければならない。处方せん用紙の控付きの冊子(第三十条2(b))を使用する場合には、その冊子の控えの部分も、二年以上の期間保存しなければならない。

11 研究施設及び病院が、製造した各薬品の数量並びに取得及び処分ごとに取得し又は処分した各薬品の数量を記録すべきものと定めなければならない。これらの記録は、それぞれ、二年以上の期間保存しなければならない。处方せん用紙の控付きの冊子(第三十条2(b))を使用する場合には、その冊子の控えの部分も、二年以上の期間保存しなければならない。

12 研究施設及び病院が、製造した各薬品の数量並びに取得及び処分ごとに取得し又は処分した各薬品の数量を記録すべきものと定めなければならない。これらの記録は、それぞれ、二年以上の期間保存しなければならない。处方せん用紙の控付きの冊子(第三十条2(b))を使用する場合には、その冊子の控えの部分も、二年以上の期間保存しなければならない。

13 研究施設及び病院が、製造した各薬品の数量並びに取得及び処分ごとに取得し又は処分した各薬品の数量を記録すべきものと定めなければならない。これらの記録は、それぞれ、二年以上の期間保存しなければならない。处方せん用紙の控付きの冊子(第三十条2(b))を使用する場合には、その冊子の控えの部分も、二年以上の期間保存しなければならない。

14 研究施設及び病院が、製造した各薬品の数量並びに取得及び処分ごとに取得し又は処分した各薬品の数量を記録すべきものと定めなければならない。これらの記録は、それぞれ、二年以上の期間保存しなければならない。处方せん用紙の控付きの冊子(第三十条2(b))を使用する場合には、その冊子の控えの部分も、二年以上の期間保存しなければならない。

15 研究施設及び病院が、製造した各薬品の数量並びに取得及び処分ごとに取得し又は処分した各薬品の数量を記録すべきものと定めなければならない。これらの記録は、それぞれ、二年以上の期間保存しなければならない。处方せん用紙の控付きの冊子(第三十条2(b))を使用する場合には、その冊子の控えの部分も、二年以上の期間保存しなければならない。

16 研究施設及び病院が、製造した各薬品の数量並びに取得及び処分ごとに取得し又は処分した各薬品の数量を記録すべきものと定めなければならない。これらの記録は、それぞれ、二年以上の期間保存しなければならない。处方せん用紙の控付きの冊子(第三十条2(b))を使用する場合には、その冊子の控えの部分も、二年以上の期間保存しなければならない。

(d) 適当な機関の間における国際協力が迅速に行なわれるようになること。
(e) 司法書類が訴追のために国際間で送付される場合には、その送付が締約国の指定する機関に対して迅速に行なわれるようになること。この規定は、司法書類が外交上の経路によって自國へ送付されることを要求する締約国の権利を害するものではない。

第三十六条 刑罰規定
締約国は、その憲法上の規定に違反する栽培並びに生産、製造、抽出、要剤提供、販売のための提供することを条件として、こ

なわれることを確保する措置をとらなければならぬ。

(2) 締約国の憲法上の制限、法制及び国内法に従うことを条件として、

(a) 1に掲げる犯罪は、二以上 の国にわたつて行なわれたときは、国ごとに別個の犯罪とみなす。

(b) これららの犯罪への故意による参加、その犯罪の共謀及び未遂並びにこの条に掲げる犯罪に関連する予備行為及び資金の操作は、1に定める处罚すべき犯罪とする。

（iii）これらの犯罪に対する外国の有罪判決は、累犯の認定のために考慮される。

(iv) 自国民又は外国人によつて行なわれた前記の重大な犯罪とは、その犯罪が行なわれた領域の属する締約国により、該域の法律上認められず、かゝりて、その犯罪者がまだ訴追及び判決を受けていない場合に限り、訴追される。

3 いものと認め
し又は犯罪人
を拒絶する権
この条の規定
問題に關しては

(iv)に掲げる犯罪
間で締結されてお
互主義を犯人引
結される犯人引
ても、また、条約
しない締約国間の
も、犯人引渡し
犯罪とすることが
犯罪とすることが
だし、犯人引渡し
求を受けた締約国
て行なわなければ
締約国は、権限の
の犯罪を重大でな
たときは、逮捕を
引渡しをすること
利を有する。

けることが望ま
第三十九条

締約国となるよう
る署名のため、千
月一日まで開放し
ならない。批准書
寄託するものとす

るものと定める
この条約の用語
並びに署名、批
准及び加入の手
続
國語、英語、フ
語及びスペイン
としく正文と
國、國際司法裁判
であり又は國際
加盟国である國
その他理事会が
招請する國によ
り
九百六十一年八
月
准されなければ
は、事務總長に
ておく。
る。

2 前記の四十番目の批准書又は加入書の寄託の日の後に批准書又は加入書を寄託する国については、

この条約は、その国の批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第三十一条の規定の適用上その一の領域を二以上に分割し、又は二以上の領域を单一の領域に統合することを事務総長に通告することができる。

1 締約国は、第十九条、第二十条、第二十二条及び第三十二条の規定の適用上その一の領域を二以上に分割し、又は二以上の領域を单一の領域に統合することを事務総長に通告することができる。

(d) 千九百三十五年一月十九日にジネーヴで署名された国際あへん条約

(e) 千九百三十二年十一月二十七日にパンコックで署名された極東におけるあへん吸食管理に関する協定

1 第九条に定める統制委員会の任務は、この条約の効力発生の日(第四十一条)から、それぞれの任務の性質に応じ、暫定的に、第四十四条(d)に掲げる条約(改正後のもの)の第六章の規定に基づいて構成された常設中央委員会及び第四十四条(e)に掲げる条約(改正後のもの)の第二章の規定に基づいて構成された監督機関が行なう。

2 理事会は、第九条の統制委員会がその任務の遂行を開始する日を定める。この日以後、統制委員会は、第四十四条に掲げる条約の締約国でこの条約の締約国でないものに關し、1に規定する常設中央委員会及び監督機関の任務を行なうものとする。

1 締約国は、この条約の効力発生の日(第四十一条)から二年の期間が満了した後は、自國のために、又は自國が国際関係について責任を有する領域で第四十二条の

(b) 千九百二十五年二月十一日にジネーヴで署名されたあへん条約

(c) 千九百四十六年一月十九日にジネーヴで署名された国際あへん条約

締約国は、事務総長にてた通告により前記の第九条の規定を引き続き有効とすることができる。

第四十五条 経過規定

1 第九条に定める統制委員会の任

務は、この条約の効力発生の日

にパリで署名された千九百四十

六年十二月十一日にレーク・サ

クセスで署名された議定書によ

つて改正された麻薬の製造制限

及び分配取締に関する千九百三

十一年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

十二年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

十三年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

十四年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

十五年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

十六年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

十七年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

十八年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

十九年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

二十一年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

二十二年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

二十三年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

二十四年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

二十五年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

二十六年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

二十七年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

二十八年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

二十九年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

三十一年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

三十二年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

三十三年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

三十四年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

三十五年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

三十六年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

三十七年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

三十八年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

三十九年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

四十一年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

四十二年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

四十三年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

四十四年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

四十五年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

四十六年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

四十七年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

四十八年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

四十九年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

五十一年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

五十二年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

五十三年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

五四年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

五五年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

五六年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

五七年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

五八年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

五九年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

六〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

六一年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

六二年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

六三年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

六四年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

六五年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

六六年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

六七年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

六八年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

六九年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七一年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七二年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七三年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七四年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七五年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七六年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七七年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七八年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七九年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇一年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇二年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇三年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇四年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇五年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇六年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇七年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇八年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇九年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇一〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇一一〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇一二〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇三〇〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇四〇〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇五〇〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇六〇〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇七〇〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇八〇〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七〇九〇〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七一〇〇〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七一〇一〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七一〇二〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七一〇三〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七一〇四〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七一〇五〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七一〇六〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七一〇七〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七一〇八〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七一〇九〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七一〇一〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七一〇二〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七一〇三〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

七一〇四〇年七月十三日の条約の範囲

及び分配取締に関する千九百三

規定に従つて与えた同意を撤回したもののために、事務総長に文書を寄託することによってこの条約を廃棄することができる。

(b) 締約国に対し、改正案を受諾するかどうかを照会し、及びその提案についての意見を理事会に提出するよう求めること。

第四十九條 過渡的留保

- 1 締約国は、署名、批准又は加入の際に、自国のいずれかの領域において、次の事項を暫定的に許す権利を確保することができる。

(a) あへんの医療に準ずる場合における使用

(b) あへんの吸食

(c) コカ葉の咀嚼^{くしゃく}

(d) 大麻、大麻樹脂並びに大麻のエキス及びチンキの医療以外の目的のための使用

(e) (a)から(d)までに規定する薬品の(a)から(b)までに掲げる使用のための生産、製造及び取引

1の規定に基づく留保は、次の制限に従うものとする。

(a) 1に掲げる行為は、留保の対象である領域において慣習的なものであり、かつ、千九百六十一年一月一日に許されていた限りにおいてのみ許される。

(b) 1に規定する薬品の1に掲げる使用のための輸出を非締約国又は第四十二条の規定に基づいてこの条約が適用される領域についての領域に対して行なうことは、許されない。

2

(a) 1に定めるこの条約の効力発生の日から二十五年以内に廃止しなければならない。

(b) コカ葉の咀嚼^{くしゃく}は、第四十一条に定めるこの条約の効力発生の日から十五年以内に廃止しなければならない。

(c) あへんの吸食は、千九百六十四年一月一日において権限のある当局によって登録されている者にのみ許される。

(d) あへんの医療に準ずる場合における使用は、第四十一条に定めるこの条約の効力発生の日から十五年以内に廃止しなければならない。

(e) コカ葉の咀嚼^{くしゃく}は、第四十一条に定めるこの条約の効力発生の日から二十五年以内に禁止しなければならない。

(f) 大麻の医療上及び学術上の目的以外の目的のための使用は、できる限りすみやかに、いかなる場合にも第四十一条1に定めるこの条約の効力発生の日から二十五年以内に、廃止しなければならない。

(g) 1に規定する薬品の1に掲げる使用のための生産、製造及び取引は、そのような使用の減少に応じて減少させ、最終的には廃止しなければならない。

3

(a) 第十八条1(a)の規定に従つて事務総長に提出する年次報告書中

(b) 留保の対象であるそれぞれの行為につき、統制委員会に対して、統制委員会が定める方法による見積り(第十九条)及び統計報告(第二十条)を提出すること。

4 (a) 統制委員会又は事務総長は、
1 の規定に基づいて留保を行なう締約国が次のいずれかのことを行なわないとときは、当該締約国に対し、遅延を指摘した通告を送付し、その通告の受領の後三箇月の期間内に当該年次報告、見積り又は統計報告を提出するよう要請するものとする。

(i) 3 (a)に規定する記述を含む年次報告を報告内容に係る年の終了後六箇月以内に提出すること。

(ii) 3 (b)の見積りを第十二条¹の規定に従つて統制委員会が定める提出期限の後三箇月以内に提出すること。

5 3 (b)の統計報告を第二十条²の規定に基づく提出期限の後三箇月以内に提出すること。

昭和三十九年六月二十五日 参議院会議録第三十一号 千九百六十一年の麻薬に関する單一約定の締結について承認を求めるの件

八二四

- | | |
|---|--|
| <p>（b） 締約国が前記の期間内に統制委員会又は事務総長の要請に従わないときは、1の規定に基づいて行なわれた当該留保は、効力を失うものとする。</p> <p>5 留保を行なつた国は、いつでも、書面で通告することによってその留保の全部又は一部を撤回することができる。</p> <p>第六十条 その他の留保</p> <p>1 留保は、第四十九条又は2及び3の規定に従つて行なわれるものと除くほか、認められない。</p> <p>2 いすれの国も、署名、批准又は加入の際に、この条約の次の規定について留保を行なうことができる。</p> <p>第十二条2及び3、第十三条</p> <p>2、第十四条1及び2、第三十一
条1(b)並びに第四十八条</p> <p>3 締約国となることを希望する国で2又は第四十九条の規定に従つて行なわれる留保以外の留保を認められることを希望するものは、その意向を事務総長に通告することができる。当該留保について事務総長が通知した日の後十二箇月の期間の満了までに、この期間の末日以前にこの条約を批准し又はこれに加入した国（三分の一が異</p> | <p>議を申し出ないときは、その留保は、認められたものとする。ただし、留保に對して異議を申し出た国は、留保を行なつた国に對し、この条約に基づく法的義務を当該留保によつて影響を受けるものを負うことを要しないものと了解される。</p> <p>4 留保を行なつた国は、いつでも、書面で通告することによってその留保の全部又は一部を撤回することができる。</p> <p>第五十二条 通告</p> <p>事務総長は、第四十条1に規定するすべての国に対し、次の事項を通知するものとする。</p> <p>(a) 第四十条の規定に従つて行なわれる署名、批准及び加入</p> <p>(b) 第四十二条の規定に従つてこの条約が効力を生ずる日</p> <p>(c) 第四十六条の規定に従つて行なわれる廢棄</p> <p>第十二条2及び3、第十三条
2、第十四条1及び2、第三十一
条1(b)並びに第四十八条2の規定に関する留保 アルゼンティン共和国は、国際司法裁判所の義務的管轄を承認しない。</p> <p>第四十九条の規定に関する留保 アルゼンティン共和国は、</p> <p>1(c)の「コカ葉の咀嚼」及び1(e)の「(c)に規定する薬品の(c)に掲げる使用のための取引」についての権利を留保する。</p> <p>M・アマデオ</p> <p>千九百六十一年七月
三十一日</p> <p>以上の証拠として、下名は、正當に委任を受け、各自の政府のためにオーストリアのために</p> <p>H・S・ウォーレン</p> <p>千九百六十一年七月
三十一日</p> <p>アルゼンティンのため</p> <p>ブルガリアのため</p> <p>ジス・ビッテンクール</p> <p>アルバニアのために</p> <p>アブドゥル・H・タビビ</p> <p>アフガニスタンのために</p> <p>アルイジオ・ゲテス・レ</p> <p>アルゼンティンのため</p> <p>アルゼンティン共和国は、</p> <p>千九百六十一年七月
三十一日</p> <p>留保の本文（別紙）</p> <p>(1) ブルガリア
人民共和国政
府は、第四十
八条2の規定
を、決定したた
めに国際司法
裁判所に付託
されるいかな</p> |
|---|--|

る紛争についてもそれぞれの場合においてすべての紛争当事国の同意が必要である旨の留保を附して、受諾する。

ビルマのために

本官は、この單一条約への本
官の署名が、シャン州が次の権
利を留保することを許される旨
の了解を条件とすることを宣言
する。

(1) シャン州における中毒者に
対し、この單一条約の効力發
生の日から二十年の過渡的期
間中、あへんの吸食を許す權
利

(2) 前記の使用のためにあへん
を生産し及び製造する権利
(3) シャン州政府が千九百六十
三年十二月三十一日であへん
消費者の名簿の作成を完了し
た後にその名簿を提出する權
利

テイン・モン
白ロシア・ソヴィエト社会主義共
和国のために
第十二条2及び3、第十三
条2、第十四条1及び2並びに
第三十一条1(b)の規定に関する
留保を附して。留保の本文は、
別紙のとおりである。

F・グリヤズノフ
千九百六十一年七月
三十一日

留保の本文(別
紙)

白ロシア・ソ
ヴィエト社会主
義共和国政府
は、麻薬に関する
單一条約第四
十条に定める手
続により同条約
の締約国となる
可能性を奪われ
た国に関しては、
同条約第十
二条2及び3、
第十三条2、第
十四条1及び2
並びに第三十一
条1(b)の規定の
拘束を受けると
考えない。

J・シャルロ
千九百六十一年七月
三十一日

セイロンのために

チャードのために
Dクトルズデネック
 Chernyuk

批准を条件として
D・シュヴァイツァー
チリのために

保を附して署名。留保の本文
は、別紙のとおりである。

A・ヘッセルンド・イエンセン
ドミニカ共和国のために

エクアドルのために
M・ラファエル・ウルキア
エティオビアのために

エル・サルヴァドルのために
M・ラファエル・ウルキア
エティオビアのために

デンマークのために

A・ヘッセルンド・イエンセン
ドミニカ共和国のために

エクアドルのために
M・ラファエル・ウルキア
エティオビアのために

エルネスト・ジャシリイ

千九百六十一年四月三日

ヴァチカンのために

ジェイムズ・H・グリフィス

批准を条件として

ホンデュラスのために

ハンガリーのために

第十二条2及び3、第十三

条2、第十四条1及び2、第三

十一条1(b)並びに第四十八条2

の規定に関する留保(千九百六

十一年七月三十一日付文書第一

三九号参照)

を附して
レーリンツ・タマーシ

千九百六十一年七月

三十日

留保の本文(別

紙)

1 ハンガリー

人民共和国政

府は、第四十

八条2の規定

を、決定のた

めに国際司法

裁判所に付託

されるいかな

る紛争につい

てもそれぞれ

インドのために
B・N・バナージ

の場合においてすべての紛

争当事国の同意が必要である旨の留保を

附して、受諾する。

2 ハンガリー

人民共和国政

府は、千九百

六十年の麻

薬に関する草

案約第四十

条の規定によ

り同条約の締

約国となる可

能性を奪われ

た國に關して

は、第十二条

2及び3、第

十三条2、第

十四条1及び

2並びに第三

十一条1(b)の

規定の拘束を

受けると考え

ない。

印度のために

を受けると考

えない。イン

ドネシア政府

批准並びに第四十九条1
(a)、(b)、(d)及び(e)に定める

留保を条件として。インド

政府は、第四十二条第二段

の規定に従い、シッキムに

対するこの条約の適用につ

いてのシッキムの同意を得る限り短い期間内に得る

よう努める。

インドネシアのために

批准並びに第四十八条2の規

定に関する留保並びに第四十条

及び第四十二条の規定に関する

留保を別紙の声明に従つて行なう意図の宣言を条件として

S・ウイルヨプラノト

千九百六十一年七月

二十八日

声明の本文(別

紙)

1 インドネシ

ア政府は、第

四十八条2の規

定に関する

同条1の条項

によつて解決

することがで

きない紛争の

国際司法裁判

所への強制付

託を定めるこ

の規定の拘束

に希望すること

は、決定のため国際司法裁判所に付託されるいかなる紛争についてもそれぞれの場合において争当事国の同意が必要である旨の留保を条件として現行の方式に同様に適用を妨げることがある

意しない。

ア政府は、第

四十二条の規

定に関し、非

本土領域に對

するこの条約の適用を妨げることがある

ことある。

イランのために

将来の批准を条件として

する立場をとる。

争当事国の同意が必要であるとの立場をとる。

アドナン・パチャーチ

ドクトル アザラクシ

アラクのため

イランのため

将来の批准を条件として

する立場をとる。

イスラエルのために

アーラランドのために

批准を条件として

する立場をとる。

イラクのために

アドナン・パチャーチ

ドクトル アザラクシ

イスラエルのために

将来の批准を条件として

する立場をとる。

イタリアのために

将来の批准を条件として

する立場をとる。

は、決定のため国際司法裁判所に付託されるいかなる紛争についてもそれぞれの場合において争当事国の同意が必要である旨の留保を条件として現行の方式に同様に適用を妨げることがある

意しない。

ア政府は、第

四十二条の規

定に関し、非

本土領域に對

するこの条約の適用を妨げることがある

ことある。

イランのために

将来の批准を条件として

する立場をとる。

ドクトル アザラクシ

イスラエルのために

将来の批准を条件として

する立場をとる。

イラクのために

ドクトル アザラクシ

イスラエルのために

将来の批准を条件として

する立場をとる。

ドクトル アザラクシ

イスラエルのために

将来の批准を条件として

する立場をとる。

ドクトル アザラクシ

イスラエルのために

将来の批准を条件として

する立場をとる。

ドネシア政府

象牙海岸のために

千九百六十一年四月四日

トルコのために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国のために
第十二条2及び3、第十三条

2、第十四条1及び2並びに第
三十二条1(b)の規定による
保を附して。留保の本文は、別
紙のとおりである。

ルカ・キジャ

千九百六十一年七月
三十二日

留保の本文(別
紙)

ウクライナ・
ソヴィエト社会

主義共和国政府
は、麻薬に関する
單一約第四
十条に定める手
続により同約
の締約国になる
可能性を奪われ
た国に關して
は、同約第十
二条2及び3、
第十三条2、第
十四条1及び2

並びに第三十一
一条1(b)の規定の
拘束を受けると
考へない。

南アフリカ連邦のために
ソヴィエト社会主義共和国連邦の
ために

2、第十四条1及び2並びに第
三十二条1(b)の規定による
保を附して。留保の本文は、別
紙のとおりである。

マイル

千九百六十一年七月
三十二日

留保の本文(別
紙)

ウクライナ・
ソヴィエト社会

主義共和国連
邦政府は、麻薬
に関する單一約
約第四十条に定
める手続により
同約の締約国
になる可能性を
奪われた国に關
しては、同約第
十二条2及び3、
第十三条2、第
十四条1及び2

3、第十三条
2、第十四条1
及び2並びに第
三十二条1(b)の規定の
拘束を受けると
考へないと
考へない。

南アフリカ連邦のために
ソヴィエト社会主義共和国連邦の
ために

2、第十四条1及び2並びに第
三十二条1(b)の規定による
保を附して。留保の本文は、別
紙のとおりである。

ドクトル

アミン・イズ
グレート・ブリテン及び北部アイ
ルランド連合王国のために
パトリック・ディーン

マイル

千九百六十一年七月
三十二日

留保の本文(別
紙)

ウクライナ・
ソヴィエト社会

主義共和国連
邦政府は、麻薬
に関する單一約
約第四十条に定
める手続により
同約の締約国
になる可能性を
奪われた国に關
しては、同約第
十二条2及び3、
第十三条2、第
十四条1及び2

附表
附表I

アセチルメサドール(三-アセト
キシ-六-ジメチルアミノ-四-
四-ジフェニルヘプタン)

アルフルプロジェクト(三-アリル
一-メチル-四-フェニル-四-ブ
ロピオンオキシペリジン)

アルフルプロジェクト(三-アリル
ルフル-三-アセトキシ-六-ジメチ
ルアミノ-四-四-ジフェニルヘ
ブタン)

アルフルプロジェクト(アルフル
ルランド連合王国のために
パトリック・ディーン

マイル

千九百六十一年七月
三十二日

留保の本文(別
紙)

ウクライナ・
ソヴィエト社会

主義共和国連
邦政府は、麻薬
に関する單一約
約第四十条に定
める手続により
同約の締約国
になる可能性を
奪われた国に關
しては、同約第
十二条2及び3、
第十三条2、第
十四条1及び2

リジン-四-カルボン酸エチルエス
テル)
ベンジルモルヒネ(三-ベンジル
モルヒネ)

ベータアセチルメサドール(ベ
タ-三-アセトキシ-六-ジメチル
アミノ-四-四-ジフェニルヘプタ
ン)

ベータメサドール(ベータ-三-
エチル-一-メチル-四-フェニ
ル-四-プロピオンオキシペリジ
ン)

ベータメサドール(ベータ-六-
ジメチルアミノ-四-四-ジフェニ
ル-三-ヘプタノール)

ベータプロジェクト(ベータ-一-三-
ジメチルアミノ-四-四-ジフェニ
ル-五-ニトロベンズイミダゾー
ル)

大麻、大麻樹脂並びに大麻のエキ
ス及びチンキクロニタゼン(二-パラ-クロロ
ベンジル-一-ジエチルアミノエチ
ル)

ベンジル-一-ジエチルアミノエチ
ル

コカイン(ベンゾイルエクゴニン
のメチルエステル)

ベンゼチジン(一-(二)-ベンジル
オキシエチル)-四-フニルビペリジ
ン)

ベンゼチジン(一-(二)-ベンジル
オキシエチル)-四-カルボン酸エチルエス
テル)

ベンゼチジン(一-(二)-ベンジル
オキシエチル)-四-フニルビペリジ
ン)

ユーロースラヴィアのために
ドラガン・ニコリッチ

イエメンのために
政府の承認を条件として

得られる物質で取引に供されるもの)	ジピバノン(四・四一ジフェニル一六一ビペリジン—三一ヘプタノン)	ペリジン—四一カルボン酸エチルエステル)	メチルデソルフイン(六一メチルデルタ六一テオキシモルヒネ)	オキシモルフオン(十四一ヒドロキシヒドロモルヒノン)
デソモルヒネ(ジヒドロデオキシモルヒネ)	デキストロモラミド(四一四一ジフェニル一メチル一四一オキソ—三一ヘプタノン)	エクゴニン並びにそのエヌテル及び誘導体でエクゴニン及びコカインに転換しうるもの	エチルメチルアミノ(六一メチルメチルアミノ—四一カルボン酸エニルピペリジン)	ペチジン(一—メチル—四一フェニルビペリジン—四一カルボン酸エニル)
ジアンプロミド(エヌ—三一ヘカルフエニルアミノ)アロピルブロピオニアニリド)	ジエチルチアソブテン(三一ジエチルチアソブテン(三一ヘカルボン酸エニル))	エチルメチルチアソブテン(三一ヘカルボン酸エニル)	エトドミド(四一メターヒドロキシフェニル一四一カルボン酸エニル)	エトドミド(五—メチルジヒドロモビオニル)
チルアミノ—一—ジ—(一—チエニル)—一—ブテン)	ジヒドロモルヒネ	エトニタゼン(一—ジエチルアミルエチル—二—ペラ—エトキシベンジル—五—ニトロベンズイミダゾール)	エトニタゼン(一—ジエチルアミルエチル—二—ペラ—エトキシベンジル—五—ニトロベンズイミダゾール)	エトニタゼン(一—ジエチルアミルエチル—二—ペラ—エトキシベンジル—五—ニトロベンズイミダゾール)
ジメノキサドール(三一ジメチルエチルエチル—一—エトキシ—一・一—ジフェニルアセテート)	ジメフエブタノール(六一ジメチルアミノエチル—一—エトキシ—一・一—ジフェニルアセテート)	ヒドロキシエトキシエチル—四一カルボン酸エチルエステル)	ヒドロキシエトキシエチル—四一カルボン酸エチルエステル)	ヒドロキシエトキシエチル—四一カルボン酸エチルエステル)
ルアミノ—四一ジフェニル—三一ヘプタノール)	ジメフエブタノール(六一ジメチルアミノエチル—一—エトキシ—一・一—ジフェニルアセテート)	フレジン(一—(二—エトロヒドロフルシリルオキシエチル)—四一カルボン酸エチルエステル)	フレジン(一—(二—エトロヒドロフルシリルオキシエチル)—四一カルボン酸エチルエステル)	フレジン(一—(二—エトロヒドロフルシリルオキシエチル)—四一カルボン酸エチルエステル)
ジメチルチアソブテン(三一ジメチルアミノ—一—ジ—(一—チエニル)—一—ブテン)	ジメフエブタノール(六一ジメチルアミノエチル—一—エトキシ—一・一—ジフェニルアセテート)	ヒドロキシエチルモルファン(一—(二—エトロヒドロフルシリルオキシエチル)—四一カルボン酸エチルエステル)	ヒドロキシエチルモルファン(一—(二—エトロヒドロフルシリルオキシエチル)—四一カルボン酸エチルエステル)	ヒドロキシエチルモルファン(一—(二—エトロヒドロフルシリルオキシエチル)—四一カルボン酸エチルエステル)
チルアミノ—一—ジ—(一—チエニル)—一—ブテン)	ヒドロコドン(ジヒドロコディノン)	三一ヒドロキシエヌースーフエナシルモルヒナン)	三一ヒドロキシエヌースーフエナシルモルヒナン)	三一ヒドロキシエヌースーフエナシルモルヒナン)
ジオキサブエチルブチレート(エニル四—モルフオリノ—一—二—ジエニルブチレート)	ヒドロモルヒノール(十四一ヒドロキシヒドロモルヒネ)	レボルファノール(注)(一—三一ヒドロキシエヌースーフモルヒナン)	レボルファノール(注)(一—三一ヒドロキシモルヒナン)	レボルファノール(注)(一—三一ヒドロキシモルヒナン)
ジフェニルエチル—一—ジフェニルギシシート(一—(三一シアルモルヒニル—三一ヘカルフエニル)一—四一カルボン酸エチルエニル)	ヒドロコドン(ジヒドロコディノン)	メタゾシン(一—ヒドロキシ—一・五・九一トリアジメチル—六・七一ベンゾモルファン)	メタゾシン(一—ヒドロキシ—一・五・九一トリアジメチル—六・七一ベンゾモルファン)	メタゾシン(一—ヒドロキシ—一・五・九一トリアジメチル—六・七一ベンゾモルファン)
アノ—三—三一ジフェニルブロピル—一—四一フエニルピベリジン—四一カルボン酸エチルエスティル)	ヒドロキシモルヒノン	メサドン(六一ジメチルアミノ—メサドン(六一ジメチルアミノ—四一ジフェニル—三一ヘプタノン)	メサドン(六一ジメチルアミノ—四一ジフェニル—三一ヘプタノン)	メサドン(六一ジメチルアミノ—四一ジフェニル—三一ヘプタノン)
四一カルボン酸エチルエスティル)	ヒドロキシモルヒノン	ジヒドロコディノン)	ジヒドロコディノン)	ジヒドロコディノン)

昭和三十九年六月二十五日 参議院会議録第三十一号 千九百六十一年の麻薬に関する單一約の締結について承認を求めるの件

プロペリジン (一メチル-四-

フェニルピペリジン-四カルボン

酸イソプロピルエステル)

ラセメソルファン (田-三-メト

キシ-エヌ-メチルモルヒナン)

ラセモラミド (田-四-二-メチ

ル-四-オキソ-三-三-ジフエニ

ル-四- (一-ピロリジニル) プチ

ル] モルファン)

ラセモルファン (田-二-ヒドロ

キシ-エヌ-メチルモルヒナン)

テバコン (アセチルジヒドロコデ

イノン)

トリメペリジン (一・二・五-ト

テバイン

リメチル-四-フエニル-四-ブロ

ピオンオキシビペリジン)

この附表Iに掲げる薬品の異性体

が特定の化学名の下に存在しうるも

のはその異性体 (特に除外されるも

のを除く。)

この附表Iに掲げる薬品のエステ

ル又はエーテルが存在しうるときは

そのエステル及びエーテル (他の附

表に掲げるものを除く。)

この附表Iに掲げる薬品の塩類

(前記のエステル、エーテル及び異

性体の塩類を含む。) が存在しうると

ときはその塩類

注 デキストロメソルファン

(H)-三-メトキシ-エ

ス-メチルモルヒナン) 及

びデキストロルファン

ス-メチルモルヒナン)

(H)-三-ヒドロキシ-エ

ルコジンのそれぞれの製剤であつ

く。

は、特にこの附表Iから除

く。

附表II

アセチルジヒドロコデイン

コディン (三-メチルモルヒネ)

デキストロプロポキシフェン

(H)-四-ジメチルアミノ-三-メ

チル-一-ニ-ジフエニル-一-ブ

ジヒドロコデイン

エチルモルヒネ (三-エチルモル

ヒネ)

ノルコデイン (エヌ-デメチルコ

デイン)

フォルコジン (モルフオリニルエ

チルモルヒネ)

この附表IIに掲げる薬品の異性体

が特定の化学名の下に存在しうると

のはその異性体 (特に除外されるも

のを除く。)

この附表IIに掲げる薬品の塩類

(前記の異性体の塩類を含む。) が存

在しうるときはその塩類

附表III

より又は公衆の健康に危険をもたらすような収量で薬品を回収することができないもの

「黒川武雄君登壇、拍手」

存在しうるときはその塩類

この附表IVに掲げる薬品の塩類が

存在しうるときはその塩類

○黒川武雄君 大だいま議題となりました條約は、麻薬の国際統制を世界的に計算して二・五ミリグラム以下

モルヒネ、ノルコデイン及びフオ

ルコジンのそれぞれの製剤であつて、次の条件を満たすもの

(a) 濫用の危険が全く又はほとんどないよろな態様で他の一又は二以上の成分と複合しており、

かつ、容易に用いられる手段により又は公衆の健康に危険をもたらすような取量で薬品を回収する

ことができないこと。

(b) 一回の用量につき百ミリグラム以下の薬品を含有し、又は、

分割されていない製剤について

は、濃度二・五パーセント以下

であること。

5 この附表IIIに掲げるいずれかの

処方に適合する製剤及びこれらの

製剤と薬品を含有しない物との混

合物

4 この附表IVに掲げるいづれかの

御承知願います。

委員会は六月二十三日採決の結果、

本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言も

なければ、これより採決をいたします。

本件を問題に供します。本件を承認

することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認説
めます。よつて本件は、全会一致を
もつて承認する」とに決しました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第一、公職選挙法(重政庸徳君)一部改正案(内閣提出第一六五号、衆議院(辻付))を議題といたします。

右多款をもつて別冊の通り修正すべ
きものと議決した。よつて要領書をさ
添えて、報告する。

道府県知事の選挙において午前九時
に限りを「並びに衆議院議員、参議院議
員及び都道府県知事の選挙において、午前九時
から午後五時までの間定中「並びに衆議院議員、参議院議

から午後五時までの間に限り、参議院議員及び衆議院議員及び都道府県知事の選挙については、午前九時から午後五時までの間に限り、「並びに衆議院議員及び都道府県知事の選挙については、午前九時から午後五時までの間に限り」を「並びに衆議院議員及び都道府県知事の選挙については午前七時から午後五時までの間に限り、参議院議員の選挙については午前七時から午後八時までの間に限り」に改める。

か、所屬候補者の数に応じて増加することと、(二)各選挙につき、立候書図面を廃止すること、(四)あらたに補充選挙人名簿の登録申出の制度を設けること等を骨子とする政府原案に対し衆議院において、(一)供託金の額、街頭演説の時間及び個人演説会場の公営立札等は現行法どおりとし、連呼行為の時間を午前九時から午後五時までとすること、並びに個人演説会告知用の小型ポスターの制度を新設すること、(二)政党その他の政治団体の選挙期間中における立札及び看板の類を規制すること等の修正を行なつたものであり、本特別委員会においては、参議院選挙に限つて連呼行為ができる時間を午前七時から午後八時までとする旨の修正を加え、おおむね妥当な措置と認めた。

公職選挙法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十二条により送付する。
昭和三十九年六月十一日
衆議院議長 船田 中
参議院議長重宗雄三殿

(本文及び一は衆議院修正)
公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。
目次中「第一百四十三条 (文書図画の掲示)」を「第一百四十三条 (文書図画の掲示)」を「第一百四十三条 (文書図画の撤去義務)」に、「第一百四十四条の四 (任意制ポスター掲示場)」を「第一百四十四条の四 (任意制ポスター掲示場)」に、「第一百四十四条の五 (ポスター掲

審査報告書

河川法案

右多數をもつて別冊の通り修正すべきものと認決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年六月二十二日

建設委員長 安田 敏雄

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、現行の適用及び

準用河川による区間制度を廢止して、河川を水系別に一級河川及び二級河川に区分し、河川管理者を建設大臣及び都道府県知事とする

河川管理制度の責任を明確にした新しい河川管理制度を採用するとともに、水利使用の調整、流水占用料の収入についても、その帰属を定める。

2 河川の流水は、私権の目的となることができない。

第二条の見出しを「(河川管理の原則等)」に改め、同条に次の二項を加える。

2 河川の流水は、私権の目的となることができない。
第六条第一項第三号中「これに類する土地」の下に「及び政令で定める遊水地」を加える。

第十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 河川管理者は、工事実施基本計画を定めるに当たつては、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

指置について別冊のとおり修正を行なつた。

一、費用

この法律施行のため昭和三十九年度においては、特に費用を要しない。

年度においては、特に費用を要しない。

河川法案

衆議院議長 船田 中

右の内閣提案案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年四月二十四日

衆議院議長 重宗雄三殿

参議院議長 重宗雄三殿

道府県知事の諮問機関として河川審議会及び都道府県河川審議会を設置することができる等、所要の規定を整備することによつて国土の保全を確保し、かつ水の総合的な利用、開発を図らうとするもので、おおむね妥当と認めるが河川管理の原則、河川区域及び工事実施計画に関し、河川の流水の私権排除、河川区域内に政令で定める遊水地の明定及び河川管理者の行

なう工事実施計画を定める場合、灾害の防止、軽減のための必要な

第一款 通則(第二十三条)

第三十七条

第二款 水利調整(第三十八条)

第三款 ダムに関する特別

第四十四条 第五条

第十一条

第十四条 緊急時の措置(第五十一条)

十二条 第五十三条

第四節 河川保全区域(第五十一条)

四条 第五十五条

第五節 河川予定地(第五十六条)

条 第五十八条

第三章 河川に関する費用(第五十九条 第七十四条)

第四章 監督(第七十五条 第七十九条)

第五章 河川審議会及び都道府県河川審議会(第八十条 第八十六条)

第六章 雜則(第八十七条 第百一条)

第七章 償罰則(第一百二条 第一百九条)

第八章 河川の管理施設(第一章)

2 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止めその他河川の流水によつて生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。ただし、河川管理者以外の者が設置した施設については、当該施設を

河川管理施設とすることについて

第一条 この法律は、河川につい

て、洪水、高潮等による災害の発

生が防止され、河川が適正に利用され、及び流水の正常な機能が維持されることにより、國土の保全と開発に寄与し、もつて公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

(河川管理の原則)

第一条 河川は、公共用物であつて、その保全、利用その他の管理は、前条の目的が達成されるよう適正に行なわなければならぬ。

第二条 河川及び河川管理施設の法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川といふ。

第三条 この法律において「河川管理施設」を含むものとする。

第四条 この法律において「河川管理施設」とは、ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止めその他河川の流

河川管理者が権原に基づき当該施

目次

第一章 総則(第一条 第八条)

第二章 河川の管理

第一節 通則(第九条 第十五条)

第二節 河川工事等(第十六条)

第三節 河川の使用及び河川に關する規制

附則 第一章 総則(目的)

第二章 河川の管理

第一節 通則(第九条 第十五条)

第二節 河川工事等(第十六条)

第三節 河川の使用及び河川に關する規制

設を管理する者の同意を得たものに限る。

(一級河川)

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川(公共の水流及び水面をいう。以下同じ。)で政令で指定したものとす。

建設大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき

は、あらかじめ、河川審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

建設大臣は、前項の政令の制定

又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、河川審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

第五条 この法律において「二級河川」とは、前条第一項の政令で指定された水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で都道府県知事が指定したものとす。

2 都道府県知事は、前項の規定により河川を指定しようとする場合

において、当該河川が他の都道府県との境界に係るものであるときは、当該他の都道府県知事に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、第二項の規定により河川を指定するときは、建設省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。

5 前項の規定により関係市町村長の意見をきかなければならない。

6 二級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による指定期間を経なければならない。

7 二級河川について、前条第一項の規定による指定期間を経なければならない。

8 二級河川について、前条第一項の規定による指定期間を経なければならない。

9 二級河川について、前条第一項の規定による指定期間を経なければならない。

10 二級河川について、前条第一項の規定による指定期間を経なければならない。

11 二級河川について、前条第一項の規定による指定期間を経なければならない。

12 二級河川について、前条第一項の規定による指定期間を経なければならない。

13 二級河川について、前条第一項の規定による指定期間を経なければならない。

14 二級河川について、前条第一項の規定による指定期間を経なければならない。

15 二級河川について、前条第一項の規定による指定期間を経なければならない。

(河川区域)

第六条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

1 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地(河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。)の区域

2 都道府県知事は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見をきかなければならない。

3 建設大臣は、指定区間を指定しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするととも、同様とする。

4 建設大臣は、指定区間を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

5 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

6 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

7 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

8 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

9 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

10 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

11 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

12 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

13 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

14 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

15 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

3 河川管理者は、港湾法(昭和十五年法律第二百八十八号)に規定する港湾区域又は漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)に規定する漁港の区域につき第一項第三号の区域の指定又はその変更をしようとするときは、港湾管理者又は農林大臣に協議しなければならない。

4 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

5 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

6 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

7 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

8 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

9 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

10 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

11 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

12 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

13 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

14 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

15 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

る都道府県知事に、政令で定めるところにより、その管理の一部を行なわせるものとする。

3 建設大臣は、指定区間を指定しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするととも、同様とする。

4 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

5 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

6 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

7 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

8 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

9 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

10 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

11 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

12 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

13 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

14 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

15 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

より、その成立した協議の内容を公示しなければならない。

3 第一項の規定による協議に基づき、一の都府県知事が他の都府県の区域内に存する部分について管

理を行なう場合においては、その都府県知事は、政令で定めるとこどにより、当該他の都府県知事に代わつてその権限を行なうものとする。

(河川の台帳)

第十二条 河川管理者は、その管理する河川の台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 河川の台帳は、河川現況台帳及び水利台帳とする。

3 河川の台帳の記載事項その他その摘要及び保管に關しある必要な事項は、政令で定める。

4 河川管理者は、河川の台帳の閲覧を求められた場合においては、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(河川管理施設等の構造の基準)

第十三条 河川管理施設又は第二十

六条の許可を受けて設置される工

作物は、水位、流量、地形、地質

その他の河川の状況及び自重、水

圧その他の予想される荷重を考慮

した安全な構造のものでなければならぬ。

2 河川管理施設又は第二十六条の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なもの構造について河川管理上必要とされる技術的基準は、政令で定める。

(河川管理施設の操作規則)

第十四条 河川管理者は、その管理する河川管理施設のうち、ダム、堰、水門その他の操作を伴う施設で政令で定めるものについては、操作規則を定めなければならない。

2 河川管理者は、前項の操作規則を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、一級河川の河川管理施設に係るものにあつては

関係都道府県知事、二級河川の河川管理施設に係るものにあつては関係市町村長の意見をきかなければならぬ。

(他の河川管理者に対する協議)

第十五条 一級河川について、河川管理者が、前条第一項の河川管理施設の操作規則を定め、若しくは

から第二十九条までの規定による処分（当該処分に係る第七十五条の規定による処分を含む。）をしよ

うとする場合において、当該操作

事若しくは当該処分に係る工事を

他の行為が他の河川管理者の管

理する河川に著しい影響を及ぼす

おそれがあると認められるとき

は、河川管理者は、あらかじめ、

当該他の河川管理者に協議しなけ

ればならない。

(工事実施基本計画)

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量

その他当該河川の河川工事の実施についての基本となるべき事項

(以下「工事実施基本計画」とい

う。)を定めておかなければなら

い。

2 工事実施基本計画は、水害発生

の状況並びに水資源の利用の現況

及び開発を考慮し、かつ、国土総

合開発計画との調整を図つて、政

令で定める基準に従い、水系ごと

に、その水系に係る河川の総合的

管理が確保できるように定められ

なければならない。

3 建設大臣は、工事実施基本計画を定めようとするときは、あらか

じめ、河川審議会の意見をきかな

ければならない。

(附帯工事の施行)

第十七条 河川管理者は、河川工事により必要を生じた他の工事又は施設以外の施設又は工作物（以下

「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合には、河川管理者及び他の工作物の管理者

は、協議して別に管理の方法を定め、当該河川管理施設及び他の工

作物の工事、維持又は操作を行なうことができる。

2 河川管理者は、前項の規定によ

る協議に基づき、他の工作物の管

理者が河川管理施設の工事、維持

又は操作を行なう場合において

は、建設省令で定めるところによ

り、その旨を公示しなければなら

ない。

(工事原因者の工事の施行)

2 工事の施行に伴う損失の補償

第十八条 河川管理者は、河川工事

以外の工事（以下「他の工事」とい

う。）又は河川を損傷した行為若し

くは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によつて必要を生じた河

川工事を当該他の工事の施行者又

は当該他の行為の行為者に施行させることができる。

(附帯工事の施行)

第十九条 河川管理者は、河川工事により必要を生じた他の工事又は施設以外の者の施行するために必要な河川工事を当該河川工事とあわせて施行することができる。

(河川管理者以外の者の施行する工事等)

第二十条 河川管理者以外の者は、

第十一條、第十七條第一項及び第十八條の規定による場合のほか、

あらかじめ、政令で定めるところ

により河川管理者の承認を受け

て、河川工事又は河川の維持を行なうことができる。ただし、政令

で定める特例なものについては、

河川管理者の承認を受けることを要しない。

第三十一条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十三

条第一項の規定による場合を除

き、河川工事の施行により、当該

河川に面する土地について、通

路、みぞ、かき、さくその他の施

設若しくは工作物を新築し、増築し、修繕し、若しくは移転し、又

つた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、

その処分が前条第一項の政令で定

める流水の占用に係るものであ

る場合を除き、あらかじめ、関

係都道府県知事の意見をきかね

ればならない。これらの規定によ

る許可に関する第七十五条の規定に

よる処分をしようとするときも、

同様とする。

2 都道府県知事は、二級河川につ

いて、水利使用で政令で定めるも

のに関し、第二十三条又は第二十

六条の許可をしようとするとき

は、あらかじめ、関係市町村長の

意見をきかなければならない。

3 建設大臣は、第二十七条第一項

に係るものであるときは、あらか

じめ、関係都道府県知事の意見を

きかなければならない。

(河川管理者の工作物に関する工

事の施行)

第三十七条 河川管理者は、第二十

六条の許可を受けた者の委託があ

つた場合においては、同条の許可

に係る工作物に関する工事をみず

から行なうことができる。

第二款 水利調整

(水利使用の申請があつた場合の通知)

第三十八条 河川管理者は、水利使

用に關し第二十三条又は第二十六

条の申請があつた場合においては、当該申請が却下すべきも

のである場合を除き、建設省令で

定めるところにより、申請者の

氏名、水利使用の目的その他建設

省令で定める事項を第二十三条

から第二十九条までの規定による

許可を受けた者及び政令で定め

る河川に關し権利を有する者(以

下「関係河川使用者」と総称する。)

に通知しなければならない。ただし

、当該水利使用により損失を受

けないことが明らかである者及び

当該水利使用を行なうことについ

て同意をした者については、この

限りでない。

(関係河川使用者の意見の申出)

第三十九条 前条の通知があつたと

きは、関係河川使用者は、建設省

令で定めるところにより、河川

管理者に対し、当該水利使用によ

りその者が受ける損失を明らかに

して、当該水利使用について意見

を申し出ることができる。

第三款 河川の使用

(申請をした関係河川使用者があ

る場合の水利使用の許可の要件)

第四十条 河川管理者は、水利使用

に關し第二十三条又は第二十六条

条又は第二十六条の許可によ

り損失を受ける者があるときは、

当該水利使用に関する許可を受けた者がその損失を補償しなければならない。

は、当該水利使用を行なうことに

ついて当該関係河川使用者のすべ

各号の一に該当する場合でなけれ

ば、その許可をしてはならない。

(損失の補償の協議等)

第四十二条 前条の規定による損失

の補償で関係河川使用者に係るも

のについては、水利使用の許可を

受けた者と関係河川使用者とが協

議しなければならない。

2 前項の規定による協議が成立し

ない場合においては、当事者は、政

令で定めるところにより、河川管理

者の裁定を求めることができる。

3 河川管理者は、前項の裁定をす

る場合において、損失の補償とし

て、損失防止施設を設置すべき旨

の実施に支障がないと認められ

るべきではないと認めた場合

2 建設大臣は、前項第一号に該當

するものとして水利使用に關し第

二十三条又は第二十六条の許可を

しようとする場合は、あ

らかじめ、河川審議会の意見をき

かなければならぬ。

第四款 河川の貯留

八四一

4 河川管理者は、第二項の裁定を

しようとする場合においては、あ

らかじめ、関係河川使用者が当該

河川の使用を行なう土地の所在す

る都道府県の収用委員会の意見を

きかなければならない。

は、その裁定があつた日から起算

して六十日以内に、訴えをもつて

その変更を請求することができ

る。

6 前項の訴えにおいては、当事者

の他の一方を被告としなければな

らない。

7 第五項の規定による訴えの提起

は、水利使用及び当該水利使用に

係る事業の実施を妨げない。

(流水の貯留又は取水の制限)

第四十三条 水利使用の許可を受けた者は、第三十九条の申出をした

関係河川使用者に係る前条第一項

の協議又は同条第二項の裁定に係

る損失を補償した後(損失の補償

が損失防止施設の設置に係るもの

であるときは、当該施設を設置

し、かつ、河川管理者の確認を得

た後)でなければ、流水を貯留

し、又は取水してはならない。た

だし、第三十九条の申出をした関

係河川使用者の受けた損失であつて河川管理者が当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でなければその程度を確定することができない旨の決定をし、若しくは当該水利使用の許可に係る工作物が完成しなければ当該損失防止施設を設置することができないことその他当該損失防止施設の種類、構造等について特別の事情があることにより、損失防止施設の設置の時期について当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でよい旨の決定をし、

3 前項第三号の場合において補償金を受けるべき者の請求があるときは、水利使用の許可を受けた者は、自らの見積金額を払い渡し、裁判による補償金額との差額を供託しなければならない。

4 第二項の規定による供託は、水利使用を行なう土地のもよりの供託所にしなければならない。

5 水利使用の許可を受けた者は、第二項に規定する供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金を取得すべき者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号の一に該当するときは、水利使用の許可を受けた者は、補償金を供託することができる。

一 補償金を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補償金を受領することができないとき。

二 水利使用の許可を受けた者が過失がなくて補償金を受けるべ

き者を確知することができないとき。

三 水利使用の許可を受けた者が河川管理者の裁定した補償金額に対して不服があるとき。

四 水利使用の許可を受けた者が差押え又は仮差押えにより補償金の払渡しを禁じられたとき。

第五款 ダムに関する特則

(河川の従前の機能の維持)

第四十四条 ダム(河川の流水を貯留し、又は取水するため)第二十六条の許可を受けて設置するダムで、基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上のものをいふ。以下同じ。)で政令で定めるものを設置する者は、当該ダムの設置により河川の状態が変化し、洪水中における従前の当該河川の機能が滅殺されることとなる場合においては、河川管理者の指示に従い、当該機能を維持するために必要な施設を設け、又はこれに代わるべき措置をとらなければならない。

2 前項の河川管理者の指示の基準は、政令で定める。

(水位、流量等の観測)

第四十五条 ダムで政令で定めるものと同様とする。

2 河川管理者は、ダムで政令で定めたことを確保するため、政令で定める基準に従い、観測施設を作成する者は、当該ダムの操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三款 ダムに関する特則

(ダムの操作状況の通報等)

第四十六条 前条のダムの設置者は、洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合には、政令で定めるところにより、同条の規定による観測の結果及び当該ダムの操作の状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通報しなければならない。

4 河川管理者は、当該ダムに関する工事又は河川の状況の変化その他当該河川に関する特別の事情により、当該操作規程によつては河川管理上支障を生ずると認める場合においては、当該操作規程の変更を命ぜることができる。

(危害防止のための措置)

第四十七条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の運用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作規程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(記録の作成等)

第四十九条 ダムを設置する者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をし、ある供託書の写しを添付して、その旨を河川管理者に届け出なければならない。

とともに、河川管理者からその提出を求められたときは、遅滞なければならない。

(管理主任技術者の設置)

第五十条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供する場合においては、当該ダムの維持、操作その他の管理を適正に行なうため、政令で定める資格を有する管理主任技術者を選任しなければならない。

2 ダムを設置する者は、前項の規定により管理主任技術者を選任したときは、当該管理主任技術者につき、建設省令で定める事項を河川管理者に届け出なければならぬ。

(兼用工作物であるダムについての特例)

第五十一条 ダムと河川管理施設とが相互に効用を兼ねる場合における当該施設について、第十七条第一項の協議に基づき、河川管理者がその維持及び操作を行なう場合には、この款の規定の適用につい

て、政令で特別の定めをすることができる。

第四款 緊急時の措置

(洪水調節のための指示)

第五十二条 河川管理者は、洪水による災害が発生し、又は発生するおそれが大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するため緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置する者に対し、当該ダムの操作について、その水系に係る河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(渇水時における水利使用の調整)

第五十三条 異常な渇水により、許可に係る水利使用が困難となつた場合においては、水利使用の許可を受けた者は、相互にその水利使用の調整について必要な協議を行なうように努めなければならぬ。

2 前項の協議を行なうに当たつては、当事者は、相互に他の水利使用者を尊重しなければならない。

3 河川管理者は、第一項の協議が成立しない場合において、当事者が申請があつたとき、又は緊急に水利使用の調整を行なわなければ公共の利益に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるとときは、水利使用の調整に關して必要なあつせん又は調停を行なうことができる。

4 河川管理者は、河川保全区域を指定するときは、建設省令で定めることにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときは、同様とができる。

第四節 河川保全区域
(河川保全区域)

第五十四条 河川管理者は、河岸又は河川管理施設を保全するため必要があると認めるときは、河川区

2 前項の協議を行なうに当たつては、当事者は、相互に他の水利使用者を尊重しなければならない。

3 河川保全区域の指定は、当該河岸又は河川管理施設を保全するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、かつ、河川区域の境界から五十メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質等の状況により必要やむを得ないと認められる場合は、五十メートルをこえて指定することができる。

一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

2 第三十三条の規定は、相続人、合併により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」といふ)を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

第五節 河川予定地
(河川予定地)

2 建設大臣は、河川保全区域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきしょんとする者は、建設省令で定めて、次の各号の一に掲げる行為をして、次に各号の一に掲げる行為をしょんする者には、建設省令で定めることにより、河川管理者の許可を受けなければならない。たゞ

し、又は廃止しようとするときは、この限りでない。

3 河川保全区域の指定は、当該河岸又は河川管理施設を保全するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、かつ、河川区域の境界から五十メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質等の状況により必要やむを得ないと認められる場合は、五十メートルをこえて指定することができる。

一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

2 第三十三条の規定は、相続人、合併により設立される法人その他の前項の許可を受けた者の一般承継人、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」といふ)を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者について準用する。

3 河川保全区域における行為の制限

第五十五条 河川保全区域内においては、河川保全区域に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定することができ

る。

2 建設大臣は、河川保全区域を指

定しようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきしょんする者は、建設省令で定めることにより、河川管理者の許可を受けなければならない。たゞ

し、政令で定める行為については、この限りでない。

3 河川保全区域の指定は、当該河岸又は河川管理施設を保全するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、かつ、河川区域の境界から五十メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質等の状況により必要やむを得ないと認められる場合は、五十メートルをこえて指定することができる。

り新たに河川区域内の土地となるべき土地を河川予定地として指定することができる。

2 河川予定地の指定は、当該河川工事を施行することが当該工事の実施の計画からみて確実となつた日以後でなければ、してはならない。

3 河川管理者は、河川予定地を指定するときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

(河川予定地における行為の制限)

第五十七条 河川予定地において、

次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただ

し、政令で定める行為については、この限りでない。

一 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為

二 工作物の新築又は改築

2 河川管理者は、前項の規定による制限においては、その者に対しても、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

3 第二十二条第四項及び第五項の規定は前項の規定による損失の補償について、第三十三条の規定は相続人、合併により設立された法人その他の第一項の許可を受けた者的一般承継人、同項の許可を受けた者からその許可に係る土地若しくは工作物又は当該許可に係る工作物の新築等をすべき土地(以下この項において「許可に係る土地等」という。)を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者を受けなければならない。ただ

（河川予定地における行為の制限）

第五十八条 河川予定地(以下この項において「許可に係る土地等」という。)を譲り受けた者及び同項の許可を受けた者から賃貸借その他により当該許可に係る土地等を使用する権利を取得した者を受けなければならない。ただ

（河川予定地）

第五十九条 河川の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特

別の定めがある場合を除き、一級河川に係るものにあつては国、二級河川の存する都道府県の負担とする。

(河川の管理に要する費用の負担原則)

第六十条 都道府県は、その区域内における一級河川の管理に要する費用(指定区間ににおける管理で

要する費用の補助)

第六十一条 国は、第九条第二項の規定により都道府県知事が行なうものとされた指定区間内の一級河川の修繕に要する費用の一部を負担する。

(指定区間内の一級河川の修繕に要する費用の補助)

第六十二条 国は、二級河川の改良工事に要する費用については、政令で定めるところにより、二分の

が河川区域となる前ににおいても、この法律の適用については、その

土地は、河川区域内の土地とみなす。ただし、罰則の適用については、特にその旨の定めがある場合に限る。

については、その三分の一)を負

担する。

(他の都府県の費用の負担)

第六十三条 建設大臣が行なう河川の管理により、第六十条第一項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都

府県が著しく利益を受ける場合に限る。

おいては、建設大臣は、その受益

の限度において、同項の規定によ

り、当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

2 建設大臣は、前項の規定により当該利益を受ける都府県に河川の管理に要する費用の一部を負担させようとするときは、あらかじめ、当該都府県を統轄する都府県

の意見をきかなければならぬ。

3 都道府県知事が行なう河川の管理により、当該都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、当該都府県は、その受益の限度において、当該都府県が負担した当該管理に要する費用の一部を、当該利益を受ける都府県に負担させることができる。

とにより、許可又は承認に係る工事その他の行為が河川管理上著しい支障を生ずることとなつたとき。

四 河川工事のためやむを得ない必要があるとき。

五 前号に掲げる場合のほか、公益上やむを得ない必要があるとき。

(監督処分に伴う損失の補償等)

第七十六条 河川管理者は、前条第一項第四号又は第五号に該当する

ことにより同項の規定による処分をした場合において、当該処分に

より損失を受けた者があるときは、その者に対して通常生ずべき

損失を補償しなければならない。

ただし、水利使用に關し第二十三条又は第二十六条の許可を受けた

者が、第四十一条の規定によりその損失を補償する場合は、この限りでない。

2 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

3 河川管理者は、第一項の規定により河川管理者が補償すべき損失が、前条第二項第五号に該当するものとして同項の規定による処分があつたことによるものである場合においては、当該補償金額を當該理由を生じさせた者に負担させることができる。

2 河川監理員は、前項の規定によることで、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 前項の規定による証明書の様式は、その他必要な事項は、建設省令で定める。

(河川監理員)

第七十七条 河川管理者は、その職員のうちから河川監理員を命じ、

第七十八条 建設大臣又は河川管理者は、この法律を施行するため必

要がある場合においては、この法

律若しくはこの法律に基づく政令

若しくは都道府県の規則の規定によ

る規定に基づく政令若しくは都道

府県の規則の規定又はこれらの規

定に基づく処分に違反している者

(第七十五条の規定による処分又は

第九十条第一項の規定による条件に違反している者を含む。)に対し

て、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指示する

若しくは当該許可若しくは承認を受けた者の事務所若しくは事業場に立ち入り、工事その他の行為の状況又は工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができ

る権限を行なわせることができる。

2 河川監理員は、前項の規定によることで、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められばならない。

第七十九条 都道府県知事は、第九

章第二項の規定により行なうもの

とされた一級河川の管理で政令で定めるものを行なおうとするとき

(以下「審議会」といふ。)を置く。

第八十条 建設省に、河川審議会

から河川管理上必要な報告を徵し、又はこの法律による権限を行

なうため必要な限度において、そ

の職員に当該許可若しくは承認に係る工事その他の行為に係る場所に立ち入り、工事その他の行為の状況又は工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させなければならない。

1 工事実施基本計画を定めようとする場合

2 都道府県知事は、その管理する二級河川について、次の各号の一に該当する場合においては、建設大臣の認可を受けなければならぬ。

2 都道府県知事は、その管理する二級河川について、次の各号の一に該当する場合においては、建設大臣の認可を受けなければならぬ。

1 工事実施基本計画を定めようとする場合

2 都道府県知事は、その管理する二級河川について、次の各号の一に該当する場合においては、建設大臣の認可を受けなければならぬ。

議するほか、建設大臣の諮問に応じ、河川に関する重要事項を調査

審議する。
の職務を代理する。

審議会は、前項に規定する事項

第八十三条 特定の河川に関する事項を調査審議するため必要がある見を述べることができる。

（組織）
第八十一条 審議会は、委員三十人
以内で組織する。

2 委員は、河川に関する学識経験を有する者、関係行政機関の職員及び地方公共団体の長のうちから、建設大臣が任命する。

3 学識経験を有する者のうちから
任命された委員の任期は、二年と
する。ただし、補欠の委員の任期
は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

（会長）

るめ。

3
会長

3 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

要する行為を行なつてゐる者又はこの法律の規定によりその設置について許可を要する工作物を設置

第八十九条 建設大臣若しくは都道
（調査、工事等のための立入り等）
届け出なければならない。

府原知事又はその命じた者若しく

はその委任を受けた者は、一級河

川、二級河川、河川区域、河川保

全図場若しくは河川工事、河川

の維持その他河川の管理を行なう

ためやむを得ない必要がある場合

においては、他人の占有する土地

に立ち入り、又は特別の用途のな

い他人の土地を材料置場若しくは
作業場として一時使用することが

できます。

2 前項の規定により他人の占有す

る土地に立ち入ろうとする場合に

おいては、あらかじめ、当該土地

の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ

通知することが困難である場合に

「おまえの心臓が止まらなくなつた」。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で開まれた土地に立ち入りうとする場合においては、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならぬ。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により土地に立ち入るうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他の人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとする場合には、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その意見をきかなければならぬ。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規

定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 建設大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による処分により損失を受けた者がある場合においては、その者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならぬ。

9 第二十二条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。(許可等の条件)

第九十条 河川管理者は、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の規則の規定による許可又は承認には、必要な条件を附すことができる。

2 廃川敷地等は、土地収用法第六条の規定の適用については、前項の期間内においては、廃川敷地等とならないものとみなす。

2 前項の場合において、土地収用法第二百六条又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第五百七十九条の規定による買受け又は買戻しの相手方は、譲与を受けた都道府県とする。

2 前項の条件は、適正な河川の管理を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に対し、不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

2 前項の条件は、適正な河川の管理を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に対し、不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

官報(号外)

(廃川敷地等の管理)

(二級河川に係る廃川敷地等の譲与)

(二級河川に係る廃川敷地等の譲与)

河川(指定区間に除く)であるときは、國、二級河川又は指定区間

に係る廃川敷地等で前条の規定にによる交換が行なわれなかつたものについては、大臣と協議の

内の一級河川であるときは、當該河川の存する都道府県の負担とし、廃川敷地等の管理に伴う収益は、その管理の費用を負担する者の取扱とする。

第九十一条 河川区域の変更又は廃止があつた場合においては、從前

川の存する都道府県の負担とし、廃川敷地等の管理に伴う収益は、

第九十三条 建設大臣は、二級河川に係る廃川敷地等で前条の規定に

よる交換が行なわれなかつたものについては、大臣と協議の

上、国有財産として存置する必要があるものを除き、第九十一条第

(河川の使用等に関する國の特例)

があるものを除き、第九十一条第

二十七条まで、第三十条第二項、

第三十四条第一項、第四十七条第

一項、第五十五条第一項及び第五

十七条第一項の規定の適用につい

ては、國と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの

規定による許可又は承認があつたものとみなす。

第九十二条 前条第一項の規定により廃川敷地等を管理する者は、同一の期間内において、政令で定めることにより、當該廃川敷地等と新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

第九十三条 道の区域内の河川については、この法律の規定にかかる規定による許可又は承認があつたらず、河川の管理に要する費用の負担、河川管理者の権限、流水占

第九十三条 前条第一項の規定により廃川敷地等を管理する者は、同一の期間内において、政令で定めることにより、當該廃川敷地等と新たに河川区域となる土地とを交換することができる。

第九十四条 第九十二条第一項の期間内における廃川敷地等の管理又は第九十二条の規定による廃川敷地等の交換に要する費用は、廃川敷地等となる前の當該河川が一般

ときは、國、二級河川又は指定区間

に係る廃川敷地等で前条の規定に

用料等の帰属その他の事項につき、政令で特別の定めをすることとする。

不服申立て

第九十七条 第二十二条第一項又は
第二項の規定による処分その他の公
権力の行使に当たる行為について
は、行政不服審査法（昭和三十七
年法律第百六十号）による不服申
立てをすることができない。

権力の行使に当たる行為について
裁定の申請をする」ことができる。

この場合には、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

第九十九条 河川管理者は、特に必
要があると認めるときは、政令で

(政令への委任)
第一百一条 この法律に定めるものの

二 第八十九条第七項の規定に依 反して、土地の立入り又は一時

処分については、異議申立てをすることがあります。次に掲げる処分に不服があるときは、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に關するものであるときは、土地調整委員会に対しても裁判の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。ない。

一 第二十四条から第二十七条まで、第二十九条、第五十五条第一項若しくは第五十七条第一項の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二 前号に規定する処分に關する第七十五条の規定による処分は、前項各号の処分につき、処分が誤つて審査請求又は異議申立てをするとができる旨を教示した場合に準用する。

第九十八条 この法律に規定する河川管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。
(地方公共団体への委託)
第九十九条 河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。
(この法律の規定を準用する河川)
第一百条 第四条第一項の政令で指定する水系及び第五条第一項の水系以外の水系に係る河川で市町村長が指定したものについては、この法律中二級河川に関する規定(政令で定める規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるの

2 前項に規定するものほか、^{とあるのは「市町村」と、「建設大臣}の法律の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。^{とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。}

(政令への委任)

第七章 罰則

第一百二条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

一 第二十三条の規定に違反して、河川の流水を占用した者
二 第二十六条の規定に違反して、工作物の新築、改築又は却をした者

三 第二十七条第一項の規定に反して、土地の埋立、盛土

第百二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第三十一条第一項の規定に違反して、工作物を使用した者

二 第八十九条第七項の規定に違反して、土地の立入り又是一時使用を拒み、又は妨げた者

三百四条 第五十五条第一項の規定に違反して、河川保全区域内において同項各号の一に該当する行為をした者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条第一項の規定による指示に従わなかつた者

二 第四十七条第一項前段に規定する操作規程の承認を受けないする

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一項を改正する法律

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律

等の制限に関する法律（昭和三十四年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「この法律で「基準面積」を「前項の基準面積」に改め

第三条を次のように改める。

（工業等制限区域）

第三条 既成市街地のうち政令で定める区域を工業等制限区域とす

る。

第四条の見出し中「新設」の下に

「及び増設」を加え、同条第一項中

を都県知事（地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二

条の十九第一項の指定都市（以下「指

定都市」という。）の区域内において

は、都県が制限施設を新設し、又は

増設する場合を除き、指定都市の市長とし、以下「知事等」という。に改める。

第七条第一項中「知事」を「知事等」に改める。

第八条の見出しを「許可の基準等」に改め、同条中「知事」を「知事等」に改め、同条第二項中「あらかじめ」の下に「首都圏整備委員会その他」を加え、同条に次の二項を加える。

第三条を次のように改める。

九人以内

2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により許可を取り消す場合に準用する。

第十二条、第十三条第一項、第十一条、第十二条第一項、第十三

三条第一項、第十四条及び第十五条中「知事」を「知事等」に改める。

第十三条第一項、第十四条及び第十五条中「知事」を「知事等」に改める。

附 則
第三十三条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

2 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「新設」の下に

「及び増設」を加え、同条第一項中

を都県知事（地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二

条の十九第一項の指定都市（以下「指

定都市」という。）の区域内において

は、都県が制限施設を新設し、又は

第三条を次のように改める。

第三条を次のように改める。

第三条を次のように改める。

第三条を次のように改める。

第三条を次のように改める。

第三条を次のように改める。

第十九条第一項第五号中「十三人以内」を「十一人以内」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案

同号を同項第六号とし、同項第四

五 関係都県及び関係指定都市の議会の議長 九人以内

第三十三条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第三章 雜則（第十一条—第十五条）

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

2 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「新設」の下に

「及び増設」を加え、同条第一項中

を都県知事（地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二

条の十九第一項の指定都市（以下「指

定都市」という。）の区域内において

は、都県が制限施設を新設し、又は

第三条を次のように改める。

第三条を次のように改める。

第三条を次のように改める。

第三条を次のように改める。

第三条を次のように改める。

第三条を次のように改める。

近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案

同号を同項第六号とし、同項第四

五 関係都県及び関係指定都市の議会の議長 九人以内

第三章 雜則（第十一条—第十五条）

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

2 第八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により許可を取り消す場合に準用する。

第十二条、第十三条第一項、第十

三条第一項、第十四条及び第十五条中「知事」を「知事等」に改める。

第十三条第一項、第十四条及び第十五条中「知事」を「知事等」に改める。

年法律第二百二十九号) 第二条第三項に規定する区域をいう。

2 この法律で「作業場」とは、製造業(物の加工業を含み、政令で定める業種に属するものを除く。以下同じ。)の用に供する工場の作業場をいう。

3 この法律で「教室」とは、学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)第一條に規定する大学(政令で定める大学を除くものとし、以下単に「大学」という。)若しくは高等専門学校又は同法第八十三条第一項に規定する各種学校(政令で定める各種学校を除くものとし、以下単に「各種学校」という。)の教室をいう。

4 この法律で「制限施設」とは、一の団地内にある作業場又はその団地内にある作業場又は教室の床面積の合計がそれぞれ基準面積以上であるものをいう。

5 前項の基準面積とは、作業場については工場の種類に従つて千平

方メートル以上で政令で定める面

積、大学及び高等専門学校の教室については千五百方メートル、

各種学校の教室については八百平方メートルをいう。

6 この法律で「学校」とは、大学、高等専門学校及び各種学校をいう。

(工場等制限区域)

第三条 既成都市区域のうち政令で定める区域を工場等制限区域とする。

第二章 制限施設

(新設及び増設の制限)

第四条 工場等制限区域内においては、制限施設を新設し、又は増設してはならない。ただし、府県知事(地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十一第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内においては、府県が制限施設を新設し、又は増設する場合を除き、指定都市

の市長とし、以下「知事等」とい

う。)の許可を受けたときは、この限りでない。

2 次の各号の一に該当するときは、その用途変更若しくは利用又は床面積の増加は、制限施設の新設とみなす。

1 制限施設以外の施設の用途を変更し、又は新たに利用することによって、その施設を制限施設とする。

2 同様とする。

(許可の申請)

第六条 第四条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を知事等に提出しなければならない。

第七条 知事等は、第四条第一項ただし書の許可の申請があつたときには、次の各号の一に該当する場合

でなければ、許可をしてはならぬ。

1 当該制限施設の新設又は増設が、工場等制限区域内における人口の増大をもたらすこととなるないと認められるとき。

2 当該制限施設の新設又は増設によって、工場等制限区域内における住民又は他の事業者がその生活上又は事業經營上現に受けており、又は将来受けべき

一項の規定を適用しない。第二条

第二項、第三項又は第五項の規定に基づく政令の改正により制限施設の範囲が拡張された際に工場等制限区域内において施行されてる工事に係る制限施設で、当該政令の改正の結果制限施設となるもの的新設又は増設についても、

他政令で定める書類を添附しなければならない。

(許可の基準等)

第八条 知事等は、第四条第一項た

だし書の許可の申請があつたとき

は、次の各号の一に該当する場合

でなければ、許可をしてはならぬ。

1 当該制限施設の新設又は増設

が、工場等制限区域内における

人口の増大をもたらすこととな

らないと認められるとき。

2 当該制限施設の新設又は増設

によって、工場等制限区域内に

おける住民又は他の事業者がそ

の生活上又は事業經營上現に受

けており、又は将来受けべき

五 工場等制限区域内に制限施設を新設し、又は増設しようとす

る理由

2 前項の申請書には、制限施設に係る敷地及び建築物の配置図その

著しい不便が排除されると認められるとき。

三 工場等制限区域外において申請者が当該申請に係る事業を經營することが著しく困難であると認められるとき。

四 その他政令で定める場合に該當するとき。

2 知事等は、第四条第一項ただし書の規定により許可又は不許可の処分をするには、あらかじめ、近畿圏整備長官及び関係行政機関の長の承認を受けなければならぬ。

3 指定都市の市長が前項の規定により近畿圏整備長官の承認を求めた場合には、府県知事を経由しなければならない。この場合において、府県知事は、すみやかに、その意見を附して、これを近畿圏整備長官に進達するものとする。

(許可の承認)

第八条 第四条第一項ただし書の許可を受けた者がその許可に係る作業場又は教室をその用に供している製造業又は学校につき事業の譲渡又は学校の設置者の変更が行なわれた場合において、その譲受人又は新たな設置者が事業の譲渡又は設置者の変更が行なわれた日から起算して六箇月以内に政令で定める事務の規定により許可又は不許可の処分をするには、あらかじめ、近畿圏整備長官及び関係行政機関の

(許可の取消し)

第九条 知事等は、第四条第一項ただし書の許可を受けた者が、正當な理由がないのに一年以内に許可を受けた制限施設の新設又は増設の工事に着手しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 第七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により許可を取り消す場合に準用する。

3 第一条の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違反に対する措置)

第十条 知事等は、第四条第一項の規定に違反して新設され、又は増設された制限施設を製造業又は学

又は学校に立ち入り、制限施設その他の物件を検査させることができない。

第十二条 知事等は、第九条第一項

事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。

第十三条 この法律の規定によつて聽取

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第十四条 国が制限施設を新設し、

又は増設する場合においては、当該制限施設を管理する行政機関の長と知事等との協議が成立する

ことをもつて第四条第一項ただし書の許可があつたものとみなす。

第十五条 この法律は、製造業又は

学校につき、建築基準法(昭和二

3 聽聞に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その

立入検査の手続における意見の

請求に対する裁決は、近畿圏整備

長官及び関係行政機関の長の意見

を聞いた後にしなければならない。

第十六条 知事等は、第三章

の規定による処分をし、その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて

予告した上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、

場所及び事案の内容を示さなければならぬ。

第三章 雜則

1 立入検査の手続における意見の

請求に対する裁決は、近畿圏整備

長官及び関係行政機関の長の意見

を聞いた後にしなければならない。

第十七条 知事等は、前条の規定による処分をしようとするときは、

その職員に、当該処分に係る工場

いう。)第十一條第二項の規定により指定された区域をいう。

2 この法律で「都市開発区域」とは、法第十二条第一項の規定により指定された区域をいう。

3 この法律で「製造工場等」とは、

製造業(物品の加工修理業を含む。)又は電気供給業若しくはガス供給業に必要な工場及びその附属施設をいう。

4 この法律で「工業団地造成事業」とは、近郊整備区域内又は都市開発区域内において、この法律で定めるところに従つて行なわれる、製造工場等の敷地の造成及びその敷地とあわせて整備されるべき道路、排水施設、鉄道、倉庫その他施設の整備に係る事業並びにこれに附帯する事業(造成された敷地又は整備された施設の処分及び管理に関するものを除く。)をいう。

5 この法律で「造成敷地等」とは、

工業団地造成事業により造成された敷地及び整備された施設をいう。

た敷地及び整備された施設をい

う。

6 この法律で「造成工場敷地」とは、工業団地造成事業により造成された製造工場等の敷地をいう。

7 この法律で「公共施設」とは、道路、下水道その他政令で定める公

共の用に供する施設をいう。

(近郊整備区域建設計画等の承認)

第三条 近郊整備区域又は都市開発区域の指定があつたときは、関係府県知事は、法第八条に規定する

基本整備計画に基づき、関係市町村長と協議して、当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又

は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画を作成し、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に承認を申請しなければならない。

第五条 建設大臣は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条

第二項の規定により近郊整備区域又は都市開発区域により都市計画区域を決定しようとするときは、

同項の規定にかかわらず、関係市町村の意見をきくことを要しない。

四 次に掲げる施設の整備に関する事項

イ 住宅用地、工場用地等の宅地

第二章 工業団地造成事業等

第一節 工業団地造成事業

(工業団地の造成に関する都市計

画)

係行政機関の長に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の承認をしたときは、その承認に係る近郊整備区域建設計画又は都市開発

区域建設計画を関係行政機関の長に送付しなければならない。

(近郊整備区域建設計画等の内容)

第四条 近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画には、次の各号に掲げる事項につきその大綱を定めるものとする。

第五条 建設大臣は、都市計画法(大正八年法律第三十六号)第二条

第二項の規定により近郊整備区域又は都市開発区域により都市計画区域を決定しようとするときは、

同項の規定にかかわらず、関係市町村の意見をきくことを要しない。

四 次に掲げる施設の整備に関する事項

イ 住宅用地、工場用地等の宅地

第二章 工業団地造成事業等

第一節 工業団地造成事業

(工業団地の造成に関する都市計

画)

二 水道、工業用水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設

六 河川、水路及び海岸

八 住宅等の建築物

ト 学校等の教育文化施設

チ その他政令で定める主要な施設

2 近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならない。

(近郊整備区域等の都市計画)

二 良好な工業団地として必要な立地条件を備えていること。

三 当該区域を工業団地とするため整備されるべき主要な公共施設に関する都市計画が決定さ

れておりのこと。

四 当該区域内において建築物の敷地として利用されている土地

がきわめて少ないとこと。

五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十条第三項の工業専用地区内にあること。

第六条 建設大臣は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域に

すべきことを、都市計画法の定めする手続によつて、都市計画として決定することができる。

一 工業市街地を整備することが適當な近郊整備区域内又は工業都市として開発することが適當な都市開発区域内にあつて、当該近郊整備区域又は都市開発区域の整備開発の中核となるべき相当規模の区域であること。

二 良好な工業団地として必要な立地条件を備えていること。

三 当該区域を工業団地とするため整備されるべき主要な公共施設に関する都市計画が決定さ

れておりのこと。

四 当該区域内において建築物の敷地として利用されている土地

がきわめて少ないとこと。

五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第五十条第三項の工業専用地区内にあること。

- 2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)

第十三条 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、第十一条第一項又は第十二条第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合には、損失を与えた者と

た者又は損失を受けた者は、政令

他の官公署の長に対し、無償で必

の他必要な条件を附すことなどが
できる。この場合において、これら
の条件は、当該許可を受けた者に

当な理由がなくて聴聞に応じない
ときには、この限りでない。

6 第四項の規定により土地の原状

その原本若しくは抄本の交付を求めることができる。

4 府県知事は、第一項の規定に遵

命じようとする場合において、過失がなくてその原状回復又は移転

第十四条 工業団地造成事業を施行しようとする者又は施行者は、工

第十六条 都市計画事業として決定された工業団地造成事業を施行すべき土地の区域内において、工業団地造成事業の施行の障害となる

の者から当該土地、建築物その他
の工作物若しくは物件についての

て、その措置をみずから行ない、

要がある場合には、建設省令で定める標識を設けることがで

しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でな

の期限を定めて、工業団地造成事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該十

又はその命じた者若しくは委任された者にこれを行なわせることがで
きる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復

られた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又

おうとする者は、府県知事の許可を受けなければならない。

地の原状回復又は当該建築物その他的工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができ
る。

の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、府県知事又はそ

(関係簿書の閲覧等)

その許可を乞うようとするところは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならぬ。

5 地原知事は、前項の規定によつて
土地の原状回復又は建築物その他
の工作物若しくは物件の移転若く
くは除却を命じようとすることき

しないときは、府原知事又はその
命じた者若しくは委任した者が、
原状回復し、又は移転し、若しく
は除却する旨を公告しなければなら
らない。

施行のため必要がある場合においては、工業団地造成事業を施行し

許可をする場合において、工業用地造成事業の施行のため必要が生じると認めるときは、許可に期限を設ける。

は、あらかじめ、その原状回復マ
は移転若しくは除却を命すべき考
について聴聞を行なわなければな

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物
らない。

(生活再建のための措置)

第二十三条 施行者は、工業団地造成事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失うこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者

に対し、住宅のあつせんその他その受ける補償と相まって行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第三節 事業計画及び処分

管理計画

(事業計画)

第二十四条 施行者は、建設省令で定めるところにより、工業団地造成事業に関する事業計画(以下「事業計画」という。)を定めなければならぬ。

2 施行者は、事業計画を定めたときは、同様とする。

3 施行者は、事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あら

かじめ、事業計画又はその変更に

関係のある公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める者に協議しなければならない。

(処分管理計画)

第二十五条 施行者である地方公共団体又は日本住宅公団は、総理府令で定めるところにより、造成敷地等の処分及び管理に関する計画

(以下「処分管理計画」という。)を定めなければならない。

第四節 造成敷地等の処分

及び管理等

(工事の完了の公告)

第二十六条 施行者は、製造工場等の敷地の造成に関する工事(事業計画で特に定める工事を除く。)を完了したときは、遅滞なく、その旨を府県知事(施行者が日本住宅公団であるときは、建設大臣)以下この条において同じ。)に届け出なければならない。

2 施行者は、事業計画を定めたときは、建設省令で定めるところにより、これを内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の届出があつた場合においては、関係行政機関の長の意見をきき、この法律及び当該近郊整備区域に係る近郊整備区域建設計画又は当該都市開発区域に係る都市開発区域建設計画の趣旨に照らして必要があると認めるときは、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。

4 前二項の規定は、施行者であ

る、又は施行者であった地方公共団体又は日本住宅公団(以下「地方公共団体等」と総称する。)が処分管理計画を変更した場合に準用する。

5 前条第三項の規定は、処分管理計画を定め、又は変更しようとすることは、地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

(造成敷地等の処分及び管理等)

(工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理)

(工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理)

(工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理)

(工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理)

(工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理)

(工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の管理)

2 地方公共団体がこの法律の規定により行なう造成敷地等の処分については、地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

3 地方公共団体等は、第二十六条

かわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

場合においては、前項の規定にか

かわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

(造成敷地等の処分及び管理)

(第二項の規定による届出)

4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により地方公共団体等からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が事業計画に適合しない場合は、その引継ぎを拒むことができる。

5 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により地方公共団体等からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が事業計画に適合しない場合は、その引継ぎを拒むことができる。

(第二項の規定による届出)

2 地方公共団体等は、第二十六条

第一項の公告の日以前においても、

公共施設に関する工事が完了した

場合においては、前項の規定にか

かわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 地方公共団体等は、第二十六条

かわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

公共施設の用に供していた土地で國又は地方公共団体が所有するものは、第二十六条第二項の公告の日より、該當するものとし、これに代わるものとして処分管理計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ國又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 工業団地造成事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び処分管理計画で特別の定めをしたものと除き、第二十六条第二項の公告の日より、当該公共施設を管理すべき者（その者が、國の機関であるときは國、地方公共団体の機関であるときは當該地方公共団体）に帰属するものとする。

(造成工場敷地の譲受人の公募)

第三十条 地方公共団体等は、造成工場敷地の譲受人を、次の各号に掲げる者の順に、公正な方法で選考して決定するものとする。

一 製造工場等の敷地を当該工業団地造成事業に必要な土地として提供した者
二 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（昭和三十九年法律第一号。以下「工場等制限法」という。）第三条の工場等制限区域内に制限施設である製造工場等を有する者（第一号に該当する者を除く。）

(造成工場敷地の譲受人の公募)

第三十一条 地方公共団体等は、造成工場敷地について、總理府令で定めるところにより、その譲受人を公募しなければならない。

（造成工場敷地の譲受人の資格）

第三十二条 造成工場敷地の譲受人は、少なくとも、次の各号に掲げる条件を備えた者でなければならない。
一 当該造成工場敷地においてみずから製造工場等を經營しようとする者であること。

二 製造工場等の建設及び經營に必要な資力及び信用を有する者であること。

三 譲渡の対価の支払能力がある者であること。

(造成工場敷地の譲受人の選考)

第三十二条 地方公共団体等は、造成工場敷地の譲受人を、次の各号に掲げる者の順に、公正な方法で選考して決定するものとする。

一 工場等制限区域内にある制限施設でない製造工場等の敷地に替えて造成工場敷地を取得しようとするとする者で、従前の製造工場等の敷地が工場等制限法第二条第二項の作業場又は同条第三項の教室の用に供されないことが確実と認められるもの

六 その他の者
（製造工場等の建設）
第三十三条 地方公共団体等から造成工場敷地を譲り受けた者は、総理府令で定めるところにより製造工場等の建設の工期、工事概要等に関する計画を定めて、地方公共団体等の承認を受け、当該計画に従つて製造工場等を建設しなければならない。

六 その他の者
（製造工場等の建設）
第三十三条 地方公共団体等から造成工場敷地を譲り受けた者は、総理大臣の承認を受けなければならぬ。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。
（総理大臣）の承認を受けなければならぬ。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。
（総理大臣）の承認を受けなければならぬ。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

七 一 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合
二 帯納処分、強制執行、競売法による競売又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合
（明治三十一年法律第十五号）によるとする場合は、造成工場敷地の譲渡契約を解除することができる。
八 二 地方公共団体等は、前項の規定に違反した者に対して、造成工場敷地の譲渡契約を解除することができる。
九 三 土地収用法その他の法律により当該造成工場敷地が収用され、又は使用される場合

一 二 前項に規定する承認には、造成工場敷地の製造工場等の敷地としての合理的な利用を確保するため必要な条件を附すことができる。この場合において、その条件は、造成工場敷地の所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転を目的とする権利の設定又は移転

(造成工場敷地を表示した図書の備置き等)

第三十五条 地方公共団体等は、第

二十六条第二項の公告があつたときは、造成工場敷地の存する市町

村の長に対し、総理府令で定めるところにより、当該造成工場敷地

の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

2 前項の図書の送付を受けた市町

村長は、第二十六条第二項の公告の翌日から起算して十年間、

その図書を当該市町村の役場に備

え置いて、関係人の請求があつたときは、これは閲覧させなければならない。

3 地方公共団体等は、総理府令で定めるところにより、第二十六条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、工場敷地造成事業が施行された土地の区域内の見やす

い場所に、工業団地造成事業が施行された土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

4 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得な

いで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第五節 補則 (費用の負担)

第三十六条 工業団地造成事業をする費用は、施行者が負担する。

(書類の送付に代わる公告)

第三十七条 施行者又は地方公共団体等は、工業団地造成事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失

がない、その者の住所、居所そ

の他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

(監督)

第三十八条 建設大臣は、施行者が定めた事業計画又は施行者が行なう工事が、この法律、この法律に

基づく命令若しくは工業団地造成事業につき都市計画法第三条の規定により決定された都市計画事業

の内容又は事業計画に従つていないと認める場合には、その

施行者に対し、工業団地造成事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、事業計画の変更

又は工事の中止若しくは変更その他の必要な措置を命ずることができ

ることとし、報告若しくは資料の提出を求め、又は工業団地造成

事業の施行の促進を図るため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は援助をする

こととする。

3 内閣総理大臣は、第三十二条から

第三十二条までの規定に違反する譲受人の決定又は違法若しくは不

當な第三十四条の規定に基づく承認若しくは不承認の処分が行なわれたときは、地方公共団体若しくはその長又は日本住宅公團に対し、造成工場敷地の適正な処分及び

造成事業の用に供するため、法令の規定による許可その他の処分を

求められたときは、工業団地造成

事業が促進されるよう配慮するものとする。

4 大都市の特例

第四十二条 この法律又はこの法律

に基づく政令の規定により、府県

知事が処理し、又は管理し、及び

執行することとされている工業団

地造成事業に関する事務(府県が

施設する工業団地造成事業に係る事務を除く。)は、地方自治法(昭

不承認の処分を取り消すことができる。

(報告、勧告等)

第三十九条 建設大臣は施行者に対して、府県知事は施行者である市町村に対して、それぞれその施行する工業団地造成事業の施行に関する法律の施行のため必要な

限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は工業団地造成事業の施行の促進を図るため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は援助をすることができる。

(工業団地造成事業用地についての配慮)

第四十一条 国又は地方公共団体の行政機関は、近郊整備区域内又は

都市開発区域内の土地を工業団地造成事業の用に供するため、法令

の規定による許可その他の処分を

求められたときは、工業団地造成

事業が促進されるよう配慮するものとする。

5 地方公共団体若しくはその長又は日本住宅公團は、その行なう造成工場敷地等の処分及び

造成事業の用に供するため、法令

の規定による許可その他の処分を

求められたときは、工業団地造成

事業が促進されるよう配慮するものとする。

6 大都市の特例

第四十二条 この法律又はこの法律

に基づく政令の規定により、府県

知事が処理し、又は管理し、及び

執行することとされている工業団

地造成事業に関する事務(府県が

施設する工業団地造成事業に係る事務を除く。)は、地方自治法(昭

和二十二年法律第六十七号) 第二

百五十二条の十九第一項の指定都
市(以下この条において「指定都
市」という。)においては、指定都
市の長が行なうものとする。この

場合においては、この法律又はこ
の法律に基づく政令中府県知事に
關する規定は、指定都市の長に関
する規定として指定都市の長に適
用があるものとする。

(政令への委任)
第四十三条 この章に特に定めるも
ののほか、この章の規定によりす
べき公告の方法その他この章の規
定の実施のため必要な事項は、政
令で定める。

第三章 雜則
(施設の整備等)
第四十四条 国及び地方公共団体
(准務局を含む。)は、近郊整備区
域建設計画及び都市開発区域建設
計画を達成するため必要な施設の
整備の促進に努めなければならない
い。

(国有財産の売払代金等の特約)

第四十五条 各省各厅の長(国有財
産法(昭和二十三年法律第七十三
号)第四条第二項に規定する各省
各厅の長をいう。以下この条にお
いて同じ。)は、近郊整備区域内又
は都市開発区域内において政令で
定める製造業(物品の加工修理業
を含む。)、運送業、倉庫業その他
の事業を営む者に対し、その事業
に必要な工場、事業場又は政令で
定めるその他の施設の用に供する
ため普通財産である国有財産を譲
渡する場合において、当該近郊整
備区域に係る近郊整備区域建設計
画又は当該都市開発区域に係る都
市開発区域建設計画に照らして適
当であると認められるときは、その
売払代金又は交換差金について、
確実な担保を徵し、かつ、利息を附
して、十年以内の延納の特約をす
ることができる。

2 各省各厅の長は、前項の規定に
より延納の特約をしようとする時
きは、延納期限、担保及び利率に
ついて、大蔵大臣に協議しなけれ
ばならない。

ついて、大蔵大臣に協議しなけれ
ばならない。

3 各省各厅の長は、第一項の規定
により延納の特約をした場合にお
いて、当該財産の譲渡を受けた者
のする管理が適当でないと認める
ときは、ただちにその特約を解除
しなければならない。

(鉄道又は軌道の敷設等のための
資金のあつせん)
第四十六条 国は、一般公衆の利用
に供する鉄道又は軌道で近郊整備
区域又は都市開発区域を育成発展
させるため必要であると認められ
るものを敷設する者に対し、必要
な資金のあつせんに努めなければ
ならない。

2 国は、近郊整備区域内又は都市
開発区域内における工場その他の
施設の新設又は増設で当該近郊整
備区域に係る近郊整備区域建設計
画又は当該都市開発区域に係る都
市開発区域建設計画に照らして適
当であると認められるときは、その
売払代金又は交換差金について、
確実な担保を徵し、かつ、利息を附
して、十年以内の延納の特約をす
ることができる。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第四十七条 低開発地域工業開発促
進法(昭和三十六年法律第二百十
六号)第五条の規定が適用される
場合を除き、地方税法(昭和二十
五年法律第二百二十六号)第六条
の規定により、政令で定める地方公
共団体が、都市開発区域内におい
て製造の事業の用に供する設備を
新設し、又は増設した者につい
て、その事業に係る工場用の建物
若しくはその敷地である土地の取
得に対する不動産取得税又はその
事業に係る機械及び装置若しくは
その事業に係る工場用の建物若し
くはその敷地である土地に対する
固定資産税に係る不均一の課税を
した場合において、これらの措置
が政令で定める場合に該当するも
のと認められるときは、地方交付
税法(昭和二十五年法律第二百十
一号)第十四条の規定による当該
地方公共団体の各年度における基
準財政収入額は、同条の規定にか
かわらず、当該地方公共団体の當
該各年度分の減収額(固定資産税

に關するこれらの措置による減收
額にあつては、これらの措置がな
おけるものに限る。)のうち自治省
令で定めるところにより算定した
額を同条の規定による当該地方公
共団体の當該各年度(これらの措
置が自治省令で定める日以後にお
いて行なわれたときは、当該減收
額について当該各年度の翌年度)
における基準財政収入額となるべ
き額から控除した額とする。

第四章 罰則

第四十八条 第三十三条第一項の規
定に違反して、造成工場敷地を製
造工場等の建設以外の目的に使用
した者は、一年以下の懲役又は十
万円以下の罰金に処する。
第四十九条 次の各号の一に該当す
る者は、六月以下の懲役又は三万
円以下の罰金に処する。
一 第十条第一項の規定による土
地の立入りを拒み、又は妨げた
者

2 第十一條第一項に規定する場
合において、市町村長の許可を
する者に対し、必要な資金のあつせん
に努めなければならない。

近畿圈整備法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十九年六月十九日

衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗 雄三殿

近畿圈整備法の一部を改正する法律

近畿圈整備法（昭和三十八年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一百二十九号の一部を次のように改正する。
第十四条の見出しを「保全区域」に改め、同条に次の二項を加える。
3 保全区域の整備に関する特別の措置を必要とするときは、別に法律で定めるものとする。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔安田敏雄君登壇、拍手〕

○安田敏雄君 太だいま遠慮となりました。大法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申しあげます。

まず、河川法案について申し上げます。現行の河川法は、明治二十九年の制定にかかるもので、今まで数回の部

分的改正のみで、その大宗は変更する事なく、連續と七十年の命脈を保つてきました法律であります。

昨年、第四十三国会において、現行法を廃止して新法案が衆議院に提案され、参議院におきましても、政府から提案趣旨の説明が行なわれ、これに対しても、各会派から質問が行なわれたのであります。しかし、同法案は、衆議院で修正可決されました。

建設大臣及び都道府県知事の諮問に応じて、それぞれ調査審議するため、建設省に河川審議会を、都道府県に都道府県河川審議会を設置することとし、河川区域の私流水の占用、工作物の設置等については、地方の意見を尊重する必要があります。河川を適正にして合理的に使用するため、水利使用の調整及び慣行的水利用について所要の規定を設けてい

ます。本法案の主要な点は、段階で審議未了となり、統いて第四十五回会に再提出され、衆議院で未了となつたのであります。今国会に提案されております内容は、その間の事情をしんしゃくして成案されたものであります。

本法案の当委員会における審議については、河川法施行法案と一括して審議することとし、学識経験者からの意見聴取、また、福岡・熊本両県下において、現行法の直接の河川管理者である市町村長及び土地改良区等の利水関係者から参考意見を聽いた上です。

現行法が適用及び準用河川の区分主義による治水の法規たるに対し、新法案は、治水、利水総合の基本法として、河川を一級河川または二級河川に区分し、水系主義を採用するとともに、河川管理者を建設大臣または都道府県知事とし、河川管理の責任を明確にしたこと、

この法律は、公布の日から施行する。

<p

及び同修正部分を除く原案に対しても、多数をもって可決、よつて本法案は多数をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、東海北陸自動車道建設法案は、東海地方と北陸地方との交通の迅速化をはかり、相互間の産業経済等の関係を一そら緊密にし、関係地域の開発を強力に推進するため、これらの地域を通ずる高速自動車道を建設しようとするものであります。その路線の基準は、起点を一宮市、終点を砺波市付近としております。

本委員会における審議の内容は会議録で御承知を願いたいと存じます。

採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決

発を強力に推進するため、これらの地域を通ずる高速自動車道を建設しようとするとするものであります。その路線の基準は、起点を一宮市、終点を砺波市付近としております。

本委員会における審議の内容は会議録で御承知を願いたいと存じます。

採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、首都圏の既成市街地における
工業等の制限に関する法律の一部を改
正する法律案外三件について申し上げ
ます。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案は、首都圏の既成市街地の過大化防止策として、すでに昭和三十四年

から工業等の制限区域が指定せられてまいりましたが、今回東京都の区域外の黄兵、川崎、川口市の市街地につき、

ても、工業等の制限区域を指定する」ととし、これに伴つて、制限施設の所定する都県の知事または地方自治法で定める指定都市の市長を制限施設の許可権者に加えようとするものであります。

次に、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案は、近畿圏の既成都市区域における産業及び人口の過度集中を防止するため、一定の区域を工場等制限区域として指定し、大規模な工場、学校等の新增設等、人口の増大をもたらす要因を制限しようとするものであります。首都圏の場合と同様の措置をとろうとするものであります。

次に、近畿圏の近郊整備区域及び都
市開発区域の整備及び開発に関する法
律案は、既成都市区域の周辺に指定さ
れる近郊整備区域の計画的な市街地と
しての整備、及び、都市開発区域の工
業都市、住居都市等としての開発を促
進し、近畿圏の秩序ある発展をはかる

うとするものでありまして、これら区域の建設計画の樹立は、関係府県知事が当たり、内閣总理大臣の承認を要する

こととしております。

の後の措置が何を規定するか、その実現のための手続等を規定するものであります。これによると、この区域の文化財及び觀光資源等の整備に關し、特別の措置を必要とするときは、別に法律によつて定めるという一項を加えたものであります。

る、船浦委員から、「近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案に、それぞれ附帯決議を付して、四法案に賛成する」旨の発言がありました。その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて討論を終局、採決の結果、四
法案はいずれも原案どおり全会一致を

次に、討論中の二つの附帯決議案について採決の結果、いずれも全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○副議長(重政廉徳君) 別に御發言ある
なければ、これより採決をいたします。
まず、河川法案全部を問題に供します。
委員長の報告は、修正議決報告でござ
ります。委員長報告のとおり修正議
決することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正どおり議決せられました。

街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案、近畿圏の

闡する法律案、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案及び近畿圏整備法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認め
ます。よつて、五案は可決せられまし
た。

〔賛成者起立〕

議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。産
工委員長前田久吉君。

3 通商産業大臣は、電気事業者がから申請があつた場合において、正當な理由があると認めるときは、第一項の規定により指定した期間を延長することができる。

4 電気事業者は、その事業（第二項の規定により供給区域又は供給の相手方若しくは供給地点を区分して第一項の規定による指定があつたときは、その区分に係る事業）を開始したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（供給区域等の変更）

第八条 電気事業者は、第六条第二項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第九条 電気事業者は、第六条第二項第三号又は第四号の事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 電気事業者は、前項ただし書の通商産業省令で定める變更をいたし、同号の事項の変更であつて、通商産業省令で定める軽微なものをしてよとするとときは、この限りでない。

2 電気事業者は、前項ただし書の通商産業省令で定める變更をいたし、同号の事項の変更をいたさなければならぬ。

3 第五条の規定は、第一項の許可に準用する。

4 前条の規定は、第一項の場合（供給区域又は供給の相手方若しくは供給地点の減少の場合を除く。）に準用する。

（氏名等の変更）

第九条 電気事業者は、第六条第二項第二号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（事業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併）

第十一条 電気事業の全部の譲渡し及び譲受けは、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 電気事業者たる法人の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第五条の規定は、前二項の認可に準用する。

（承継）

第十二条 電気事業の全部の譲渡しがあり、又は電気事業者について相続若しくは合併があつたときは、電気事業の全部を譲り受けた者は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、電気事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により電気事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（一般電気事業以外の事業）

第十三条 一般電気事業者は、一般電気事業以外の事業を営もうとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 一般電気事業者は、一般電気事業以外の事業を営もうとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

（事業の許可の取消し等）

第十四条 電気事業者は、電気事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 電気事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第十五条 電気事業者は、電気事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

（設備の譲渡し等）

第十六条 通商産業大臣は、前項の規定による第六条第二項第三号又は第四号の事項の変更の止しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

（供給義務）

第十七条 一般電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域内における一般の需要に応ずる電気の供給を拒んではならない。

2 一般電気事業者は、その供給区域以外の地域における一般の需要に応じ電気を供給してはならない。

（供給義務）

第十八条 一般電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域内における一般の需要に応じ電気の供給を約しているところに応じ電気を供給してはならない。

2 一般電気事業者は、その供給区域において供給区域において事業を開始せしめ、又はその期間内に第六条第二項第四号の事項を変更しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、一般電気事業者がその供給区域の一部において一般電気事業を行なつていい場合において、公共の利益を阻害するとして認めるときは、その一部について供給区域を減少することができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

（一般電気事業者以外の者の供給）

第十九条 一般電気事業者は、電気事業の料金その他の供給条件について供給規程を定め、通商産業大臣の

うとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める設備について、この限りでない。

2 通商産業大臣は、電気事業者がその設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とすることにより電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

2 通商産業大臣は、前項の者がその相手方にその供給地点において電気を供給することが一般電気事業者の供給区域内の電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3 取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、第二項の規定による許可の取消しをしたときは、理由を記載した文書をその電気事業者に送付しなければならない。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

第十四条 電気事業者は、電気事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 電気事業者たる法人の解散の決議又は総社員の同意は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

（事業の休止及び廃止並びに法人の解散）

（事業の許可の取消し等）

第十六条 通商産業大臣は、第八条第一項の規定による第六条第二項第三号又は第四号の事項の変更の止しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

（供給義務）

第十七条 一般電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域内における一般の需要に応じ電気の供給を約しているところに応じ電気を供給してはならない。

2 一般電気事業者は、その供給区域において供給区域において事業を開始せしめ、又はその期間内に第六条第二項第四号の事項を変更しないときは、その許可を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、一般電気事業者がその供給区域の一部において一般電気事業を行なつていい場合において、公共の利益を阻害するとして認めるときは、その一部について供給区域を減少することができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

（一般電気事業者以外の者の供給）

第十九条 一般電気事業者は、電気事業の料金その他の供給条件について供給規程を定め、通商産業大臣の

認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 通商産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な經營の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。

二 料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められること。

三 一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対する不當な差別的取扱いをするものでないことを。

(供給規程の公表義務)

第二十条 一般電気事業者は、前条第一項の規定により供給規程の認可を受け、又は第二十三条第二項の規定による供給規程の変更がなつたときは、その供給規程をその実施の日の十日前から、営業所及び事務所において、公衆の見やすい箇所に掲示しておかなければならぬ。

(供給条件についての義務)

第二十一条 一般電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた供給規程(第二十三条第一項の規定による変更があつたときは、変更後の供給規程)以外の供給条件により電気を供給してはならない。ただし

第二十五条第一項の許可に係る契約により供給するとき、及び供給規程により難い特別の事情がある場合において、通商産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（第二十三条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の料金その他の供給条件）により供給するときは、この限りでない。

第二十二条 電気事業者は、通商産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（次条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の料金その他の供給条件）によるのでなければ、一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給してはならない。ただし、第二十五条第一項の許可に係る契約により供給するとき、及び料金その他の供給条件を定め難い特別の事情がある場合において、通商産業大臣が期限を附して承認したときは、この限りでない。

2 第十九条第二項の規定は、前項の認可に準用する。この場合において、同項の認可を受けて電気を供給しようとする者が一般電気事業者であるときは、同条第二項第一号中「適正な原価に適正な利潤を加えたもの」とあるのは、「適正な原価を下らず、かつ、供給の相手方たる一般電気事業者の電気の料金を適正にするもの」と読み替えるものとする。

（供給規程等に関する命令及び処分）

第二十三条 通商産業大臣は、電気の料金その他の供給条件が社会的

經濟的事情の変動により著しく不適當となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、電気事業者に対し、相当の期限を定め、第十九条第一項の認可を受けた供給規程又は第二十一条のただし書若しくは前条第二項の認可を受けた料金その他の供給条件（次項の規定による変更があつたときは、変更後の供給規程又は料金その他の供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、供給規程又は料金その他の供給条件を変更することができる。

（特定供給）

第二十四条 一般電気事業者は、その供給区域以外の地域における需要に応じ電気を供給しようとするときは、供給の相手方及び供給地点ごとに、通商産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、一般電気事業として供給するとき、及び次条第一項の許可に係る契約により供給するときは、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その一般電気事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 その供給が他の一般電気事業者の供給区域における需要に応

(振替供給)

第二十五条 電気事業者は、他の者から電気の供給を受け、同時に、その供給を受ける地點以外の地點において、その者に、その供給を受ける電気の量に相当する量の電気を供給すべきことを定める契約をしようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ。

前項の規定は、卸電気事業者が一般電気事業者以外の者と同項の契約をしようとする場合には、適用しない。

第三十三条第二項の規定は、第一項の許可に準用する。

(電圧及び周波数)

第二十六条 一般電気事業者は、その供給する電気の電圧及び周波数の値を通商産業省令で定める値に維持するよう努めなければならぬ。

二 一般電気事業者は、通商産業省令で定める方法により、その供給する電気の電圧及び周波数を測定し、その結果を記録しておかなければならぬ。

(電気の使用制限等)

第二十七条 通商産業大臣は、電気の供給の調整を行なわなければ電気の供給の不足が国民経済及び国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を障害するおそれがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政

令で定めるところにより、使用電力量の限度、使用最大電力の限度、用途若しくは使用を停止すべき日時を定めて、一般電気事業者の供給する電気の使用を制限し、又は受電電力の容量の限度を定めて、一般電気事業者からの受電を制限することができる。

第二款 広域的運営

(電気事業者相互の協調)

第二十八条 電気事業者は、電源開発の実施、電気の供給、電気工作物の運用等その事業の遂行にあたり、広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発達に資するよう互相に協調しなければならない。

(電気工作物の施設計画及び電気の供給計画)

第二十九条 通商産業大臣が指定する電気事業者(以下「指定電気事業者」といふ。)は、通商産業省令で定めることにより、毎年度、当該年度以後の二年間に亘り、電気工作物の施設計画及び電気の供給計画を作成し、当該年度の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による指定は、広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るためその事業の運営を調整することが必要と認められる者について行ない。

3 指定電気事業者は、電気工作物の施設計画又は電気の供給計画を変更したときは、速滞なく、変更した事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

又は変更の工事であつて、通商産業省令で定めるものをしようとするときは、その工事の計画について通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事としてするときは、この限りでない。

2 電気事業者は、前項の認可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 通商産業大臣は、前二項の認可の申請に係る工事の計画が次の各号に適合していると認めるときは、前二項の認可をしなければならない。

一 第三条第一項又は第八条第一項の許可を受けたところ（同項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものも含む。）によるものであること。

二 その電気工作物が第四十八条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。

三 その電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上必要なものであること。

四 水力を原動力とする発電用の電気工作物に係るものにあつては、その電気工作物が发电水力の有効な利用を確保するため技術上適切なものであること。

5 電気事業者は、第一項ただし書の場合は、その工事の計画を変更した後、遅滞なく、その変更した工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

第四十二条 電気事業者は、通商産業省令で定める場合を除き、電気工作物の設置又は変更の工事であつて、前条第一項の通商産業省令で定めるもの以外のものをしようとするときは、工事の開始日の三十日前までに、その工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更（通商産業省令で定める軽微なものを除く）をしようとするときも、同様とす。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号の規定に適合していないと認めるときは、電気事業者に対し、その工事の開始前に限り、その工事の計画を変更し、又は廢止すべきことを命ずることができる。

（使用前検査）

画について、同条第二項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。)は、その工事について通商産業省令で定める工事の工程ごとに通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の検査においては、その電気工作物が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が第四十一条第二項若しくは第二項の認可を受けた工事の計画(同項後段の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。)又は前条第一項の規定による届出をした工事の計画(同項後段の通商産業省令で定める軽微な変更をしたものを含む。)に従つて行なわれたものであること。

二 第四十八条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しないものでないこと。

第四十四条 通商産業大臣は、前条第一項に規定する電気工作物について同項の検査を行なつた場合においてやむを得ない必要があると認めるときは、期間及び使用の方針を定めて、その電気工作物を仮合格とすることができます。

2 前項の規定により仮合格とされた電気工作物は、前条第一項の規定にかかるわざ、前項の規定により定められた期間内は、同項の規定により定められた方法により使用することを妨げない。

第四十五条 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質(以下「燃料体」という。)は、その加工について通商産業省令で定める加工の工程ごとに通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。ただし、第三項に定める場合及び通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2. 前項の検査においては、その燃料体が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その加工があらかじめ通商産業大臣の認可を受けた設計に従つて行なわれていること。

二 通商産業省令で定める技術基準に適合すること。

3. 輸入した燃料体は、通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。

4. 前項の検査においては、その燃料体が第二項第二号の通商産業省令で定める技術基準に適合しているときは、合格とする。

第四十六条 発電用のボイラ、タービンその他の通商産業省令で定める機械若しくは器具(以下「ボイラ等」という。)であつて、通商産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分(以下「耐圧部分」といふ。)について溶接をするもの又は発電用原子炉に係る格納容器その他の通商産業省令で定める機械若しくは器具(以下「格納容器等」といふ。)であつて溶接をするものは、その溶接について通商産業省令で定める溶接の工程ごとに通商産業大臣の検査を受け、こ

2 前項の検査においては、その溶接が次の各号に適合しているときは、合格とする。

第三項に定める場合及び通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

一 あらかじめ通商産業大臣の認可を受けた方法に従つて行なわれていること。

二 通商産業省令で定める技術基準に適合すること。

3 耐圧部分について溶接をしたボイラー等又は溶接をした格納容器等であつて、輸入したものは、その溶接について通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、これを使用してはならない。

4 前項の検査においては、その溶接が第二項第二号の通商産業省令で定める技術基準に適合しているときは、合格とする。

(定期検査)

第四十七条 電気事業者は、電気事業の用に供する発電用のボイラーダーピンその他の通商産業省令で定める電気工作物であつて、通商産業省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに電気事業の用に供する発電用原子炉及びその附屬設備であつて、通商産業省令で定めるものについては、通商産業省令で定める時期ごとに、通商産業大臣が行なうる検査を受けなければならない。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

(電気工作物の維持)
第二款 保安

第四十八条 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物を通商産業省令で定める技術基準に適合するよう維持しなければならない。

2 前項の通商産業省令は、次に掲げるところによらなければならぬ。

- 1 電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようすること。
- 2 電気工作物は、他の電気的設備その他の物件の機能に電気的又は磁気的な障害を与えないようすること。
- 3 電気工作物の損壊により電気の供給に著しい支障を及ぼさないようすること。

(技術基準適合命令)

第四十九条 通商産業大臣は、電気事業の用に供する電気工作物が前

条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるとときは、電気事業者に対し、その技術基準に適合するよう電気工作物を修理し改修し、若しくは移転し、若しくはその使用一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。(費用の負担等)

第五十条 電気事業者の電気事業の用に供する電気工作物が他の者の電気的設備その他の物件の設置(政令で定めるものを除く。)により第四十九条第一項の通商産業省令で定める技術基準に適合しないこととなつたときは、その技術基

準に適合するようするため必要な措置又はその措置に要する費用の負担の方法は、当事者間の協議により定める。ただし、その費用の負担の方法については、政令で定める場合は、政令で定めるところによる。

第五十一条 第三十三条及び第三十四条の規定は、前条の協議をすることができず、又は協議がととのわないのである場合に準用する。

2 通商産業大臣は、前項において準用する第三十三条第一項の裁定をしようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ関係大臣に協議しなければならない。

(保安規程)

第五十二条 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、通商産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

(技術基準適合命令)

第五十三条 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を

確保するため、通商産業省令で定めるところにより、保安規程を定め、事業の開始前に、通商産業大臣に届け出なければならない。

2 電気事業者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した工事を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 通商産業大臣は、電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持

及び運用に関する保安を確保するため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、保安規程を変更すべきことを命ずることができ。

4 電気事業者及びその従業者は、保安規程を守らなければならぬ。

(主任技術者)
第五十三条 電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2 電気事業者は、前項の規定により主任技術者を選任したときは、監督をさせるため、通商産業省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。これに届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(主任技術者免状)
第五十四条 主任技術者免状の種類は、第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状、第三種電気主任技術者免状、第一種ダム水路主任技術者免状、第二種ダム水路主任技術者免状、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状及び第二種ボイラー・タービン主任技術者免状とする。

2 主任技術者免状の交付を受けて

いる者が保安について監督をすることができる電気工作物の工事、維持及び運用の範囲は、前項の主任技術者免状の種類に応じて通商

産業省令で定める。

3 主任技術者免状は、通商産業大臣が交付する。

4 主任技術者免状は、次の各号の一に該当する者でなければ、その交付を受けることができない。

1 主任技術者免状の種類ごとに通商産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験を有する者

二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有していると通商産業大臣が認定した者

5 第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状は、前項の規定にかかわらず、電気主任技術者国家試験に合格した者も、そのうちから、主任技術者を選任しなければならない。

6 通商産業大臣は、次の各号の一に該当する者に対しては、主任技術者免状の交付を行なわないこととする。

1 次条の規定により主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上に相当する刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることになくなつた日から二年を経過しない者

3 主任技術者免状の交付に関する手続的問題は、通商産業省令で定める。

7 主任技術者免状の交付を受けて

いる者が保安について監督をすることができる電気工作物の工事、維持及び運用の範囲は、前項の主任技術者免状の種類に応じて通商

産業省令で定める。

(電気主任技術者國家試験)

第五十五条 通商産業大臣は、主任技術者免状の交付を受けている者がとの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その主任技術者免状の返納を命ずることができる。

2 電気事業の用に供する線路を含む)又はその附属設備(以下「電線路」と総称する)を支持するため利用する場合に限る。

3 一電気事業の用に供する電線路やぐら又は架線の設置

3 気主任技術者免状ごとに、電気主任技術者資格審査会が行なう。
4 科目、受験手続その他電気主任技術者国家試験の実施細目は、通商産業省令で定める。

(主任技術者の義務等)
第五十七条 主任技術者は、電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行なわなければならない。

2 電気事業の用に供する電気工作物の工事、維持又は専用に從事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

3 電気事業の用に供する電線路(その電線物にあつては、電線路(その電線路の維持及び運用に必要な通信の用に供する線路を含む)又はその附属設備(以下「電線路」と総称する)を支持するため利用する場合に限る)の施工の施行のため必要な資材若しくは車両の置場、土石の捨場、作業場、架線のため

第一項の規定による一時使用の期間は、六月（同項第二号の場合において、仮電線路を設置したとき、又は同項第三号の規定により一時使用するときは、一年）をこえることができない。

4 電気事業者は、第一項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするとときは、あらかじめ、土地等の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難なときは、使用の開始の後、遅滞なく、通知することをもつて足りる。

二 天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、緊急に電気を供給するための電線路の設置

三 電気事業の用に供する電気工作物の設置のための測標の設置

電気事業者は、前項の規定により他人の土地等を一時使用しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、十五日以内の期間一時使用するときは、この限りでない。

は、第二項の許可を受けたことを証する書面を携帶し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。ただし、同項ただし書の場合には、この限りでない。

(立入り)

2 ある場合又は植物が電気事業の用に供する電気工作物に関する測量若しくは実地調査若しくは電気事業の用に供する電線路に関する工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、都道府県知事の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができること。

電気事業者は、前項の規定によると植物を伐採し、又は移植しようとするときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知する。

地等を一時使用し、第五十九条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第六十条第一項の規定により他の人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、通常常生ずる損失を補償しなければならない。

（公共用の土地の使用）

第六十五条 電気事業者は、道路、橋、みぞ、河川、堤防その他公共用に供せられる土地に電気事業者の用に供する電線路を設置する旨が、あるときは、その効用を妨げない限度において、その管理者を妨げずして、これを使用する事が可能である。

2 前項の場合においては、電気事業者は、管理者の定めるところにより、使用料を納めなければなりません。

3 管理者が正当な理由がないの

規定は、電氣事業者が第一項の規定により他人の土地を通行する場合に準用する。
(植物の伐採又は移植)

(通行) 入る場合に準用する。

2 ある場合又は植物が電気事業の用に供する電気工作物に関する測量若しくは実地調査若しくは電気事業の用に供する電線路に関する工事に支障を及ぼす場合において、やむを得ないときは、都道府県知事の許可を受けて、その植物を伐採し、又は移植することができること。

電気事業者は、前項の規定によると植物を伐採し、又は移植しようとするときは、あらかじめ、植物の所有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知する。

地等を一時使用し、第五十九条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第六十条第一項の規定により他の人の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、通常常生ずる損失を補償しなければならない。

(公共用の土地の使用)

第六十五条 電気事業者は、道路、橋、みぞ、河川、堤防その他公共用に供せられる土地に電気事業者の用に供する電線路を設置する旨が、その効用を妨げない限度において、その管理者を妨げずして、これを使用する事ができる。

2 前項の場合においては、電気事業者は、管理者の定めるところにより、使用料を納めなければなりません。

3 管理者が正当な理由がないの

電気事業者は、第五十一条第三項の規定は、管轄の申請があつた場合には、植物の所有者に適用するに足らぬものではない。

台において、その障害となるときには、電線路を著しく損傷する。又は火災その他の災害の規定にかかわらず、公共の安全を阻害する場合においては移植の後、退滞さず許可を受けないで、伐採し、又は移植する。

地等を一時使用し、第五十九条第一項の規定により他人の土地に立ち入り、第六十条第一項の規定により他の土地を通行し、又は前条第一項若しくは第三項の規定により植物を伐採し、若しくは移植したことによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、通常常生ずる損失を補償しなければならない。

(公共用の土地の使用)

第六十五条 電気事業者は、道路、橋、みぞ、河川、堤防その他公共用に供せられる土地に電気事業者の用に供する電線路を設置する旨が、その効用を妨げない限度において、その管理者を妨げずして、これを使用する事ができる。

2 前項の場合においては、電気事業者は、管理者の定めるところにより、使用料を納めなければなりません。

3 管理者が正当な理由がないの

(原村回復の義理)
第六十一条 電気事業者は、第五十九条第一項の規定による土地等を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて通常の土地等の損失を補償して、その土地等を返還しなければならない。

で及び第三十四条の規定は、前項の規定に準用する。この場合において、第三十三条第二項及び第一項中「通商産業大臣」とあるのは、「都道府県知事」と、第三十四条第三項中「異議申立て」とあるのは、「審査請求」と読み替えるものとすべき旨を定めることとする。

(公共用の土地の使用)

第六十五条 電気事業者は、道路、橋、みぞ、河川、堤防その他公共用に供せられる土地に電気事業者の用に供する電線路を設置する旨が、その効用を妨げない限度において、その管理者を妨げずして、これを使用する事ができる。

2 前項の場合においては、電気事業者は、管理者の定めるところにより、使用料を納めなければなりません。

3 管理者が正当な理由がないの

かであります。

四 前三項の規定は、道路法（昭二十七年法律第百八十号）の規定による道路並びに同法第十八条第一項の規定により決定された道路の区域内の土地及び当該土地に位置された道路の附屬物となるべきものについては、適用しない。

五 主務大臣は、次の場合は、あらかじめ、通商産業大臣に協議しなければならない。

一 第三項の規定により使用を

るもの以外のものをしようとするときは、工事の開始日の三十日前までに、その工事の計画を通商産業大臣に届け出なければならない。その工事の計画の変更（通商産業省令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときは、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出のあつた工事の計画が前条第三項各号の規定に適合しないと認めるときは、自家用電気工作物を設置する者に対し、その工事の開始前に限り、その工事の計画を変更し、又は廢止すべきことを命ずることができる。（主任技術者）

第七十二条 自家用電気工作物を設置する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に關する保安の監督をさせるため、通商産業省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。

2 自家用電気工作物を設置する者は、前項の規定にかかるらず、通商産業大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる。

3 自家用電気工作物を設置する者は、第一項の規定により主任技術者は、第五十二条の規定は、自家用電気工作物を設置する者に關し準用する。

4 第五十七条の規定は、自家用電気工作物に係る主任技術者に關し準用する。

（使用の開始）

第七十三条 自家用電気工作物を設置する者は、その自家用電気工作物の使用の開始後、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、第七十一条第一項の認可又は同条第四項若しくは第七十七条第一項の規定による届出に係る自家用電気工作物を使用する場合及び通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

（準用）

第七十四条 第四十三条及び第四十条の規定は、第七十条第一項又は第二項の認可を受けて設置又は変更の工事をする自家用電気工作物及び第七十一条第一項の規定による届出をして設置又は変更の工事をする自家用電気工作物（その工事の計画について、同条第二項の規定による命令があつた場合において同条第一項の規定による届出をしていないものを除く。）に準用する。

2 第四十七条から第五十一条までの規定は、自家用電気工作物に準用する。この場合において、第四十八条第二項第三号中「電気の供給」とあるのは、「電気事業者の電気の供給」と読み替えるものとする。

3 第五十二条の規定は、自家用電気工作物を設置する者に關し準用する。

（指定）

第七十五条 第六十九条第一項の指定は、第六十七条第一項に規定する者の委託を受けて調査業務を行なう者とする者の申請により行なう。

2 前項の申請は、調査業務を行なうとする区域（以下「調査区域」という。）を定めてしなければならない。

（欠格条項）

第七十六条 次の各号の一に該当する者は、第六十九条第一項の指定を受けることができない。

1 第八十三条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

2 指定調査機関は、調査区域を増加しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 前条第一号の規定は、第一項の認可に準用する。

（調査の義務）

第七十九条 指定調査機関は、第六十九条第一項の規定による調査業務の委託を受けているときは、第六十七条第一項の通商産業省令で定めるところにより、その調査業務を行なわなければならない。ただし、一般用電気工作物の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ること出なければならない。

第五十六条第三項、第六十二条

及び第六十三条の規定は、自家用電気工作物を設置する者に準用する。

（各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。）

一 調査区域における調査業務を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

二 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が調査業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 調査業務以外の業務を行なつているときは、その業務を行なうことによつて調査業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。

（調査区域の変更）

第七十八条 指定調査機関は、調査区域を増加しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可を受けなければならぬときは、指定調査機関に対し、業務規程が調査業務の適確な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定調査機関に対し、業務規程を変更しようとするときも、同様とする。

（業務規程）

第八十条 指定調査機関は、調査業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（調査業務の廃止）

第八十一条 通商産業大臣は、指定調査機関が第七十七条各号に適合しなくなつたと認めるときは、指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（第八十二条 指定調査機関は、調査業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（第八十三条 指定調査機関は、調査業務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。）

とができるときは、この限りでない。

2 通商産業大臣は、指定調査機関が第六十九条第一項の規定による調査業務の委託を受けている場合において、その調査業務を行なわず、又はその方法が適当でないと認められ改善すべきことを命ずることができる。

3 通商産業大臣は、第一項の認可を受けて調査業務を行なつたと認められるときは、指定調査機関に対し、業務規程を変更しようとするときも、同様とする。

（第八十四条 指定調査機関は、調査業務を行なわなければならない。）

4 第五十七条の規定は、自家用電気工作物に係る主任技術者に關し準用する。

（第七十七条 通商産業大臣は、第六十九条第一項の指定の申請が次

(指定の取消し)

第八十三条 通商産業大臣は、指定

調査機関が次の各号の一に該当す
るときは、第六十九条第一項の指
定を取り消すことができる。一 第七十九条第二項、第八十条
第三項又は第八十一条の規定に
よる命令に違反したとき。二 第八十条第一項の認可を受け
た業務規程によらないで調査業
務を行なつたとき。三 不正の手段により指定を受け
たとき。(公示) 第八十四条 通商産業大臣は、次
の場合は、その旨を官報に公示し
なければならない。一 第六十九条第一項の指定をし
たとき。二 第六十九条第二項、第七十八
条第一項又は第八十二条の規定
による届出があつたとき。三 第七十八条第一項の認可をし
たとき。四 前条の規定により指定を取り
消したとき。(準用) 第八十五条 第六十七条第四項及び
第五項の規定は、指定調査機関に
準用する。第八十六条 電気事業審議会及び電気主任
技術者資格審査会第八十七条 第八十六条に規定する
審議会は、電気事業に関する重要事項につ
いて、通商産業大臣に建議することができます。
第八十八条 審議会は、前項の建議があつたとき
は、これを尊重しなければならない。第八十九条 審議会は、委員二十人以内で組
成する。第九十条 審議会の委員は、専門委員及び専門委員
は、委員に欠員が生じた場合における補欠の
委員の任期は、前任者の残任期間とする。第九十一条 審議会に会長を置き、委員のうちか
ら互選する。第九十二条 審議会の会長は、会務を總理する。会長に
事故があるときは、会長があらかじめ指名す
る委員が、その職務を代理する。第九十三条 審議会は、その定めるところによ
り、部会を開くことができる。第九十四条 審議会の委員は、会長の指名する
部会に部会長を置き、会長が指名する。第九十五条 第八十九条第二項及び第三項の規
定は、審議会の委員のうちから任命され
た審議会の委員に準用する。第九十六条 第八十九条第四項の規定は、審議会の委員
及び専門委員に準用する。

第九十七条 この章に定めるもののほか、審議会

第八十七条 電気事業審議会(以下「審議会」と
いふ)は、通商産業大臣の監視に応じ、電気
事業に関する重要な事項を調査審査する。二 審議会は、電気事業に関する重要な事項につ
いて、通商産業大臣に建議することができます。三 通商産業大臣は、前項の建議があつたとき
は、これを尊重しなければならない。第九十四条 通商産業省に、電気主任技術者資
格審査会を置く。第九十五条 電気主任技術者資格審査会(以下
「審査会」といふ)は、電気主任技術者国家試
験を行なうほか、通商産業大臣の請願に応
じ、電気主任技術者の資格に関する事項を調
査審査する。第九十六条 審査会は、委員三十人以内で組織
する。二 審査会は、電気主任技術者の資格に関する
事項について、通商産業大臣に意見を述べる
ことができる。第九十七条 審査会は、委員三十人以内で組織
する。二 審査会は、電気主任技術者の資格に関する
事項について、通商産業大臣に意見を述べる
ことができる。第九十八条 通商産業大臣は、発電
水力の開発上必要な調査を行なわ
なければならない。第九十九条 通商産業大臣は、発電
水力の開発上必要があると認める
ときは、水力を原動力とする発電
用の電気工作物を設置している者
に対し、その電気工作物を設置し
てある河川について、通商産業省
令で定めるところにより、その流
量を測定し、その測定の結果を報
告すべきことを命ずることができ
る。第一百零十条 通商産業省に、電気工作
物検査官を置く。二 電気工作物検査官は、第四十三
条第一項(第七十四条第一項に応
じて適用する場合を含む)、第四
十五条第一項若しくは第三項、第
四十六条第一項若しくは第三項又
は第四十七条(第七十四条第二項
において適用する場合を含む)の会の組織及び運営に關する重要な事項は、通商
産業省令で定める。

第四章 総則

(許可等の条件)

二百一十九条 許可又は認可には、条
件を附し、及びこれを変更するこ
とができる。二 通商産業大臣は、前項の規定に
より意見を求められたときは、建
設大臣に協議するものとする。三 通商産業大臣は、都道府県知事
に対し河川法第二十三条、第二
十四条、第二十六条又は第二十
九条第二項の許可の申請があつた
場合(第一項に規定する場合を除
く)において、発電水力の有効な
利用を確保するため必要があると
認めるときは、その都道府県知事
に対し、これらの規定による処分
に関し必要な勧告をすることがで
きる。二 通商産業大臣は、前項の規定に
より意見を求められたときは、建
設大臣に協議するものとする。三 通商産業大臣は、都道府県知事
に対し河川法第二十三条、第二
十四条、第二十六条又は第二十
九条第二項の許可の申請があつた
場合(第一項に規定する場合を除
く)において、発電水力の有効な
利用を確保するため必要があると
認めるときは、その都道府県知事
に対し、これらの規定による処分
に関し必要な勧告をすることがで
きる。二 通商産業大臣は、前項の規定に
より意見を求められたときは、建
設大臣に協議するものとする。三 通商産業大臣は、都道府県知事
に対し河川法第二十三条、第二
十四条、第二十六条又は第二十
九条第二項の許可の申請があつた
場合(第一項に規定する場合を除
く)において、発電水力の有効な
利用を確保するため必要があると
認めるときは、その都道府県知事
に対し、これらの規定による処分
に関し必要な勧告をすることがで
きる。二 通商産業大臣は、前項の規定に
より意見を求められたときは、建
設大臣に協議するものとする。三 通商産業大臣は、都道府県知事
に対し河川法第二十三条、第二
十四条、第二十六条又は第二十
九条第二項の許可の申請があつた
場合(第一項に規定する場合を除
く)において、発電水力の有効な
利用を確保するため必要があると
認めるときは、その都道府県知事
に対し、これらの規定による処分
に関し必要な勧告をすることがで
きる。二 通商産業大臣は、前項の規定に
より意見を求められたときは、建
設大臣に協議するものとする。三 通商産業大臣は、都道府県知事
に対し河川法第二十三条、第二
十四条、第二十六条又は第二十
九条第二項の許可の申請があつた
場合(第一項に規定する場合を除
く)において、発電水力の有効な
利用を確保するため必要があると
認めるときは、その都道府県知事
に対し、これらの規定による処分
に関し必要な勧告をすることがで
きる。二 通商産業大臣は、前項の規定に
より意見を求められたときは、建
設大臣に協議するものとする。三 通商産業大臣は、都道府県知事
に対し河川法第二十三条、第二
十四条、第二十六条又は第二十
九条第二項の許可の申請があつた
場合(第一項に規定する場合を除
く)において、発電水力の有効な
利用を確保するため必要があると
認めるときは、その都道府県知事
に対し、これらの規定による処分
に関し必要な勧告をすることがで
きる。二 通商産業大臣は、前項の規定に
より意見を求められたときは、建
設大臣に協議するものとする。三 通商産業大臣は、都道府県知事
に対し河川法第二十三条、第二
十四条、第二十六条又は第二十
九条第二項の許可の申請があつた
場合(第一項に規定する場合を除
く)において、発電水力の有効な
利用を確保するため必要があると
認めるときは、その都道府県知事
に対し、これらの規定による処分
に関し必要な勧告をすることがで
きる。二 通商産業大臣は、前項の規定に
より意見を求められたときは、建
設大臣に協議するものとする。三 通商産業大臣は、都道府県知事
に対し河川法第二十三条、第二
十四条、第二十六条又は第二十
九条第二項の許可の申請があつた
場合(第一項に規定する場合を除
く)において、発電水力の有効な
利用を確保するため必要があると
認めるときは、その都道府県知事
に対し、これらの規定による処分
に関し必要な勧告をすることがで
きる。二 通商産業大臣は、前項の規定に
より意見を求められたときは、建
設大臣に協議するものとする。三 通商産業大臣は、都道府県知事
に対し河川法第二十三条、第二
十四条、第二十六条又は第二十
九条第二項の許可の申請があつた
場合(第一項に規定する場合を除
く)において、発電水力の有効な
利用を確保するため必要があると
認めるときは、その都道府県知事
に対し、これらの規定による処分
に関し必要な勧告をすることがで
きる。二 通商産業大臣は、前項の規定に
より意見を求められたときは、建
設大臣に協議するものとする。三 通商産業大臣は、都道府県知事
に対し河川法第二十三条、第二
十四条、第二十六条又は第二十
九条第二項の許可の申請があつた
場合(第一項に規定する場合を除
く)において、発電水力の有効な
利用を確保するため必要があると
認めるときは、その都道府県知事
に対し、これらの規定による処分
に関し必要な勧告をすることがで
きる。二 通商産業大臣は、前項の規定に
より意見を求められたときは、建
設大臣に協議するものとする。

3 電気工作物検査官の資格に關し
必要な事項は、政令で定める。
(監査)

第九十一条 通商産業大臣は、毎年、電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徵収)

第九十二条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用電気工作物を設置する者又は指定調査機関に対し、その業務の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第九十三条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定調査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

い。

(公聴会)

第九十四条 通商産業大臣は、第三条第一項(一般電気事業に係るものに限る)、第八条第一項(供給

行に必要な限度において、その職員に、自家用電気工作物を設置す

る。

2 通商産業大臣は、この法律の施

行に必要な限度において、その職員に、自家用電気

工作物を設置する者又は指定調査

機関に対し、その業務の状況に關

し報告をさせることができ。

(立入検査)

第九十五条 通商産業大臣は、第十

五条第一項若しくは第二項、第十

六条第一項若しくは第二項又は第

八十三条の規定による処分をしよ

うとするときは、当該処分に係る

者に対し、相当の期間において予

告をした上、公開による聴聞を行

なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、

場所及び事案の内容を示さなけれ

ばならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係

る者及び利害関係人に対し、当該

事案について証拠を提示し、意見

を述べる機会を与えるなければならない。

4 第四十三条第一項(第七十四条第一項において準用する場合を含む)の検査を受けようとする者

イ 原子力を原動力とする発電用の電気工作物

ロ その他の電気工作物

二 第四十五条第一項又は第三項の検査を受けようとする者

三 第四十六条第一項又は第三項の検査を受けようとする者

四 第四十七条(第七十四条第二項において準用する場合を含む)の検査を受ける者

イ 原子力を原動力とする発電用の電気工作物

ロ その他の電気工作物

五 第五十四条第四項第二号の規定による認定を受けるようとする者

六 電気主任技術者国家試験を受けようとする者

七 主任技術者免状の交付を受けようとする者

八 主任技術者免状の再交付を受けようとする者

六 第一項から第四項までの規定に基づく命令の規定による処分に

ついての審査請求又は異議申立て

に対する裁決又は決定は、前条の

例により公開による聴聞をした後

にしなければならない。

(苦情の申出)

第九十六条 この法律又はこの法律

の供給又は指定調査機関の調査業

務に關し苦情のある者は、通商産

業大臣に対し、理由を記載した文

書を提出して苦情の申出をするこ

とができる。

2 通商産業大臣は、前項の申出が

あつたときは、これを誠実に処理

し、処理の結果を申出者に通知し

ればならない。

区域の増加に係るものに限る。),

第十九条第一項又は第二十三条第

二項(供給規程に係るものに限

る)の規定による処分をしようと

するときは、公聴会を開き、広く

一般の意見をきかなければならな

い。

(聴聞)

第九十七条 一般電気事業者の電気

工作物の加工をする者又は

ボイラ等若しくは格納容器等の

溶接をする者の工場又は営業所、

事務所その他の事業場に立ち入

り、電気工作物、帳簿、書類その

他の物件を検査させることができ

る。

3 通商産業大臣は、この法律の施

行に必要な限度において、その職

員に、一般用電気工作物の設置の

場所(居住の用に供されているも

のを除く)に立ち入り、一般用電

気工作物を検査させることができ

る。

4 通商産業大臣は、この法律の施

行に必要な限度において、その職

員に、指定調査機関の事務所又は

事業所に立ち入り、業務の状況又

は帳簿、書類その他の物件を検査

させることができ。

5 前四項の規定により立入検査を

する職員は、その身分を示す証明

書を携帯し、関係人の請求があつ

たときは、これを提示しなければ

ならない。

6 第一項から第四項までの規定に

よる権限は、犯罪捜査のために認

められたものと解釈してはならな

い。

(公聴会)

第九十八条 次の表の上欄に掲げる

者(国を除く)は、それぞれ同表

の下欄に掲げる金額の範囲内で政

令で定める額の手数料を納めなけ

ればならない。

(手数料)

第九十九条 通商産業大臣は、第十

五条第一項若しくは第二項、第十

六条第一項若しくは第二項又は第

八十三条の規定による処分をしよ

うとするときは、当該処分に係る

者に対し、相当の期間において予

告をした上、公開による聴聞を行

なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、

場所及び事案の内容を示さなけれ

ばならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に係

る者及び利害関係人に対し、当該

事案について証拠を提示し、意見

を述べる機会を与えるなければならない。

4 第四十三条第一項(第七十四条第二項において準用する場合を含む)の検査を受けようとする者

イ 原子力を原動力とする発電用の電気工作物

ロ その他の電気工作物

二 第四十五条第一項又は第三項の検査を受けようとする者

三 第四十六条第一項又は第三項の検査を受けようとする者

四 第四十七条(第七十四条第二項において準用する場合を含む)の検査を受ける者

イ 原子力を原動力とする発電用の電気工作物

ロ その他の電気工作物

五 第五十四条第四項第二号の規定による認定を受けるようとする者

六 電気主任技術者国家試験を受けようとする者

七 主任技術者免状の交付を受けようとする者

八 主任技術者免状の再交付を受けようとする者

六 第一項から第四項までの規定に基づく命令の規定による処分に

ついての審査請求又は異議申立て

に対する裁決又は決定は、前条の

例により公開による聴聞をした後

にしなければならない。

(手数料)

第九十九条 この法律の規定に基づ

て、合理的に必要と判断される範囲内

において、所要の経過措置を定め

ることができる。

(権限の委任)

第一百〇一条 この法律の規定により通

商産業大臣の権限に属する事項

は、それぞれ、政令又は通商産業

省令で、その制定又は改廃に伴い

2 通商産業大臣は、この法律の施

行に必要な限度において、その職

員に、自家用電気工作物を設置す

る。

3 通商産業大臣は、第三

条第一項(一般電気事業に係るも

のに限る)、第八条第一項(供給

の立入検査)

第九十九条 この法律の規定に基づ

て、合理的に必要と判断される範囲内

において、所要の経過措置を定め

ることができる。

(権限の委任)

第一百〇二条 この法律の規定により通

商産業大臣の権限に属する事項

は、それぞれ、政令又は通商産業

省令で、その制定又は改廃に伴い

2 通商産業大臣は、この法律の施

行に必要な限度において、その職

員に、自家用電気工作物を設置す

る。

3 通商産業大臣は、第三

条第一項(一般電気事業に係るも

のに限る)、第八条第一項(供給

の立入検査)

第一百〇三条 一般電気事業者の電気

工作物の加工をする者又は

ボイラ等若しくは格納容器等の

溶接をする者の工場又は営業所、

事務所その他の事業場に立ち入

り、電気工作物、帳簿、書類その

他の物件を検査させることができる。

4 通商産業大臣は、この法律の施

行に必要な限度において、その職

員に、一般用電気工作物の設置の

場所(居住の用に供されているも

のを除く)に立ち入り、一般用電

気工作物を検査させることができ

る。

5 通商産業大臣は、この法律の施

行に必要な限度において、その職

員に、指定調査機関の事務所又は

事業所に立ち入り、業務の状況又

は帳簿、書類その他の物件を検査

させることができる。

6 第一項から第四項までの規定に

よる権限は、犯罪捜査のために認

められたものと解釈してはならな

い。

(公聴会)

第一百〇四条 この法律の規定に基づ

て、合理的に必要と判断される範囲内

において、所要の経過措置を定め

ることができる。

(権限の委任)

第一百〇五条 この法律の規定により通

商産業大臣の権限に属する事項

は、それぞれ、政令又は通商産業

省令で、その制定又は改廃に伴い

2 通商産業大臣は、この法律の施

行に必要な限度において、その職

員に、自家用電気工作物を設置す

る。

3 通商産業大臣は、第三

条第一項(一般電気事業に係るも

のに限る)、第八条第一項(供給

の立入検査)

第一百〇六条 この法律の規定に基づ

て、合理的に必要と判断される範囲内

において、所要の経過措置を定め

ることができる。

(権限の委任)

第一百〇七条 この法律の規定により通

商産業大臣の権限に属する事項

は、それぞれ、政令又は通商産業

省令で、その制定又は改廃に伴い

2 通商産業大臣は、この法律の施

行に必要な限度において、その職

員に、自家用電気工作物を設置す

る。

3 通商産業大臣は、第三

条第一項(一般電気事業に係るも

のに限る)、第八条第一項(供給

の立入検査)

第一百〇八条 この法律の規定に基づ

て、合理的に必要と判断される範囲内

において、所要の経過措置を定め

ることができる。

(権限の委任)

第一百〇九条 この法律の規定により通

商産業大臣の権限に属する事項

は、それぞれ、政令又は通商産業

省令で、その制定又は改廃に伴い

2 通商産業大臣は、この法律の施

行に必要な限度において、その職

員に、自家用電気工作物を設置す

る。

3 通商産業大臣は、第三

条第一項(一般電気事業に係るも

のに限る)、第八条第一項(供給

の立入検査)

第一百〇十条 この法律の規定に基づ

第二百九十三条
二十三 次の各号の一に該当する者

は、一万円以下の過料に処する。

一 第八条第二項、第九条、第七

十三条、第七十八条第二項又は

第八十二条の規定による届出を

せず、又は虚偽の届出をした

者

二 正當な理由がないのに第五十
五条の規定による命令に違反し
て主任技術者免状を返納しなか
つた者

附 則

1 この法律は、公布の日から起算

して一年をこえない範囲内におい

て政令で定める日から施行する。

ただし、〇附則第二十六条の通じ

産業省設置法（昭和二十七年法律

での規定及び

第百七十五条）第二百五条第一

項の改正規定中石炭対策連絡協議

会の項の次に電気事業審議会の項

を加える部分は、公布の日から施

行する。

2 電気に関する臨時措置に関する法律（昭和二十七年法律第三百四十一号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

3 旧法に基づき旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）の規定の例によつてした処分、手

続その他の行為は、この法律中にこれに相当する規定があるときは、この法律の規定によつてしたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に電気事業者以外の者であつて、一般電気事業者の供給区域における需要に応じ電気を供給する事業（電気事業者による電気を供給する事業を除く。）を営むものについては、この法律の施行の日から一月間は、第十七条第一項の規定は適用しない。その期間内に同項の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまで

の間も、同様とする。

5 この法律の施行の際現に電気事業者を営んでいる者及び自家用電気工作物を使用している者に關する第五十二条第一項（第七十四条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第二百七十五条）第二百五条第一項の規定の中石炭対策連絡協議会の項の次に電気事業審議会の項を加える部分は、公布の日から施行する。

6 この法律の施行の際現に発電用のダムを設置している者について

は、第五十三条第一項又は第七十二条第一項の規定は、適用せ

ず、旧発電用高堰堤規則（昭和十

年通信省令第十八号）第八条から第十条までの規定によつて

る。

7 この法律の施行の際現に旧電気に関する臨時措置に関する法律施

行規則（昭和二十七年通商産業省令第九十九号。以下「旧規則」とい

う。）第一条第一項の規定に基づき

の規定の例により第一種、第二種

又は第三種の資格を有している者

は、それぞれ第五十四条第一項の

第一種電気主任技術者免状、第二

種電気主任技術者免状又は第三種

電気主任技術者免状の交付を受け

ている者とみなす。

8 この法律の施行の際現に旧規則第一条第一項の規定に基づき旧発

電用汽機汽罐取締規則（昭和十五

年通信省令第五号）第二十条の規

定の例により汽機汽罐主任者に

選任されている者のうち、気圧六

十キログラム每平方センチメート

ル以上の発電所の汽機汽罐主任

者又は気圧十五キログラム每平方

センチメートル以上六十キログラ

ム每平方センチメートル未満の發

電所の汽機汽罐主任者は、そ

れぞれ第五十四条第一項の第一種

ボイラ・タービン主任技術者免

状又は第二種ボイラ・タービン

主任技術者免状の交付を受けてい

る者とみなす。

9 この法律の施行の際現に旧電

気事業会社から

出資を受け、又は譲り受けた不動

産に關する権利の取得の登記を受

け、又は作成された企業再編成計

画に基づき旧電気事業再編成令に

五年政令第三百四十二号）に基づき設立された九の電気事業会社が旧過度経済力集中排除法（昭和十二年法律第二百七号）第七条第二項第七号の規定により承認を受け、又は作成された企業再編成計画に基づき旧電気事業再編成令に

五年政令第三百四十二号）に基づき設立された九の電気事業会社が旧過度経済力集中排除法（昭和十二年法律第二百七号）第七条第二項第七号の規定により承認を受け、又は作成された企業再編成計画に基づき旧電気事業再編成令に

和七年通信省令第五十六号）第五十二条第二項、第十三条规定の例による報告又は承認があつたもの

に限り、その工事の計画について、第七十条第一項の認可を受け、又は第七十一条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

10 旧電気事業再編成令（昭和二十

五年政令第三百四十二号）に基づき設立された九の電気事業会社が

旧過度経済力集中排除法（昭和十二年法律第二百七号）第七条第二項第七号の規定により承認を受け、又は作成された企業再編成計画に基づき旧電気事業再編成令に

五年政令第三百四十二号）に基づき設立された九の電気事業会社が

田自家用電気工作物施設規則（昭和七年通信省令第五十六号）第五十二条第二項、第十三条规定の例による報告又は承認があつたもの

に限り、その工事の計画について、第七十条第一項の認可を受け、又は第七十一条第一項の規定による報告又は承認があつたもの

を加える。

（電気事業法の適用除外）

第三十五条の三 電気事業法（昭和三十九年法律第二百三十九号）第十

二条第二項、第十三条规定の例

に限り、その工事の計画について、

第七十条第一項の認可を受け、又

は第七十一条第一項の規定

による報告又は承認があつたもの

よりその例によるものとされた旧公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）附則第三項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法（昭和六年法律第六十一号）。以下「旧電気事業法」という。の適用を受ける電気工作物」を「電気事業法（昭和三十九年法律第二号）第二条第七項に規定する電気工作物」に、「旧電気事業法又は」を「電気事業法又は」に改める。

共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号を次のように改める。

二 電気事業法（昭和三十九年法律第二号）による電気事業者

「前田久吉君登壇、拍手」
○前田久吉君 ただいま議題となりました電気事業法案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

電気事業は、きわめて公益性の高い基幹産業であります。現在、これを規制している電気に関する臨時措置に関する法律は、法形式から見ても、その内容から見ても、何らかの処置を必要とするものであります。そこで、これを現状に適合するよう整備するた

め、政府は、電気事業審議会を設けて検討を加え、その答申の線に沿って、ここに新しい電気事業法案を提案してまいりたのであります。

次に、本法案の内容について申し上げます。

第一は、電気事業の事業規制については、ほぼ現行法と同じであります。が、地域独占の規定を削除するかわりに、新たに事業許可基準に過剰設備防止の規定を取り入れ、また、広域経済性の基準も加えておるのであります。

第二は、電気事業者に供給義務を課し、電気料金その他の供給条件を認可制とし、料金の原価主義を法文上明確にしております。

第三は、電気事業の広域運営の促進をはかるため、新たに電気事業者に対し協調運営の義務を課すこととともに、必要あれば施設計画等の変更を勧告できることとし、さらに、必要に応じ、電気の供給、受電等についても、公益命令が発動できることとしておりま

す。

第四は、サービス向上をはかるため、電気事業者に対する監査権を充実させることとし、さらには、電気事業の企業形態、電気料金の地域差、特に電灯料金の全国一本化、水力開発と共に伴う補償問題、審議会の構成とその運営方針、電気ガス税、コスト規制法などがあります。その他、電気事業各般の問題について熱心なる質疑応答を行なわれたのであります。が、詳しく述べて御承知願いたいと存じます。

第五は、電気事業者に対し、電圧、周波数を維持する義務を負わせ、苦情処理等の規定も整備しております。

第六は、電気施設の保安に關し、実態に即した規制を加え、特に、一般需要家の場合には、電気の供給者が義務として保安上の調査を行なうこととし、この調査業務については、専門的

機関に委託することができるとしております。

バランス、企業間格差も生じております。

第一に、一般電気事業者のサービス

向上を指導すること。

第二に、広域運営の推進にあたっては、資材共用、技術交流等についても実施すること。

第三に、電力料金の地域差をできるだけ縮小することとし、特に電灯料金については全国一本化をはかるよう

すること。

第四に、電源開発に伴う補償、特に公共補償の適正なる解決をはかること。

第五に、電気事業における争議行為の法的規制については、これが廃止の方向に向かってすみやかに検討を加えること。

第六に、水力電源の開発を計画的、総合的に推進すること。

第七に、サービスの強化、コストの軽減等、消費者に対する考慮を払い、公営復元等に名をかり不當な支出を行なわしめないこと。なお、復元問題にかかるむ経済協力については、自治体と電力会社間の話し合いにより早急に解決をはかること。

この七点について、その実現に努力すべきであるといふものであります。

次いで、右の附帯決議案について採決いたしましたところ、全会一致を

もつて委員会の決議とすることに決定いたしました。

政府は、本法の施行にあたり、

第一に、一般電気事業者のサービス

向上を指導すること。

第二に、広域運営の推進にあたっては、資材共用、技術交流等についても実施すること。

第三に、電力料金の地域差をできるだけ縮小することとし、特に電灯料金については全国一本化をはかるよう

すること。

第四に、電源開発に伴う補償、特に

公共補償の適正なる解決をはかること。

第五に、電気事業における争議行為の法的規制については、これが廃止の方向に向かってすみやかに検討を加えること。

第六に、水力電源の開発を計画的、

総合的に推進すること。

第七に、サービスの強化、コストの

軽減等、消費者に対する考慮を払い、

公営復元等に名をかり不當な支出を行

なわしめないこと。なお、復元問題に

かかるむ経済協力については、自治体と

電力会社間の話し合いにより早急に解

決をはかること。

この七点について、その実現に努力

すべきであるといふものであります。

次いで、右の附帯決議案について採

決いたしましたところ、全会一致を

もつて委員会の決議とすることに決定

いたしました。

が組合員が適正化規程により遵守すべき事項と同一でないこ
と。

認可の申請があつた場合について、第十条の規定は第一項の
あつた組合協約及びこれに基づいて行なう行為について、第十二条の規定は同項の認可が
あつた組合協約について、第十三条の規定は同項の認可
があつた組合協約について、第十四条の規定は同項の認可
三項の規定は同項の認可又はこの
項において準用する第十二条の規
定による命令若しくは認可の取消
しについて準用する。この場合に
おいて、第十二条第一項及び第十三
三条第三項中「第九条第二項各号」
とあるのは、「第十四条の十二項
各号」と読み替えるものとす

第十四条の十一 組合の組合員たる資格を有する者で組合員でないもののうち、当該業種に属する営業について常時使用する従業員（政令で定める業種にあつては、当該業種に属する営業を営む者の当該営業に係る業務を取次店その他の名称で取り扱う者又はその者が常時使用する従業員で、当該業務に従事するものを含む。）の数が三十人（政令で定める業種にあつては、業種ごとに政令で定める員数）をこえるものは、組合の代表

が組合員が適正化規程により遵守すべき事項と同一でないことを。
第九条第三項の規定は第一項の認可の申請があつた場合について、第十条の規定は同項の認可があつた組合協約及びこれに基づいて行なう行為について、第十二条の規定は同項の認可があつた組合協約について、第十三条の規定は同項の認可又はこの項において準用する第十二条の規定による命令若しくは認可の取消しについて準用する。この場合において、第十二条第一項及び第十三条第三項中「第九条第二項各号」とあるのは、「第十四条の十第二項各号」と読み替えるものとする。
(組合協約に関する交渉の応諾)
者(その組合が会員となつている環境衛生同業組合連合会の代表者であるところにより、その組合から委任を受けたものとす
る。)
2 組合の組合員と取引関係がある事業者のうち大企業者である者は、政令の定めるところにより、その取引条件について、組合の代表者が組合協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限り、その交渉に応じなければならぬ。

(特殊契約の認可等)

第十四条の十三 特殊契約は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを変更しようとするとときも同様である。

2 厚生大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該特殊契約が次の各号の一に該当すると認めるとときは、認可をしてはならない。

一 第八条第五項の事態でない場合に締結するものであること。

二 第八条第五項の事態に対処して組合員が經營の合理化を円滑に行なうための必要かつ最少限度の範囲をこえているものであ

1

(特殊契約の認可等)

第十四条の十三 特殊契約は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。これを変更しようとすると同様である。

2 厚生大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該特殊契約が次の各号の一に該当するとき、認めるときは、認可をしてはならない。

一 第八条第五項の事態でない場合に締結するものであること。

二 第八条第五項の事態に対処して組合員が経営の合理化を図滑行なうための必要かつ最小限程度の範囲をこえているものであること。

(特殊契約に関する交渉の應諾)
第十四条の十四 大企業者は、組合の代表者が、政令の定めるところにより、特殊契約を締結するたゞ交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限り、その申出をしようとするときは、必ずその申出の相手方につき、總務の承認を得なければならぬ。
(特殊契約に関するあつせん及
調停)

(特殊契約に関する交渉の應諾)
第十四条の十四 大企業者は、組合の代表者が、政令の定めるところにより、特殊契約を締結するたゞ交渉をしたい旨を申し出たときは、正当な理由がない限り、その申出をしようとするときは、必ずその申出の相手方につき、總務の承認を得なければならぬ。
(特殊契約に関するあつせん及
調停)

3 前項の規定は、同項に規定する事業者の事業活動を不當に拘束するような申出を認める趣旨のものと解釈してはならない。

(組合協約に関するあつせん)

第十四条の十二 組合の代表者が第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事業に関する組合協約の締結に因し相手方に交渉をしたい旨を申し出た場合において、その交渉の当事者の双方又は一方から申出があつたときは、厚生大臣は、当項第一号に規定する事態を克服する

三 利用者又は消費者の利益を不
当に害するものであること。
第九条第三項の規定は第一項の
認可の申請があつた場合について、
第十一条の規定は同項の認可が、
あつた特殊契約及びこれに基づいて
行なうる行為について、第十二条
及び第十二条の規定は同項の認可
があつた特殊契約について、第十三
条の規定は同項の認可又はこの
項において準用する第十一条の規
定による命令若しくは認可の取消

第十四条の十五 組合の代表者が
第一条項の申出をした場合において、
て、その交渉の当事者の双方又
一方から申出があつたときは、
生大臣は、第八条第五項の事態
克服するため特に必要があると
めるときは、すみやかに、その
殊契約の締結に関しあつせん又
調停を行なうものとする。

2 厚生大臣は、前項の規定によ
り調停を行なう場合においては、
停案を作成してこれを関係当事
に示し、その受點を勧告すると

第十二条号に、「及び第六号から第九号まで号まで」を、「第六号から第九号まで及び第十一号」に改め、「第五十四条第八号又は第九号に掲げる事業」との下に、「第十四条の九第一項中「第八条第一項第十一号」とあるのは「第五十四条第十号」と、同条第二項及び第三項中「組合員」とあるのは「会員たる組合及びその組合員」と、第十四条の十第一項中「その組合の組合員」とあり、同条同項及び同条第二項第三号中「組合員」とあるのは「会員たる組合の組合員」と、第十四

昭和三十九年六月二十五日 参議院会議録第三十一号 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案外四件

三 前条第一項に規定する医業類似行為の業務に關し犯罪又は不正の行為があつた者は、同条同項に規定する医業類似行為の業務を行なうに適しないもの

四 素行が著しく不良である者であつて、前条第一項に規定する医業類似行為の業務を行なうに適しないもの

第十三条第一項中「及び第七条
第一項第五号に規定する指定」を

の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する指定及び前条に規定する处分に、「あん摩、は

を「あん摩、マッサージ、指圧、
はり、きゅう、柔道整復等中央審議
会」に改め、同条第三項中「第八条

条第二項に規定する处分」を「第八条第一項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する指示並びに第十一条第二項（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）及び前条に規定する处分」に、「あん摩、はり、きゅう、柔道整復地方審議会」を「あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会」に改める。

「あん摩、マッサージ若しくは指圧」を「あん摩、マッサージ若しくは指圧」に改め、同条第二号中「第五条乃至第七条」を「第五条、第六条、第七条（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「同号中「第八条第一項」の下に「（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第十条第一項」及び「（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号中「第十一条第一項」及び「同条第二項」の下に「（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の二号を加える。

六 第十二条の三の規定による業務停止中の者又は同条の規定による禁止处分を受けた者であつて、その業務をしたものを加える。

第十九条を次のように改める。

第十九条 当分の間、文部大臣又は厚生大臣は、あん摩マッサージ指圧師の総数のうちに省令で定める程度の著しい視覚障害の

「あん摩、マッサージ若しくは指圧」に改め、同条第二号中「第五条乃至第七条」を「第五条、第六条、第七条（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「同号中「第八条第一項」の下に「（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第十条第一項」の下に「（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号中「第十一条第一項」及び「同条第二項」の下に「（第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

の
業務停止中の者又は同条の規定による禁止処分を受けた者であつて、その業務をしたも

第十八条中「あん摩術」を「あん
摩術、マッサージ術若しくは指圧
術」に改める。

第十九条 当分の間、文部大臣又は厚生大臣は、あん摩マッサージ指圧師の総数のうちに省令で定める程度の著しい視覚障害の

ある者(以下視覚障害者といふ)以外の者が占める割合、あん摩マツサージ指圧師は養成施設において教育し、又は養成している生徒の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合その他の事情を勘案して、視覚障害者であるあん摩マツサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようになるため必要があると認めるときは、あん摩マツサージ指圧師に係る学校又は養成施設で視覚障害者以外の者を教育し、又は養成するものについての第二条等第一項の認定又はその生徒の定員の増加についての同条第三項の承認をしないことができる。

ある者(以下視覚障害者)。以外の者が占める割合、あん摩マツサージ指圧師に係る学校は養成施設において教育し、又は養成している生徒の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合その他の事情を勘案して、視覚障害者であるあん摩マツサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにす

るため必要があると認めるときは、あん摩マツサージ指圧師による革交叉は専或重複で見通す

害者以外の者を教育し、又は養成するものについての第二条第
一項の認定又はその生徒の定員の増加についての同条第三項の

文部大臣又は厚生大臣は、前項の規定により認定又は承認をしないことができる。

きは、あらかじめ、中央審議会の意見をきかなければならぬといふ。

「一部改正法律による改正前の第十九条第一項の規定による届出をした」を

係る医業類似行為が指圧であつた場合にあつては昭和四十二年十二月三十一日まで、当該届出に係る

医業類似行為が指圧以外のもの、あつた場合は昭和三十一年十二月三十一日まで、「あん摩師試験」を「あん摩マッサージ指圧師免許」と改め、同条第二項中「あん摩師試験」を「あん摩マッサージ指圧師免許」とする。
（あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律の一部改正）
第二条 あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百四十一号）の一部を次のように改する。
附則第二項中「第十九条第一項の規定による届出をした」を「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第下一部改正法律」という。）第十九条第一項の規定による届出をしていたに、「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法（以下「旧法」という。）第十九条第一項の規定による改正後の」を「一部改正法律による改正後の」に、「あん摩師試験」を「あん摩マッサージ指圧師免許」と改め、同条第二項中「あん摩師試験」を「あん摩マッサージ指圧師免許」とする。

医業類似行為が指圧以外のものであつた場合は昭和三十九年十二月三十日までに、「あん摩師試験」を「あん摩マッサージ指圧師免許」と「あん摩マッサージ指圧師免許」の二種類に改め、同条第二項中「あん摩師試験」を「あん摩マッサージ指圧師試験」に改める。

(あん摩師、はり師、あゆう師及び柔道整復師法の一部を改正する)

法律の一部改正

十一号)の一部を次のように改正する。

摩師、はり師、きゅう師及び柔整復師法等の一部を改正する法律
(昭和三十九年法律第 号。以下「一部改正法律」という。)によ

改正前のあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法（以下「旧法」という。）第十九条第一項の規定による届出をしていたに、「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復

師法」を「旧法」に、「この法律による改正後の」を「一部改正法律による改正後のあん摩マッサージ指

師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に關する法律（以下「新法」といふ。）に、「昭和三十九年十二月三十日までは」を「當分の間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(あん摩、マッサージ及び指圧についての諸問題)

2 厚生大臣は、あん摩、マッサージ及び指圧の業務内容、業務を行なうことのできる者の免許資格等の事項に關し、すみやかに、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等中央審議会に諮問し、その審議の結果を參しやすくして必要な措置を講じなければならぬ。

(医業類似行為についての調査等)

3 あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等中央審議会は、この法律による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に關する

法律(以下「新法」という。)第十三
条第一項及び第二項に規定する事
項のほか、新法第一条に掲げるも
の以外の医業類似行為に関する事
項に關し、厚生大臣の諮問に応
じ、又は自ら調査審議することが
できる。

4 厚生大臣は、前項の調査審議の
結果を參しやくして必要な措置を
講じなければならない。
(旧法によるあん摩師免許に関する
経過規定)

5 この法律の施行前にこの法律に
よる改正前のあん摩師、はり師、
きゅう師及び柔道整復師法(以下
「旧法」という。)の規定によりなさ
れたあん摩師免許は、新法第一条
のあん摩マッサージ指圧師免許と
みなす。

(旧法によるあん摩師試験に關す
る経過規定)

6 この法律の施行前に旧法第一条
第一項のあん摩師試験に合格した
(旧法等による処分に關する経過
規定)

7 旧法第十九条第二項又は第三項
(この法律による改正前のあん摩
師、はり師、きゅう師及び柔道整
復師法の一部を改正する法律附則
規定)

とされた場合を含む。)の規定によ
つてした処分は、それぞれ、新法
の相当規定(この法律による改正
後のあん摩師、はり師、きゅう師
及び柔道整復師法の一部を改正す
る法律附則第三項においてその例
によることとされる場合を含む。)

8 この法律の施行前にした行為に
対する罰則の適用については、な
お従前の例による。

(旧法の規定による届出の遅れた
者に対する経過規定)

9 旧法の公布の際引き続き三箇月
以上、あん摩業、マッサージ業、
はり業、きゅう業及び柔道整復業
以外の医業類似行為を業としてい
た者であつて、やむをえない事由
により旧法第十九条第一項の規定
による届出をすることができなか
つたと都道府県知事が認めたもの
が、この法律の施行の日から六箇
月以内に厚生省令で定める事項を
都道府県知事に届け出たときは、
その者は、新法第十二条の二第一
項及び第十九条の二第一項並びに
この法律による改正後のあん摩
師、はり師、きゅう師及び柔道整
復師法の一部を改正する法律附則
第二項の規定の適用については、
その届出をした日以後は、旧法第

十九条第一項の規定による届出を
していた者とみなす。

(厚生省設置法の一部改正)

律百五十一号)の一部を次のよ
うに改正する。

10 厚生省設置法(昭和二十四年法
律百五十一号)の一部を次のよ
うに改正する。

第五条第三十九号の二中「あん
摩師」を「あん摩マッサージ指圧
師」に改める。

第十条第四号中「あん摩師、は
り師、きゅう師」を「あん摩マッ
サージ指圧師、はり師、きゅう師」
に改める。

第十三条第四号中「あん摩師、は
り師、きゅう師」を「あん摩マッ
サージ指圧師、はり師、きゅう師」
に改める。

第十五条第一項の表中「あん
摩、はり、きゅう、柔道整復中央
審議会」を「あん摩、マッサージ、
指圧、はり、きゅう、柔道整復等
中央審議会」に、「あん摩師、はり
師、きゅう師及び柔道整復師法」
を「あん摩マッサージ指圧師、は
り師、きゅう師、柔道整復師等に
適用する法律」に、「及び同法第七条
第一項第五号に規定する指定」を
「同法第七条第一項第五号(同法
第十二条の二第二項において準用
する場合を含む。)に規定する指定
及び同法第十二条の三に規定する
処分」に改める。

第十六条(生活保護法の一部改正)

第十七条(生活保護法(昭和二十五年法律
第一百四十四号)の一部を次のよう
に改正する。

第三十四条第三項中「あん摩師、
はり師、きゅう師及び柔道整復師

法」を「あん摩マッサージ指圧師、
はり師、きゅう師、柔道整復師等

に適用する法律」に、「あん摩師」を
「あん摩マッサージ指圧師」に改め
る。

第五十五条第一項の表中「あん
摩マッサージ指圧師」に改め
る。

第十二条第七項第五号中「あ
ん摩」を「あん摩、マッサージ又は
指圧」に改める。

第十三条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十四条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十五条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十六条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十七条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十八条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十九条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二十条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二十一条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二十二条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二十三条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二十四条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二十五条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二十六条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二十七条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二十八条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二十九条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十一条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十二条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十三条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十四条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十五条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十六条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十七条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十八条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十九条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第四十条(労働災害防止法(昭和二十二年法律
第二百二十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

(小字及び
は衆議院修正)

労働災害の防止に関する法律案
○團體等する法律

労働災害の防止(○團體等する法律

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 労働災害防止計画(第三

第三章 労働災害防止団体

第二節 中央労働災害防止協会(第

三節 通則(第八条・第三十五条)

第四節 監督(第五十一条・第五

五十三条)

第五節 補則(第五十四条・第

五十六条)

第六節 特別規制

第四章 労働災害防止に関する法律案

第二節 緊急措置(第六十一条)

第三節 監督等(第六十二条)

第六章 制度(第七十七条・第七

八条)

第五章 離職(第六十八条・第六

九条)

第六章 計画(第六十二条)

第七章 計画(第六十二条)

第八章 計画(第六十二条)

第九章 計画(第六十二条)

第十章 計画(第六十二条)

第十一章 計画(第六十二条)

第十二章 計画(第六十二条)

第十三章 計画(第六十二条)

第十四章 計画(第六十二条)

第十五章 計画(第六十二条)

第十六章 計画(第六十二条)

第十七章 計画(第六十二条)

第十八章 計画(第六十二条)

第十九章 計画(第六十二条)

第二十章 計画(第六十二条)

第二十一章 計画(第六十二条)

第二十二章 計画(第六十二条)

第二十三章 計画(第六十二条)

第二十四章 計画(第六十二条)

第二十五章 計画(第六十二条)

第二十六章 計画(第六十二条)

第二十七章 計画(第六十二条)

第二十八章 計画(第六十二条)

第二十九章 計画(第六十二条)

第三十章 計画(第六十二条)

第三十一章 計画(第六十二条)

第三十二章 計画(第六十二条)

第三十三章 計画(第六十二条)

第三十四章 計画(第六十二条)

第三十五章 計画(第六十二条)

第三十六章 計画(第六十二条)

第三十七章 計画(第六十二条)

第三十八章 計画(第六十二条)

第三十九章 計画(第六十二条)

第四十章 計画(第六十二条)

第四十一章 計画(第六十二条)

第四十二章 計画(第六十二条)

第四十三章 計画(第六十二条)

第四十四章 計画(第六十二条)

第四十五章 計画(第六十二条)

第四十六章 計画(第六十二条)

第四十七章 計画(第六十二条)

第四十八章 計画(第六十二条)

第四十九章 計画(第六十二条)

第五十章 計画(第六十二条)

昭和三十九年六月二十五日 参議院会議録第三十一号 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案外四件

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、労働災害防止計画を樹立し、労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するための措置を講じ、及び労働災害の防止に関する特別規制を行なうことにより、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）その他労働者の安全及び衛生に関する法令と相まつて、総合的かつ計画的な労働災害防止対策の推進を図り、もつて労働災害の防止することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原料、材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動によつて、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者をいう。

三 使用者 労働基準法第十条に規定する使用者をいう。

四 指定業種 労働大臣が、労働災害の発生率その他の事情を考

慮し、中央労働基準審議会の意見を聞いて指定する業種をいう。

四 その他労働災害の防止に関する法律案外事項

(変更)

第五条 労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、中央労働基準審議会の意見を聞いて、基本計画

五 注文者 仕事を他の者に請け負わせている者をいう。

六 発注者 注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わない者を注文している者をいう。

七 請負人 仕事を注文者から請け負つている者をいう。

八 第二章 労働災害防止計画

(基本計画)

第三条 労働大臣は、五年ごとに、中央労働基準審議会の意見を聞いて、労働災害の減少目標との他労働災害の防止に関するべき事項を定めた労働災害防止基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。

(実施計画)

第四条 労働大臣は、毎年、中央労働基準審議会の意見を聞いて、基本計画の実施を図るために、次の事項を定めた労働災害防止実施計画（以下「実施計画」という。）を作成しなければならない。

第五条 労働大臣は、基本計画又は実施計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

第六条 労働大臣は、基本計画又は実施計画の登記の後でなければならぬ事項は、登記の後でなければならない。

(登記)

第七条 労働大臣は、第一項の業務を行なうにあたつては、基本計画及びその事業主の団体に対して行

第八条 この法律による労働災害の防止を目的として組織された団体

(以下「労働災害防止団体」といふ)は、次に掲げるものとする。

一 中央労働災害防止協会（以下

類 な対策に関する事項

四 その他労働災害の防止に関する法律案外事項

(変更)

二 労働災害防止協会（以下「協会」という。）

(入格、住所等)

三 技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。

四 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。

五 労働者の技能に関する講習を行なうこと。

六 情報及び資料を収集し、及び提供すること。

七 調査及び広報を行なうこと。

八 その他必要な業務を行なうこと。

九条 労働災害防止団体は、法人の主たる事務所の所在地にあるものとする。

十 条 労働災害防止団体は、法人の名称中に労働災害防止協会

は、その名称中でないもの

十一 条 労働災害防止団体でないもの

は、その名称中でないもの

十二 条 労働災害防止団体でないもの

は、その名称中でないもの

十三 条 労働災害防止団体でないもの

は、その名称中でないもの

十四 条 労働災害防止団体でないもの

は、その名称中でないもの

十五 条 労働災害防止団体でないもの

は、その名称中でないもの

十六 条 労働災害防止団体でないもの

は、その名称中でないもの

十七 条 労働災害防止団体でないもの

は、その名称中でないもの

十八 条 労働災害防止団体でないもの

は、その名称中でないもの

十九 条 労働災害防止団体でないもの

は、その名称中でないもの

二十 条 労働災害防止団体でないもの

は、その名称中でないもの

二十一 条 労働災害防止団体でないもの

は、その名称中でないもの

二十二 条 中央労働災害防止協会は、労働災害の防止に関する技術的な事項に係るものを行なわせるため、安全管理士及び衛生管理士を置かなければならぬ。

二十三 条 中央労働災害防止協会は、前項の安全管理士及び衛生管理士は、労働省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。

(会員の資格)

第十三条 中央協会の会員の資格を有するものは、次に掲げる法人その他他の団体とする。

一 協会

二 全国的な事業主の団体で労働災害の防止のための活動を行なうもの

三 前二号に掲げるもののほか、労働災害の防止のための活動を行なう団体で定款で定めるもの(加入)

第十四条 協会は、すべて中央協会の会員となる。

2 中央協会は、前条第二号及び第三号の法人その他の団体が中央協会に加入しようとするときは、正當な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入について不当な条件をつけてはならない。

(会員)
(設立)
(設立)

第十五条 中央協会は、定款で定めることにより、会員から会費を徴収することができる。

第十六条 中央協会は、全国を通じて一個設立することができるものとする。

(発起人)
第十七条 中央協会を設立するには、その会員にならうとする五以上の法人その他の団体が発起人となることを要する。

(創立総会)

第十八条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の一月前までに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会の議事は、会員の資格を有する法人その他の団体でその会員までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの三分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

4 民法第六十五条及び第六十六条(表決権)の規定は、創立総会の議決に準用する。

5 会員の加入及び脱退に関する事項

6 会員の加入及び脱退に関する事項

7 会員の権利及び義務に関する事項

8 会費に関する事項

9 役員に関する事項

10 参与に関する事項

11 総会に関する事項

12 会計に関する事項

13 事業年度

14 公告の方法

15 会員の権利及び義務に関する事項

16 会員の加入及び脱退に関する事項

17 会員の権利及び義務に関する事項

18 会員の加入及び脱退に関する事項

19 会員の権利及び義務に関する事項

20 会員の加入及び脱退に関する事項

(定款)

第二十一条 中央協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

4 監事は、中央協会の業務及び経理の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

2 参与は、中央協会の業務の運営に関する重要な事項に参与する。

3 参与は、労働災害の防止に関する知識経験がある者のうちから、会長が委嘱する。

2 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員の任期は、一年六月以内において創立総会で定める期間とする。

4 前三項に定めるもののほか、参与に關し必要な事項は、定款で定める。

3 参与は、労働災害の防止に関する知識経験がある者のうちから、会長が委嘱する。

2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求める。

3 参与は、労働災害の防止に関する知識経験がある者のうちから、会長が委嘱する。

2 会長は、必要があると認めるところにより、臨時総会を招集することができる。

3 参与は、臨時総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるところにより、臨時総会を招集することができる。

3 参与は、臨時総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるところにより、臨時総会を代表する。

3 参与は、臨時総会を代表する。

2 会長は、中央協会を代表し、その業務を総理する。

3 会長は、中央協会を代表し、その業務を総理する。

2 会長は、中央協会を代表し、その業務を総理する。

3 会長は、中央協会を代表し、その業務を総理する。

2 会長は、中央協会を代表し、その業務を総理する。

3 会長は、中央協会を代表し、その業務を総理する。

2 会長は、中央協会を代表し、その業務を総理する。

3 会長は、中央協会を代表し、その業務を総理する。

2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求める。

3 参与は、労働災害の防止に関する知識経験がある者のうちから、会長が委嘱する。

(総会の議事)

第三十条 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。

ただし、前条第一号、第三号及び四号の事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多數で決する。

(総会に関する民法の準用)

第三十一条 民法第六十一条第二項(臨時総会招集請求権)、第六十四条(総会招集の手続)、第六十五条及び第六十六条(表決権)の規定は、中央協会の総会に準用する。(解散)

第三十二条 中央協会は、次の理由によつて解散する。

一 総会の議決
二 破産

三 設立の認可の取消し

2 中央協会は、前項第一号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を労働大臣に届け出なければならない。(清算人)

第三十三条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同条同項第三号の規定による解散の場合には労働大臣が選任する。

第三十四条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て労働大臣の認可を受けなければならぬ。

又はすることができないときは、清算人は、労働大臣の認可を受け、財産処分の方法を定めなければならぬ。

3 残余財産は、労働災害の防止のための活動を行なう団体に帰属させなければならない。

(解散及び清算に関する民法等の準用)

第三十五条 民法第七十条(法人の破産)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く)及び第八十三条(清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十一条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第一百三十五ノ二十ノ二、第二項及び第三項、第一百三十六条、第一百三十七条並びに第一百三十八条(法人の清算の監督)の規定は、中央協会の解散及び清算に準用する。

第三節 労働災害防止協会

第三十六条 協会は、次の業務を行なうものとする。

一 労働災害防止規程を設定すること。

二 会員に対して、労働災害の防止に關する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。

三 協会は、前項の業務のほか、当該指定業種に係る労働災害の防止に関し、次の業務を行なうことができる。

一 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。

二 労働者の技能に關する講習を行なうこと。

三 情報及び資料を收集し、及び提供すること。

四 調査及び広報を行なうこと。

五 前各号の業務に附帯する業務

3 協会は、前二項の業務のほか、労働大臣の要請があつたときは、当該指定業種に屬する事業の事業主及びその事業主の団体で会員でないものに対し第一項第二号の業務を行なうことができる。

2 労働大臣は、前項の認可の申請に係る労働災害防止規程が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

3 第十一条第三項及び第十二条の規定は、協会に準用する。このとおり。

2 設定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。

3 不當に差別的でないこと。

4 労働者の利益を不当に害するおそれがないこと。

(労働災害防止規程)

第三十七条 労働災害防止規程には、次の事項を定めるものとする。

一 適用範囲に關する事項

二 労働災害の防止に關し、機械、器具その他の設備、作業の実施方法等について譲すべき具體的な措置に關する事項

三 前号の事項の実施を確保するための措置に關する事項

四 協会が労働災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合には、これに關する事項は、労働災害防止規程に定めなければならない。

5 労働災害防止規程の認可

第三十八条 労働災害防止規程は、労働大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更についても、同様とする。

2 労働大臣は、前項の認可の申請に係る労働災害防止規程が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

3 第四十二条 協会は、労働災害防止規程を設定しようとするときは、労働省令で定めるところにより、關係労働者を代表する者及び労働灾害の防止に關し学識経験がある者の意見を聞かなければならない。

4 第四十三条 協会は、労働災害防止規程を守らなければならない。

5 第四十四条 会員は、労働災害防止規程を守らなければならない。

6 第四十五条 就業規則は、労働災害防止規程に反するものであつてはならない。

7 第四十六条 会員である事業主の事業に係る規程を守らなければならない。

8 第四十七条 会員は、労働災害防止規程が会員の事業について適用さ

3 労働大臣は、労働災害防止規程が前項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該協会に対してその労働災害防止規程を変更すべきことを命じ、又は第一項の認可を取り消さなければならない。

9 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

10 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

11 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

12 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

13 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

14 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

15 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

16 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

17 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

18 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

19 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

20 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

21 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

22 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

23 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

24 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

25 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

26 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

27 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

28 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

29 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

30 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

31 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

32 労働大臣は、第一項の認可に關する趣旨又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、中央労働基準審議会の意見を聞くなければならない。

れる労働協約と抵触するときは、その限度においては、適用しない。

(会員)

第四十二条 協会の会員の資格を有するものは、当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体とする。

2 第十四条第一項及び第十五条の規定は、協会に準用する。

(設立)

第四十三条 協会は、指定業種ごとに設立することができるものとする。

2 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属する事業に常時使用する労働者の総数が、当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数に労働省令で定める率を乗じて得た数をこえることとなるときでなければ、設立することができない。

(発起人)

第四十四条 協会を設立するには、その会員になろうとする二十人以上上のものが発起人となることを要する。

(設立に関する準用)

第四十五条 第十八条から第二十条までの規定は、協会の設立に準用する。

(定款)

第四十六条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 業務
- 四 主たる事務所の所在地
- 五 会員の資格に関する事項
- 六 会員の加入及び脱退に関する事項
- 七 会員の権利及び義務に関する事項
- 八 会費に関する事項
- 九 役員に関する事項
- 十 参与に関する事項
- 十一 総会及び総代会に関する事項
- 十二 会計に関する事項
- 十三 事業年度
- 十四 公告の方法
- 二 第二十二条第二項の規定は、協会の定款の変更に準用する。
- (役員等)
- 二 協会に、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。
- 2 協会に、参与を置く。

(総会)

第四十七条 第二十二条第二項の規定は、協会の総会招集請求権、第六十二条(臨時総会招集請求権)、第六十四条(総会の決議事項)、第六十五条及び第六十六条(表決権)の規定は、協会の総会に準用する。この場合において、第三十条中「前条第一号、第三号及び第四号」とあるのは、「第四十八条第三項第一号及び第三号から第五号まで」と読み替えるものとする。

(総代会)

第四十九条 会員の総数が三百人を越える協会は、定款で定めることとする。

(報告等)

第五十二条 労働大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、労働災害防止団体に対して、その業務に必要な報告を命じ、又はその職員に、労働災害防止団体の事務所に立ち入り、帳簿、書類(補欠の総代の選挙を除く。)をすりとができる。

(解散及び清算に関する民法等の準用)

第五十三条 第三十二条から第三十四条まで並びに民法第七十条(法人の破産)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く。)及び第八十三条(清算)並びに非訟事件手続法第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条ノ一、第三十五条ノ二及び第三号から第五号まで)とあると認めるときは、その労働災害

(決算関係書類の提出)

第五十四条 労働災害防止団体は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を労働大臣に提出しなければならない。

(報告等)

第五十五条 労働大臣は、労働災害の発生した場合、労働災害防止団体の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その労働災

害防止団体に対してこれを是正すべきことを勧告し、及びその勧告によつてもなお改善されない場合に次の各号のいずれかに掲げる処分をすることができる。

一 業務の全部又は一部の停止を命ずること。

二 設立の認可を取り消すこと。

2 労働大臣は、協会が第四十三条第二項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その設立の認可を取り消すことができる。

第五節 極則

(補助)

第五十四条 政府は、労働災害防止団体に対し、労働者災害補償保険特別会計の予算の範囲内において、その業務を要する費用の一部を補助することができる。

(関係行政庁との連絡)

第五十五条 労働災害防止団体は、その業務を行なうにあつては、当該行政庁と密接に連絡するものとする。

(秘密保持義務)

第五十六条 安全管理士及び衛生管理士又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 労働災害防止団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者でその職務に関して前項の秘密を

知り得たものも、同項と同様とする。

第四章 労働災害の防止に関する特別規制

第一節 元方事業主等の義務

(元方事業主の義務)

第五十七条 建設業(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業をいう。)その他労働省令で定める事業の事業主で一の場所において行なう当該事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているものは、その労働者及び当該請負人(当該事が数次の請負契約によって行なわれる場合には、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。)の労働者が当該場所において作業を行なう場合には、労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業主であるもののうちから、第一項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。この場所において行なわれる同項の事業の仕事の全部を請け負つた者(同項の措置を講ずべき者を除く。)で、当該仕事を二以上に請負っているものについても、同様とする。

(請負人等の義務)

第五十八条 前条第一項の事業の仕事を自ら行なう注文者は、建設物若しくは設備又は原料若しくは材料(以下「建設物等」という。)を、当該仕事を行なう場所においてそ

の請負人(当該事が数次の請負契約によって行なわれる場合には、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。)の労働者に使用させる場合には、当該建設物等について、労働省令で定めるところにより、当該労働者の労働災害を防止するための措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなる場合に規定する措置を講じなければならぬ。この場合においては、当該

指名された事業主及び当該指名された事業主以外の事業主についても、第一項の規定は適用しない。

る場合において、甲事業主の労働者に關し乙事業主が同項の措置を講すべきときは、甲事業主については、適用しない。

3 第一項の事業の仕事の発注者(同項の措置を講すべき者を除く。)は、一の場所において行なわれる同項の事業の仕事を二以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事を係る二以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業主であるもののうちから、第一項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。

(建設物等についての注文者の義務)

第五十九条 第五十七条第一項又は第六十条第一項に規定する措置を講ずべき事業主(以下「元方事業主」という。)以外の請負人で当該仕事を自ら行なうものは、同条の規定により同条第一項に規定する措置を講じなければならない。

5 第三項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、都道府県労働基準局長がする。

6 都道府県労働基準局長は、労働省令で定めるところにより、前項の権限を労働基準監督署長に行なわせることができる。

(請負人等の義務)

第五十九条 第五十七条第一項又は第六十条第一項に規定する措置を講ずべき事業主(以下「元方事業主」という。)以外の請負人で当該仕事を自ら行なうものは、同条の規定により同条第一項に規定する措置を講じなければならない。

2 前条第一項の場合において、当該建設物等を使用する労働者の使用者である請負人は、同項の規定に基づき講ぜられる措置に応じ、労働省令で定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

3 第五十七条第一項若しくは第四項又は前条第一項の場合において、労働者は、これらの規定又は前二項の規定に基づき講ぜられる措置に応じ、労働省令で定めるところにより、必要な事項を守らなければならない。

4 第一条及び第二項の請負人並びに前項の労働者は、元方事業主、注文者又は請負人が第五十七条第一項若しくは第四項、前条第一項又はこの条第一項若しくは第二項の規定に基づく措置の実施を確保するために対する指示に従わなければならぬ。

八九四

(建設物等についての命令)

第六十条 都道府県労働基準局長

は、第五十八条の規定により同条

第一項に規定する措置を講ずべき

注文者がその措置を講じていない

場合には、当該注文者に対して、

当該建設物等の全部又は一部の使

用の停止、変更その他必要な事項

を命ずることができる。

第二都道府県労働基準局長は、前項

の規定により注文者に命じた事項

について必要な事項を使用者又は

労働者に命ずることができる。

第三第五十七条第六項の規定は、前

二項の権限に準用する。

第二節 緊急措置

(緊急措置)

第六十一条 都道府県労働基準局長

は、労働基準法第五十五条第一項

に規定する場合以外の場合におい

て、労働災害の急迫した危険

があり、かつ、緊急の必要がある

ときは、必要な限度において、使

用者に対して、作業の全部又は一

部を一時停止すること、建設物等

の全部又は一部の使用を一時停止

することその他当該労働災害の発

きる。

2 都道府県労働基準局長は、前項

の規定により使用者に命じた事項

について必要な事項を労働者に命

することができる。

3 第五十七条第六項の規定は、前

二項の権限に準用する。

第三節 監督等

(報告)

第六十二条 都道府県労働基準局長

及び労働基準監督署長は、この章

の規定を実施するため必要な限度

において、労働省令で定めるこ

ろにより、元方事業主、注文者又

は請負人に対して、労働省令で定

める事項の報告を命ずることがで

きる。

(所掌事務)

第六十三条 労働基準監督署長及び

労働基準監督官は、労働省令で定

めるところにより、この章の規定

の施行に関する事務をつかさど

る。

(労働基準監督官の権限)

第六十四条 労働基準監督官は、こ

の章の規定を実施するため必要な

限度において、元方事業主、注文

者又は請負人の事業場に立ち入り

り、帳簿、書類その他の物件を検

査し、又は関係者に質問をすること

ができる。

て、刑事訴訟法(昭和二十三年法

律第百三十一号)の規定による司

法警察官の職務を行なう。

第六十六条 労働基準監督官は、第

五十八条第一項の注文者が当該建

設物等について同項の措置を議

していない場合において、労働災

害発生の急迫した危険があるとき

は、第六十条第一項及び第二項の

規定による都道府県労働基準局長

の権限を行なうことができる。

(省令の制定)

第六十七条 労働大臣は、この章の

規定に基づく労働省令を制定しよ

うとするときは、中央労働基準審

議会の意見を聞かなければならな

い。

第五章 雜則

(鉱山に関する特例)

第六十八条 鉱業法(昭和二十五年

法律第二百八十九号)第四条に規

定する鉱業に係る業種の指定に關

しては、第二条第四号中「労働大

臣」とあるのは「労働大臣及び通

商産業大臣」と、「中央労働基準審

議会」とあるのは「中央労働基準審

議会及び中央鉱山保安委員会」と

する。

2 鉱山保安法(昭和二十四年法

律第七十号)第二条第二項及び第

四項の規定による鉱山における保

安(衛生に関する通氣及び災害時

産業大臣」とあるのは「通商

会」とあるのは「中央鉱山保安協議

会」とする。

3 鉱業法第四条に規定する鉱業に

係る協会に關しては、第三章(労

働災害防止規程に係る部分及び第

五十二条を除く。)中「労働大臣」と

あるのは「労働大臣及び通商産業

大臣」と、「労働省令」とあるのは

「通商産業省令、労働省令」と、第

五十二条中「労働大臣」とあるのは

「労働大臣又は通商産業大臣」とす

る。

(適用除外)

第六十九条 第三章の規定は、國、

地方公共団体及び公共企業体等労

働關係法(昭和二十三年法律第二

百五十七号)第二条第一項第一号

に規定する公共企業体が行なう事

業については、適用しない。

2 第三条(労働災害防止規程に係

る部分に関する。)及び第四章の規定

は、鉱山保安法第二条第二項及び

第四項の規定による鉱山における保

安(衛生に関する通氣及び災害時

の救護を含む。)に關しては、適

用しない。

第六章 刑罰

第七十条 次の各号のいずれかに該

当する者は、六月以下の懲役又は

五千円以下の罰金に処する。

一 第五十八条の規定に違反した

者

二 第五十八条第一項の規定に違

反した者

三 第六十条第一項又は第六十一

条第一項の規定による命令に違

反した者

四 第五十九条第一項の規定によ

り報告を命ぜられて、報告せ

ず、若しくは虚偽の報告をし、

又は同項の規定による立入検査

を拒み、妨げ、若しくは忌避し

た者

二 第五十七条第一項若しくは第

四項又は第五十九条第一項から

第三項までの規定に違反した者

三 第六十条第二項又は第六十一

条第二項の規定による命令に違

反した者

四 第六十二条の規定により報告

を命ぜられて、報告せず、又は

虚偽の報告をした者

五 第六十四条第一項の規定によ

る立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定によ

る質問に対し、正当な理由

がないのに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

第七十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第七十条第二号若しくは第三号又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした労働災害防止団体の発起人、役員又は清算人は、五千円以下の過料に処する。

一 この法律に基づいて労働災害防止団体が行なうことができる業務以外の業務を行なつたとて登記することを怠つたとき。

二 第十条第一項の政令に違反したこと。

三 第十四条第二項(第四十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

四 第三十四条(第五十条において準用する場合を含む。)の認可を受けないで財産処分をしたとき。

五 第三十五条又は第五十条において準用する民法の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

六 第三十五条又は第五十条において準用する民法の規定による破産宣告の請求をしなかつたとき。

七 第五十一条に規定する書類を同条に規定する期間内に提出しなかつたとき。

八 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第九条 第九条第三項の規定に違反したもの(法人その他の団体であるときは、その代表者)は、五千円以下の過料に処する。

(附則)
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章第一節の規定は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第九条第三項の規定は、この法律の施行後一年間は、この法律の施行の際に名称中に「労働災害防止協会」という文字を用いているものについては、適用しない。

(登録税法の一部改正)

第十九条第七号中「商工会連合会の下に」、「中央労働災害防止協会」を、「商工

会の組織等に関する法律」の下に「労働災害の防止○に關する法律」(昭和二十二年法律第三十号)及び労働災害の防
止○に關する法律(昭和三十五年法律第三十号)を、「じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)」及び労働災害の防
止○に關する法律(昭和三十九年法律第三十号)に改める。

(所得税法の一部改正)

第三条第一項第八号中「商工会連合会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を

に改正する。

(国家公務員法の一部改正)

第三条第一項第八号中「商工会連合会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を

に改正する。

(法人税法の一部改正)

第五条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条第一項第一号中「商工会連合会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を

に改正する。

(労働者災害補償保険法の一部改
正)

第六条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三章中第二十三条の次に次の
一条を加える。

第二条第二号に次のように加え
る。

ナ 労働災害の防止○に關す
る法律(昭和三十九年法律

第一項の保険施設のほか、この保
険の適用を受ける事業に係る業

務災害の予防に關し必要な保険
施設を行なう。

(国会職員法の一部改正)

第七条 国会職員法(昭和二十二年
法律第八十五号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十九条第七号中「商工会連合

会の下に」、「中央労働災害防止協
会」を、「商工

会の組織等に関する法律」の下に「労働災害の防止○に關する法律(昭和三十五年法律第三十号)」及び労働災害の防
止○に關する法律(昭和三十九年法律第三十号)に改める。

(肺法(昭和三十五年法律第三十
号)を、「じん肺法(昭和三十五年
法律第三十号)」に改める。

(国家公務員法の一部改正)

第三条第一項第八号中「商工会連合
会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第三条第一項第八号中「商工会連合
会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を

に改正する。

(法人税法の一部改正)

第五条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条第一項第一号中「商工会連合
会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を

に改正する。

(労働者災害補償保険法の一部改
正)

第六条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三章中第二十三条の次に次の
一条を加える。

第二条第二号に次のように加え
る。

ナ 労働災害の防止○に關す
る法律(昭和三十九年法律

第一項の保険施設のほか、この保
険の適用を受ける事業に係る業

務災害の予防に關し必要な保険
施設を行なう。

(国会職員法の一部改正)

第七条 国会職員法(昭和二十二年
法律第八十五号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十九条第七号中「商工会連合

会の下に」、「中央労働災害防止協
会」を、「商工

会の組織等に関する法律」の下に「労働災害の防止○に關する法律(昭和三十五年法律第三十号)」及び労働災害の防
止○に關する法律(昭和三十九年法律第三十号)に改める。

第四条第三十二号の五の次に次
の三号を加える。

(肺法(昭和三十五年法律第三十
号)を、「じん肺法(昭和三十五年
法律第三十号)」に改める。

(国家公務員法の一部改正)

第三条第一項第八号中「商工会連合
会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を

に改正する。

(所得税法の一部改正)

第三条第一項第八号中「商工会連合
会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を

に改正する。

(法人税法の一部改正)

第五条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条第一項第一号中「商工会連合
会」の下に「中央労働災害防
止協会及び労働災害防止協会」を

に改正する。

(労働者災害補償保険法の一部改
正)

第六条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三章中第二十三条の次に次の
一条を加える。

第二条第二号に次のように加え
る。

ナ 労働災害の防止○に關す
る法律(昭和三十九年法律

第一項の保険施設のほか、この保
険の適用を受ける事業に係る業

務災害の予防に關し必要な保険
施設を行なう。

(国会職員法の一部改正)

第七条 国会職員法(昭和二十二年
法律第八十五号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十九条第七号中「商工会連合

会の下に」、「中央労働災害防止協
会」を、「商工

会の組織等に関する法律」の下に「労働災害の防止○に關する法律(昭和三十五年法律第三十号)」及び労働災害の防
止○に關する法律(昭和三十九年法律第三十号)に改める。

ジ指圧師の生計の維持のため必要と認める場合、あん摩マッサージ指圧師の学校または養成施設で暗眼者を対象とするものの新設の認定または定員増加の承認をしないことができるなど等

あります。

委員会における質疑の内容は、会議録によつて御承知を願います。

質疑を終わり、討論、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会は、柳岡委員の提案により、全会一致をもつて附帯決議を行ないました。

次に、労働災害の防止に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、衆議院において修正せられ、法律の題名を労働災害防止団体等に関する法律とし、第一条において、「この法律は、労働災害を防止することを目的とする。」旨の政府原案を、「この法律は、労働災害の防止に寄与することを目的とする。」旨に改め、その他、若干の修正を加えられたものであります。

本法律案の要旨は、

政府は、五年ごとに労働災害防止計画を作成して公表し、関係各方面と協力して、労働災害の防止につとめること。

事業主などは、全国単一の中央労働災害防止協会及び災害発生率の高い業種について労働災害防止協会を組織し、安全衛生の技術的指導、労働災害防止規程の制定等によつて、会員の災害防止活動を援助すること。

政府は、これらの労働災害防止協会を監督し、費用の一部を補助すること。

同一の場所で数個の請負事業が行なわれる場合に、最上位の元方事業主等が、統括的に安全衛生管理等の措置を講じる義務を負い、危険急迫の際、都道府県労働基準局長が、使用者に作業停止等を命じ得ること等であります。

委員会における質疑の内容は、会議録によつて御承知を願います。

質疑を終わり、討論、採決の結果、本法律案は、全会一致をもつて、衆議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案に賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 次に、クリーニング業法の一部を改正する法律案、ニンゲ業法の一部を改正する法律案、公衆浴場法の一部を改正する法律案、

あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の一部を改正する法律案及び

労働災害の防止に関する法律案全部を

問題に供します。

四案に賛成の諸君の起立を求めま

す。

〔小字は衆議院修正〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて四案は可決せられました。

国有財産法の一部を改正する法律案

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて四案は可決せられました。

国有財産法(昭和二十三年法律第

七十三号)の一部を次のようになります。

第十条第一項中「必要」を「国有財産の管理及び処分の適正を期するため必要」に改め、「閣議の決定を経て、」を削り、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 大蔵大臣は、前項の規定により措置を求めたときは、各省各庁の長に対し、その執つた措置について報告を求めることができる。

3 大蔵大臣は、前項の報告を求め

ます。

まず、委員長の報告を求めます。大

蔵委員長新谷寅三郎君。

まず、委員長の報告を求めます。

〔審査報告書は部会により追録に掲載〕

国有財産法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを

修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付

する。

第十三条第一項中「三百万円」を

「三千万円」に、「三千万円」を「三億円」に改め、同条第二項中「目的で」の下に「寄附若しくは交換により」を加え、「三百万円」を「三千万円」に、「その取得し」を「その寄附若しくは交換により取得し」に、「三千万円」を「三億円」に改める。

第十四条第七号中「行政財産を」を削り、「使用させ、又は収益させ」を「行

政財産の使用又は収益の許可を」に改め、同条に次の二号を加える。

八 特別会計に属する普通財産で

ある土地又は建物を貸し付け、

若しくは貸付け以外の方法によ

り使用させ若しくは収益させ、

又は当該土地又は建物の売払い

をしようとするとき。

第十八条中「その用途又は收

益をさせる場合を除く外」を削り、

同条に次の四項を加える。

2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

3 行政財産は、その用途又は目的

を妨げない限度において使用又は收

益をさせる場合を除く外

を妨げない限りにおいて使用又は收

益をさせる場合を除く外

る国有財産について、用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な指示をることができる。

4 地方公共団体又は特別の法律に

より設立された法人のうち政令で定めるものが行政財産を道路、水道又は下水道の用に供する必要がある場合においては、当該地方公共団体又は法人に前項の許可に係る行政財産を無償で使用させ、又は収益させることができる。

5 第三項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は収益については、借地法（大正十年法律第四十九号）及び借家法（大正十年法律第五十号）の規定は、適用しない。

第十九条中「行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において」を「前条第三項の許可をして行政財産の」に改める。

三 第二十二条第一項第一号中「じんあい焼却場」と「ごみ処理施設、屎尿処理施設」に改め、同項に次の一号を加える。

四 国有財産法第二十一条から第二十五条までの規定を準用する。第十八条に次の二項を加える。

4 国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「同法第二十九条」を「同法第二十九条本文」に改める。

○新谷寅二郎君登壇、拍手

〔新谷寅二郎君登壇、拍手〕

ましめた国有財産法の一部を改正する法律案

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に改正前の国有財産法第十八条の規定に基づいてされている行政財産の使用又は収益については、なお従前の例による。

3 国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「貸し付け」と「その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により国有林野を貸し付け、又は貸付け以外の方

法により使用させる場合には、十五条までの規定を準用する。

第一項の規定により国有林野財産の貸し付けまたは売り払い等をする場合は、大蔵大臣に協議せしめるところとし、

行政財産を使用収益させる場合は、所管省庁の許可によることを明確にし、さらに、地方公共団体等に対し、災害応急措置のための普通財産の無償貸し付け等をなし得るよう改めようとするものであります。

なお本案には、衆議院において、普

通財産を売り払う場合、原則として用途指定を付するよう修正が加えられております。

委員会におきましては、この改正により、国有財産の管理処分の実態面に

律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。本案は、国有財産の管理及び処分の適正化並びにその運営の円滑化に資するため、所要の改正を行なおうとするものです。すなわち、大蔵大臣が国有財産の管理及び処分の適正化のため必要があると認めるときは、直接各省各局の長に対し必要な措置の要求ができることとし、公園または広場である公用財産を減少し、また皇室用財産を増加しようとする場合の、国会の議決を必要として、額の限度を引き上げて、一件当たり三千万円未満の財産で一年度間の合計額が三億円に達するまでとすることに改め、各省各局の長が特別会計所属の普通財産の不法占拠等の処理問題等について、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して柴田委員より、本案に賛成するとともに、各派の共同提案として、「国有財産の公正かつ効率的な処理をかかるため、国有財産審議会の構成及び委員の選任を再検討し、売り払い等の契約条件を整備改善し、国有財産の不法占拠等の不当な使用関係について積極的な改善をかるよう、政府はすみやかに適切な措置を講ずべきである。」旨の附帯決議を付すべきであるとの意見が述べられ、鈴木市蔵委員より、本案及び附帯決議案に反対する意見が、また日本社会党を代表して渋谷委員より、民主社会

いとなる効果が期待されるか。皇室用財産を増加する場合の国会の議決を必要とする旨の意見が述べられました。

理由を付して本案及び附帯決議案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定し、また柴田委員提出の附帯決議案は、多数をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告いたしました。（拍手）

○副議長（重政庸徳君）別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（重政庸徳君）過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○副議長（重政庸徳君）賛成の諸君の起立を求めます。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（重政庸徳君）過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○副議長（重政庸徳君）日程第十六、電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたしました。

まず、委員長の報告を求めます。

信委員長占部秀男君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

まず、委員長の報告を求めます。通話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたしました。

まず、委員長の報告を求めます。

電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案

昭和三十九年五月七日

衆議院議長 舟田 中

参議院議長重宗雄三殿

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

ことにより、その過剰となる電話交換要員の退職の円滑化をはかり、日本電信電話公社の当該事業の遂行の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 電話取扱局 電話を閲する現業事務を取り扱う日本電信電話公社(以下「公社」という。)の事業所及び公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第七条の規定により電話の交換に關する事務を委託されている郵便局をいふ。

二 自動化 電話取扱局につき、その電話取扱局に収容されていける電話からの市内通話の交換方式を手動交換方式から自動交換方式に変更すること及びその電話による市外通話の全部又は一部の接続(その電話取扱局の直外交換設備に係る部分に限る。)による方式を手動接続方式から自動接続方式に変更することをいふ。

三 電話交換要員 公衆電気通信法第二条第五号に規定する公衆電気通信業務のうち、電話の交換に関する事務で政令で定める

(特別給付金の支給)

第三条 政府又は公社は、政令で定めるところにより、その自動化の実施に伴い電話交換事務の全部又は一部が廃止される電話交換要員により行政大臣又は公社の總裁が指定するものにおいて、当該廃止に係る電話交換事務に従事する電話交換要員であつて、郵政省設置法(昭和十三年法律第二百四十四号)第二十五条第二項に規定する常勤の職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第六十条第一項の規定により任用されているものを除く。)又は日本電信電話公社(昭和二十七年法律第二百五十号)第二十八条第一項に規定する公社の職員であるものが、その自動化の実施の日として郵政大臣又は公社の總裁が定める日の三十日前までに退職の申出を行ない、郵政大臣又は公社の總裁の認定を受けてその実施の日から七日以内に退職したときは、次に掲げる場合を除き、その者に對し、特別の給付金を支給する。

一 その者につき配置転換及び職種転換ができないか又は著しく困難であると認められる場合に外の場合

二 その者が、退職した日又はその翌日に郵政省又は公社の常勤職員（国家公務員法第六十一条）の規定により任用される者及び公社に常時勤務する二月以内の期間を定めて雇用される者を含む。第五条において同じ。)として採用される場合

三 その者が、その以前においてこの項の規定による特別の給付金の支給を受けた者（その支給を受けた特別の給付金の全部に相当する金額を第五条の規定により返還した者を除く。）である場合

2 前項の認定は、当該自動化の実施により生ずることとなる電話交換要員の過員に相当する人數から當該廃止に係る電話交換事務に從事する電話交換要員のうち配置調整及び職種転換ができるいか又は著しく困難であると認められるもの以外のものの人數を差し引いて得た人數の範囲内において、政令で定める基準に従つてするものとする。

3 第一項の規定による特別の給付金の支給は、昭和四十八年三月三十日までに退職した者につきするものとする。

(特別給付金の額)

けるその者の俸給、扶養手当及び賃定手当（公社の職員にあつては、基本給、扶養手当及び勤務地手当）の月額の合計額に、その者の勤続期間により、次の各号に掲げる月数を乗じて得た金額とする。

二 勤続期間が五年以上のとき

八月 十月

一 勤続期間が五年未満のとき

政令で定めるところにより、その支給を受けた特別の給付金に相当する金額を政府又は公社に返還しなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日から起算して四十五日を経過する日までに自動化が実施される場合についての第三条第一項の規定の適用については、同項中「その自動化の実施の日として郵政大臣又は公社の總裁が定める日の三十日前まで」とあるのは「政令で定める期日まで」とあるのは「その自動化の実施の日から政令で定める期間内」とす

○占部秀男君登壇、拍手

〔占部秀男君登壇、拍手〕

〔占部秀男君登壇、拍手〕

○占部秀男君　ただいま議題となりました「電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律案」について、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本案の趣旨並びに内容の概要を申し上げます。

日本電信電話公社が電話設備の拡充長期総計画を樹立し、その計画の主要な一環をなす電話交換方式の自動化の進歩に伴い、一時に多數の電話交換要

員に過剰を生じ、しかも、これらの者の配置、職種転換等の措置がきわめて困難な場合において、退職を希望する者には、特別の給付金を支給して退職の円滑化をはかるとともに、電話拡充計画の遂行を促進しようというものであります。

この特別給付金は、昭和四十八年三月三十一日までの間ににおいて、所

過員となる電話交換要員であつて、所定の手続を経て退職した場合に限り支給することとし、その給付額は、勤続期間五年未満の者に対しては、退職日におけるその者的基本給与の月額の合計額の八ヵ月分、五年以上の者には十ヵ月分としております。

通信委員会におきましては、郵政省及び日本電信電話公社各當局に対し、詳細にわたる質疑を行ない、慎重審議をおこなったのであります。そこで本件を提出した理由、特に第三次五ヵ年計画に至つて提案した経緯、本法による改正する法律案、

○副議長(重政庸徳君)　過半数と認められれば、これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君)　賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

して白木委員より、それぞれ本案に賛成する旨の発言があり、討論を終え採決の結果、多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

○副議長(重政庸徳君)　御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君)　御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君)　別に御發言もなければ、これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君)　賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

(いざれも内閣提出、衆議院送付)、以上六案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○副議長(重政庸徳君)　御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君)　御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上御報告申し上げます。

○副議長(重政庸徳君)　別に御發言もなければ、これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君)　賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

附則第二十二条の二の次に次の二条を加える。

第二十二条の三　附則第二十二条

第一項本文の規定により傷病年金を受ける者に妻があるときは、四千八百円を傷病年金の年額に加給するものとする。

附則第二十四条に次の二項を加える。

〔いざれも内閣提出、衆議院送付)、以上六案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○副議長(重政庸徳君)　御異議ないと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君)　御異議ないと認めます。

以上御報告申し上げます。

○副議長(重政庸徳君)　別に御發言もなければ、これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君)　賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

項の規定の適用によりその在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達するととなるもの又はその遺族について準用する。この場合において、前条第一項中「昭和三十六年十月一日」とあるのは「昭和三十九年十月一日」と、同条第三項中「普通恩給を受ける権利を取得した者の給与は昭和三十六年十月から、同項の規定により扶助料を受ける権利を取得した者の当該扶助料の給与は昭和三十六年十月から」とあるのは「普通恩給又は扶助料を受ける権利を取得した者の当該普通恩給又は扶助料の給与は昭和三十九年十月から」と読み替えるものとする。

附則第四十三条の次に次の二条を加える。
 (外国特殊機関の職員期間のある者についての特例)
 第四十三条の二 附則第四十二条の規定は、前二条に規定する外國政府職員又は外國特殊法人職員に準すべきものとして政令で定める外國にあつた特殊機関の職員(以下「外國特殊機関職員」という。)となるため公務員(前二条に規定する外國政府職員又は外國特殊法人職員で引き続

いていたとしたならば、その在職年数が公務員としての在職年に加えられこととなるべきであります。この場合において、前条中「外國政府職員」とあるのは「外國特殊機関職員」と、同条第三項中「ものうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和三十九年十月一日から」と、附則第四十二条第十一項において準用する附則第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和三十九年十月」と読み替えるものとする。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)
 第二条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の規定は、前二条に規定する外國政府職員又は外國特殊法人職員に準すべきものとして政令で定める外國にあつた特殊機関の職員(以下「外國特殊機関職員」という。)となるため公務員(前二条に規定する外國政府職員又は外國特殊法人職員で引き続

いていたとしたならば、その在職年数が公務員としての在職年に加えられこととなるべきであります。この場合において、前条中「外國政府職員」とあるのは「外國特殊機関職員」と、同条第三項中「ものうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるのは「もの又はその遺族は、昭和三十九年十月一日から」と、附則第四十二条第十一項において準用する附則第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和三十九年十月」と読み替えるものとする。

(在職期間の通算の辞退)
 第六条の二 第四条の二第一項の規定により共済組合法の規定を受ける琉球諸島民政府職員で、同項の規定による退職年金についての最短給付年限(以下この条において「最短給付年金」とい

限」という。に達したものは、同項の規定による在職期間の通算を辞退すべき旨を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出をした者は、共済組合法の規定の適用

については、当該申出をした日前六月以内でその者の指定する日(最短給付年限に達した日が当該申出をした日前六月以内に達した日)に退職したものとみなす。

3 第一項の規定による申出は、内閣総理大臣を経由して当該新組合の代表者に対してしなければならない。

4 第二項の規定により退職したものとみなされる者は、第五条の規定の適用についても、同項の規定により退職したものとみなされる日に退職したものとみなす。

第八条第一項中「九十日」を「百二十日」に改める。

第九条第二項中「九十日」を「百二十日」に、「又は本邦官公署職員となつた場合」に

本邦官公署職員となつた場合」に改める。

第十条第一項中「九十日」を「百二十日」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百十四号)の一部を次のようにより改正する。

附則第三条を次のように改め

附則第三条 削除

附則第八条第二項中「ただし書の規定は、」を「ただし書の規定は、」に改め、「附則第三条の規定は、前項の規定により年額を改定された恩給を受ける者について」を削る。

附則第十条第二項中「ただし書の規定は、」を「ただし書の規定は、」に改め、「附則第三条の規定は、前項の規定により改定された普通恩給及び扶助料を受ける者について」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日から施行する。

(傷病年金に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に恩

給法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第百五十五号。以下

「法律第百五十五号」という。)附則

第二十二条の規定による傷病年金を受ける者に妻があるときは、そ

の年額を、昭和三十九年十月分以降、その年額に四千八百円を加給した年額に改定する。

百五十五号による改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定の例により傷病年金を受ける者

適用して計算して得た年額の普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和三十九年十月分以降、その年額をこの法律による改定の例により傷病年金を受ける者

正後の同条の規定を適用して計算して得た年額に改定する。

この法律の施行前に給与事由の生じた普通恩給又は扶助料の昭和三十九年九月分までの年額の計算に従前

生じた普通恩給又は扶助料の昭和三十九年十月分以後の年額の計算に従前

生じた普通恩給又は扶助料の昭和三十九年九月分までの年額の計算に従前

生じた普通恩給又は扶助料の昭和三十九年十月分以後の年額の計算に従前

し、又は死亡した元南西諸島官公署職員についても適用する。ただし、これらの規定を適用した場合においても、その在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達しない者については、この限りでない。

この法律の施行前に給与事由の生じた普通恩給又は扶助料の昭和三十九年十月分以後の年額の計算に従前

生じた普通恩給又は扶助料の昭和三十九年十月分以後の年額の計算に従前

金若しくは廃疾年金又は遺族年金の額は、同法第四条の二及び第四条の三の規定にかかわらず、これらの規定によつて計算した額から、政令で定める金額を減じた額とする。

3 前項の規定は、この法律による特別措置法第八条又は第九条の規定の改正により新たに同法の規定により共済組合に関する法令の規定の適用を受けることとなつた者についての共済組合に関する法令の規定による給付の額の計算について準用する。この場合において、同項中「退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金」とあるのは、「退職年金、廃疾年金、退職一時金若しくは廃疾一時金又は遺族年金若しくは遺族一時金」と読み替えるものとする。

(停止年額についての経過措置)

第八条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百四号)により年額を改定された普通恩給又は扶助料の改定年額と改定前の年額との差額の停止については、昭和三十九年九月分までは、この法律による改正前の同法附則第三条、第八条第二項、第九条第一項の規定による。

(旧勅令第六十八号第八条第二項の規定に該当した者に対する一時金の支給)

第九条 旧恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(昭和二十一年法律第二百五号)による改正前勅令第六十八号」という。第八条第二項の規定により一時恩給を受ける権利又は資格を失つたことのある恩給法上の公務員(以下この条において「恩給公務員」という。)で、恩給公務員としての在職年が七年以上普通恩給についての最短年限未満であるもの(その者が、この法律の施行前に死亡した者であるときは、その恩給法上の遺族)に対しては、当該恩給公務員が一時恩給を受ける権利又は資格を失つた日から普通恩給を受けていたとしたならば旧勅令第六十八号第八条第二項の規定の適用を除外することとした法令の規定により一時恩給を受ける権利を取得した時において当該普通恩給の年額の計算の基礎となるべきであつた俸給年額の十二分の一に相当する金額に恩給公務員としての在職年の年数を乗じて得た金額の一時金を給するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

第九条 旧恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(昭和二十一年法律第二百五号)による改正前勅令第六十八号」という。第八条第二項の規定により一時恩給を受ける権利又は資格を失つたことのある恩給法上の公務員(以下この条において「恩給公務員」という。)で、恩給公務員としての在職年が七年以上普通恩給についての最短年限未満であるもの(その者が、この法律の施行前に死亡した者であるときは、その恩給法上の遺族)に対しては、当該恩給公務員が一時恩給を受ける権利又は資格を失つた日から普通恩給を受けていたとしたならば旧勅令第六十八号第八条第二項の規定の適用を除外することとした法令の規定により一時恩給を受ける権利を取得した時において当該普通恩給の年額の年数を乗じて得た金額の一時金を給するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 この法律の施行の際現に退職年金に関する恩給法以外の法令の規定により当該恩給公務員とする規定により当該恩給公務員と

しての在職年を算入した期間に基づく退職年金又は遺族年金を受ける権利を有している者

二 この法律の施行の際現に当該恩給公務員としての在職年がその期間に算入されることとさ

れている退職年金に関する恩給法以外の法令の規定の適用を受けている者

三 法律第百五十五号附則第二十

九条第一項の規定の適用を受けた者

2 前項の規定による一時金の負担、裁定及び支給については、こ

れを恩給法に規定する一時恩給(遺族に給するものは、同法に規定する一時扶助料)とみなす。

三 法律第百五十五号附則第二十

九条第一項第一号ただし書中の

「加算年数」の下に「(同条第六

号に規定する加算年の年月数とみ

なされる年月数を含む。」を加え

る。

四 第九条中第五号を第六号とし、

第四号を第五号とし、第三号の次に次の「一號を加える。

四 職員又は第五十五条の二第一項に規定する地方の職員等

であつた者(職員又は同項に規定する地方の職員等であつた者で、前号に規定する外國政府又は法人に勤務するため退職し、当該特殊機関に勤務するた

め退職し、当該特殊機関に勤務するた

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法等の一部を改正する法律案

当該特殊機関に昭和二十一年八月八日まで引き続き勤務した後職員となつたものの当該

特殊機関に勤務していた期間

(当該外國政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち恩

給公務員期間を除いた期間

正する法律

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第一條 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十一年法律第百二十九号)の一部を

次のように改正する。

第二條 第七条第一項第一号ただし書中の

「加算年数」の下に「(同条第六

号に規定する加算年の年月数とみ

なされる年月数を含む。」を加え

る。

第三條 職員又は地方の職員等であつた者(職員又は地方の職員等であつた者で、前号に規定する外國政府又は法人に勤務するため退職し、当該外國政府又は法人に勤務していたも

のを含む。)で、法律第百五十五号附則第四十三条の二に規定する外國特殊機関職員に係る特殊機関に勤務するた

め退職し、当該特殊機関に勤務するた

当該特殊機関に昭和二十一年八月八日まで引き続き勤務した

後職員となつたものの当該

特殊機関に勤務していた期間

(当該外國政府又は法人に勤務していた期間を含む。)のうち恩

給公務員期間を除いた期間

九〇四

のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律に係る経過措置)

第四条 昭和三十七年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律によりその額を改定された年金の改定後の額と従前の額との差額の支給の停止については、昭和三十九年九月分までは、第二条の規定による改正前の同法第一条第三項から第五項まで、第二条第四項又は第三条第四項の規定の例によ

る。

第五条 改正後の公共企業体職員等共済組合法に係る経過措置

第五条 改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「改正後の法」といいう。附則第四条第二項に規定する更新組合員(改正後の法附則第二十六条第一項に規定する転入組合員及び当該更新組合員又は転入組合員であつた者で再びもとの組合の組合員となつた者を含む。以下「更新組合員等」といいう。)であつた者(更新組合員等で死亡したものを含む。以下同じ。)又はその遺族で、法律第百五十五号附則第二十三条の二の規定により新たに普通恩給である軍人恩給又はこれに係る扶助料(以下「軍人普通恩給等」

という。)を受ける権利又は資格を取得したものが、施行日(同法附則第四十三条の規定により当該権利又は資格を取得した者については、昭和三十八年十月一日。以下この項において同じ。)の前日において当該更新組合員等であつた者又はその者又はその遺族に支給を受けた権利を有していたときは、当該年金の基礎となるいる組合員期間から当該軍人普通恩給等を受けた権利又は資格の基礎となる期間を除算して、昭和三十九年十月

(同法附則第四十三条の規定により当該権利又は資格を取得した者については、昭和三十八年十月)分から、当該年金の額を改定する。ただし、当該年金の基礎となつてゐる組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる期間を除算した残りの期間が年金たる給付の基礎となるべき期間に満たないときは、その者又はその遺族は、施行日において当該年金を受ける権利を喪失するものとする。

2 前項ただし書の場合において、その者又はその遺族が施行日の前日までに既に支給を受けた年金の額が、当該年金の基礎となつてゐる組合員期間から当該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となるべき期間を除算して九十日以内に、總理府令で定めるところにより、當該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たとき、當該軍人普通恩給等であつた者の組合員期間につき、當該軍人普通恩給等の基礎となる恩給公務員期間とみなしたならば、新たに退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる

となる期間を除算した残りの期間を基礎として算出した退職一時金額に相当する額に満たないと

則第百五十五条附則第三項によるものであるときは、昭和三十八年十月(同項に規定する更新組合員等であつた者の退職又は死亡により退職年金、減額退職をその者又はその遺族に支給する。

3 前項に規定する退職一時金基礎額の算出の基礎となつた期間は、改正後の法第六十一条の二第三項に規定する組合員期間に該当しないものとする。

4 第一項の規定に該当する者(法律第百五十五号附則第四十三条の規定により新たに軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した更新組合員等であつた者又はその遺族で、昭和三十八年十月一日から施行日の前日までの間に当該更新組合員等であつた者の退職又は死亡により退職年金、減額退職年

金又は遺族年金を受ける権利を取得したもの)が、施行日から起算して九十日以内に退職し、又は死亡した場合には、当該退職又は死亡の日の属する月の翌月)分から、當該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の取得が法律第百五十五条附則第三項によるものであるときは、昭和三十九年十月分から、その者又はその遺族は、改定後に支給すべき年金の内払ひとみなす。

5 前項の場合において、當該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の取得が法律第百五十五条附則第三項の規定により新たに軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得したことによるものであるときは、昭和三十八年十月(同項に規定する更新組合員等であつた者が同月一日に新規組合員等であつた者と同一の権利又は資格の取得が同法附則第四十三条の規定により新たに軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の取得が法律第百五十五条附則第三項によるものであるときは、昭和三十九年十月分から、當該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の取得が同法附則第四十三条の規定により新たに軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の取得が法律第百五十五条附則第三項によるものであるときは、昭和三十九年十月分から、その者又はその遺族に同項の退職年金又は遺族年金を支給する。

6 第六条 法律第百五十五号附則第四十三条又は第四十三条の二の規定により新たに軍人普通恩給等を受ける権利又は資格を取得した更新組合員等であつた者又はその遺族に算入すべき恩給公務員期間とみなしたならば、新たに退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる

場合において、その者又はその遺族が、施行日から起算して九十日以内に、總理府令で定めるところにより、當該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たとき、當該軍人普通恩給等を受ける権利又は資格の基礎となる恩給公務員期間とみなしたならば、新たに退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなる

場合において、その者又はその遺族が、施行日から起算して九十日以内に、總理府令で定めるところにより、當該軍人普通恩給等を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、その者又はその遺族に同項の退職年金又は遺族年金を支給する。

3 改正後の法附則第十六条第三項の規定は、前項の規定により退職年金又は遺族年金を支給する場合について適用する。この場合において、同条第三項中「退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者」とあるのは「退職一時金、磨

(公共企業休職員等共済組合法の一部改正)

一部改正

第三条 公共企業休職員等共済組合法

法(昭和三十一年法律第百三十四

号)の一部を次のように改正する。

第五十条の二第二項中「改定前

の年額に満たないときは、その改

定前の年額」を「改定前の年額

に、当該合算した組合員期間の年

数から改定前の年額の算定の基礎

となつた組合員期間の年数を控除

した年数一年につき再退職に係る

俸給年額の百分の一・五に相当す

る額を加算して得た額に満たない

ときは、その加算して得た額」に

改める。

第六十六条第一項第二号及び第

三項第二号中「百分の五十五」を

「百分の五十七・五」に改める。

日本鉄道建設公團法の一部改正

第四条 日本鉄道建設公團法(昭和

三十九年法律第三号)の一部を次

のように改正する。

附則第八条第二項中「復帰した

とき」の下に「(その後六月以内に

退職したときを除く。第四項にお

いて同じ。」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年

十月一日から施行する。

(国家公務員共済組合法等の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後

の国家公務員共済組合法(以下附

則第五条までにおいて「改正後の

法」という。)第七十六条第三項(同

法附則第十三条の二第三項において準用する場合を含む。)及び第十条第二

項の規定は、これらの規定に規定

則第五条までにおいて「改正後の

法」という。)第七十九条第三項から第五

項まで、第八十五条第四項から第

六項まで、附則第十三条の二第四

項及び附則第十三条の六第一項の

規定は、この法律の施行の日(以

下「施行日」という。以後に給付事

由が生じた給付について適用し、

同日前に給付事由が生じた給付に

ついては、なお従前の例による。

第六十六条第一項第二号及び第

三項第二号中「百分の五十五」を

「百分の五十七・五」に改める。

日本鉄道建設公團法の一部改正

第四条 日本鉄道建設公團法(昭和

三十九年法律第三号)の一部を次

のように改正する。

附則第八条第二項中「復帰した

とき」の下に「(その後六月以内に

退職したときを除く。第四項にお

いて同じ。」を加える。

附則

(施行期日)

(五十二号附則第九条第三項(同法附則第十一条第二項において準用する場合を含む。)及び第十条第二

項の規定は、これらに規定に規定

する復帰希望職員が施行日以後に

復帰したとき(改正後の法第一百二十四条の二第一項及び改正後の法

第百五十二条附則第九条第二

項に規定する復帰したときをいう。)

以下この条において同じ。)につい

て適用し、当該復帰希望職員が同

日前に復帰したときについては、

なお従前の例による。

2 施行日ににおいて現に改正後の法

律第一百五十二条附則第二十二条に

規定する復帰希望役職員又は復帰

希望組合員に該当する者に対する

長期給付に関する規定の適用並び

にこれらの者に係る掛金及び負担

金については、同条の規定にかか

わらず、改正後の法第一百二十四条

の二第一項に規定する復帰希望職

員の例による。

第五条 施行日前に第一条の規定に

よる改正前の国家公務員共済組合

法(以下「改正前の法」という。)第

百二十五条第二項(同法第一百二十

六条第三項において準用する場合

を含む。以下同じ。)の申出を行な

つた者で同日まで引き続き組合員

であるものについては、同法第百

四条 改正後の法第一百二十四条の効力を有する。

2 前項に規定する者が、施行日から六十日以内に、改正後の法第三

十八条第二項及び第三項の規定を

適用することを希望する旨を組合

に申し出たときは、前項の規定に

よりなおその効力を有するものと

された改正前の法第一百二十五条第

二項の規定にかかるらず、その適

用をするものとする。

3 前項の申出を行なつた者で、昭

和三十四年一月一日(国家公務員

共済組合法の長期給付に関する施

行法(昭和三十三年法律第百二十

九号。以下「施行法」という。)第四

十二条第一項に規定する恩給更新

組合員にあつては、昭和三十四年

十月一日。以下第五項において同

じ。)から施行日の前日までの期間

(組合員であつた期間に限る。)内

に次に掲げる給付を受けているも

のに対し改正後の法の規定による

退職年金、減額退職年金又は廃疾

年金を支給するときは、その者が

当該期間内に受けた当該給付の額

(既に控除を受けた額があるとき

は、その額を控除した額。以下

「普通恩給等受給額」という。)に相

当する額に達するまで、支給時に

際し、その支給時に係る支給額の二

分の一に相当する額を控除する。

一 恩給に関する法令の規定によ

に相当する施行法第五十一条の二第一項に規定する退職年金条

例の規定による給付(これらの

給付を受ける権利につき同法第

五条第二項ただし書の申出をしな

かつた給付を除く。)

二 施行法第七条第一項第二号に

規定する旧法等の規定による退

職年金又はこれに相当する施行

法第五十二条の二第一項に規定

する旧市町村職員共済組合法若

しくは共済条例の規定による給

付

3 改正前の法若しくは施行法の規

定による退職年金若しくは減額退職年金又はこれらに相当す

る地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)

若しくは地方公務員等共済組合

法の長期給付等に関する施行法

(昭和三十七年法律第百五十三号)

若しくは地方公務員等共済組合

法の長期給付等に関する施行法

(昭和三十七年法律第百五十三号)

付

4 前項に規定する者が死亡したこ

とにより遺族年金を支給するとき

は、普通恩給等受給額の二分の一に

相当する額に達するまで、支給時に

際し、その支給時に係る支給額の二

分の一に相当する額を控除する。

5 前三项の規定は、施行日におい

て現に改正後の法律第百五十二号

附則第十二条の規定の適用を受け

昭和三十九年六月二十五日 参議院公議録第三十一号 恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案外五件

九
一

る組合員（これに準ずるものとして政令で定める組合員を含む。）について選用する。この場合において、第二項中「改正後の法第三十八

あるのは「改正後の法律第百五十二号附則第十二条その他の法令の規定」と、「その適用」とあるのは「その適用又は算入」と読み替える。

ついて適用し、同日前に給付事由
が生じた給付については、なお従
前の例による。

後に復帰したとき（同項に規定する復帰したときをいふ。以下この条において同じ。）について適用し、当該復帰希望職員が同日前に復帰したときについては、なお従前の例による。

〔第八十二条第一項ただし書と同様に規定の適用については、同項中第一条第二項後段において準用する場合を含む。〕」とあるのは、「第八十二条第一項ただし書又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第二十四条

第三十八条第二項及び第三項の規定を適用すること又は昭和三十四年一月一日前の職員であつた期間

場合を含む)の申出の手続及び当該申出をした者に対する長期給付に関する規定の適用に關して必要

則第八条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日の属する月分以後の負担金について適用し、同月前の中月分の負担金に

(施行法の一部改正)
第九条 施行法の一部を次のように
改正する。

に關する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）第二十四条前段」とする。

一項に規定する組合員期間に算入すること」と、「前項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の法第百二十五条第二項」と

(以下「改正後の法」という。)第五十二条の二第二項後段の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付に

第八条 第四条の規定による改正
後の日本鉄道建設公團法附則第八
条第二項の規定は、同条第一項に
規定する復帰希望職員が施行日以

うに加える。
この場合において、当該廢疾年金を受ける権利を有する者に対する新法第八十五条第四項の

（私立学校教職員共済組合法の一部改正）
務傷病職務傷病
務
る。
条その他の新法の規定を加え

正する。

三項第二号 債給の額 平均標準給与の月額

職務傷病	第八十五条第四項	公務
第八十五条第五項	公務	俸給年額
公務	職務	平均標準給与の年額

第七十六條第三項第二号 勞給の
第七十八條

平均標準給与の月額
に、
第八十四条第二項
公務傷
百分の六十

第八十五条第五項第二号から第四号まで俸給年額平均標準給与の年額
第八十五条第六項 俸給年額平均標準給与の年額

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

よつて国会法第八十三條により送付する。

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百八十九号）を「職員のうち、内閣総理大臣が常時勤務に服する者（以下「職員」という。）」と規定する。第一条第一項中「職員で寒冷地に在勤し常時勤務に服する者（以下「職員」という。）」を「職員のうち、内閣総理大臣が常時勤務に服する者（以下「職員」という。）」と規定する。

国家公務員に対する寒冷地手当
石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

衆議院議長 船田重宗 殿

理大臣が定める日（以下「基準日」という。）において北海道その他寒冷の地域で内閣総理大臣が定めるもの

支給地域の区分		世帯
甲	乙	主
地		帶
		扶養親族のある職員
一	二	七、二〇〇円
二	三	五、〇〇〇円
三	〇	三〇〇円

北海道以外の寒冷地で内閣総理大臣が定める地域に在勤する職員の寒冷地手当の額は、定率額に、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員については八千六百円（扶養親族のない職員については、五千七百四十四円）、その他の職員については二千八百七十円をこえない範囲内で内閣総理大臣が定める額を加算した額とする。

北海道及び前項の規定により内閣総理大臣が定める地域以外の寒冷地に在勤する職員の寒冷地手当の額は、定率額とする。

以下「寒冷地」という)に有効し、常時勤務に服する職員(内閣総理大臣が定める職員を除く。)に改め、後段として次のように加える。
法律第九十五条の下に「以下「一般職給与法」という。」を加え、同項に後段として次のように加える。
基準日から引き続いている職員で内閣総理大臣が定める期間内に寒冷地以外の地域から異動して寒冷地に在勤することとなつたものに後段として次のように加える。

支給地域の区分		世帯等の区分
甲	乙	丙
地	地	地
扶養親族のある職員	扶養親族のない職員	その他の職員
二七二〇〇円	一八一四〇円	九、〇七〇円
二五、〇〇〇円	一六、六七〇円	八三四〇円
二三、三〇〇円	一五、五四〇円	七、七七〇円
二一、三〇〇円	一四、五〇〇円	六、一〇〇円

の（内閣総理大臣が定める職員を除く。）に対しても、同様とする。
第一条第二項及び第三項を削る。
第二条を次のように改める。

7 裁官に係る地域に内閣総理大臣が定める割
定める期間内に在勤する職員(内閣
総理大臣が定める職員を除く。)で
前条の規定により寒冷地手当の支
給を受けたものに、当該支給額の
ほか、一千五百円をこえない範囲
内で内閣総理大臣が定める額を寒
冷地手当として支給する。

定めかかねらずこれよりの規定によつて用いられた一般職給与法第三十三条第二項、第三項及び第五項の規定による割合を乗じて得た額とする。

第一第一条中「内閣總理大臣が定める日」とあるのは「内閣總理大臣が定める期間内」と、「常時勤務に服する職員」とあるのは「常時勤務に服する職員及び寒冷地に防衛局長官の定める定けい港を有する船舶に乗り組む職員」と読み替え、寒冷地手当は、第二条第六項の規定による額を除き、内閣總理大臣が定める期間内の各月に、第二条第一項から第三項まで及び第二条の二第二項による額の範圍内で内閣總理大臣が定める額を分割して支給する。

（政令で定める官能官について）
は、第二条第一項及び第二項の
規定による加算は行なわない。

定する職員に準用する。この場合において、第三条の二第一項中「一般職給与法第二十三条第一項から第三項まで及び第五項」とあるのは、防衛厅職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十三条第一項から第三項まで及び第五項」と、同条第二項中「一般職給与法第二十三条第二項、第三項及び第五項」とあるのは、防衛厅職員給与法第二十三条规定の如きに基づいて」とあるのは、「一般職に属する国家公務員」と「事院の勧告に基づいて」とあるのか、自衛官については、次の各号に

（政令で定める自衛官については、第二条第一項及び第三項の規定による加算は行なわない。）

三 第二条第一項、第二項及び第四項中「基準日」とあるのは、「内閣総理大臣が定める日」と読み替える。

四 第二条第四項中「職員の俸給の月額と扶養手当の月額との合計額」とあるのは、「職員の俸給・扶養手当、航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当及び營外手当のそれぞれの月額（航空手当、乗組手当及び落下さん隊員手当については、それぞれの月額に政令で定める割合を乗じて得た額）の合計額」と読み替える。

五 第二条第六項中「在勤する職員」とあるのは、「在勤する職員で政令で定める自衛官以外の職員」と読み替える。
別表の標題を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百四条第二項中「、石炭手当、薪炭手当」を削る。

3 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「、石炭手当及び薪炭手当」を削る。

4 檢察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「、石炭手当及び薪炭手当」を削る。

5 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一條中「、石炭手当、薪炭手当」を削る。

6 国会議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「國家公務員の寒冷地手当に關する法律」を「國家公務員の寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に關する法律」を次のように改正する。

第七条
1 国家の公務員災害補償法（昭和十六年法律第二百九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「石炭手当、薪炭手当」を削る。

8 裁判所職員臨時指置法（昭和十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

本則中「人事院」を「人事院又は「内閣総理大臣」に改め、第四号を次のように改める。

四 國家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）（第三条第二項及び第四条の規定を除く。）防衛省職員給与法の一部を次のように改正する。

9 第二十七条第二項ただし書中「石炭手当及び薪炭手当」を削る。

10 国の經營する企業に勤務する職員の給与等に關する特例法（昭和二十九年法律第二百四十一号）の一部を次のように改める。

第七条第二号を次のように改める。

11　国家公務員法の一部を改正する法律(昭和二十四年十一月二日法律第二百号)の規定
関する法律(昭和二十四年十一月二日法律第二百号)の規定
附則第三十五条中「人事院」を「人事院又は内閣総理大臣」に、「」を削り、「第三条の二」を加え、本則第四号中「第四条」を「第三条第二項及び第四条」に改める「」を「、第二条の二」を加える。に改める。

厚生省設置法（昭和二十四年法律五百五十一号）の一部を次のように改正する。

五十一の七 国立公園の特別地域及び特別保護地域における一定の行為について許可を与へ、普通地域内における一定の行為を禁止し、若しくは制限し、又はこれについて必要な措置をとるべき旨を命じ、並びにその処分に違反した者に対し原状回復等を命ずること。

五十一の八 温泉の公共的利用增强のため、施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定すること。

五十一の九 指定区域内において、温泉利用施設の管理者に対して、必要な指示をなすこと。

第六条第一項中「九局」を「十局」に、「業務局」を「国立公園局」に、「児童局」を「児童家庭局」に改め、同条第二項中「及び国立公園部」を削る。

第八条第一項中第十五号から第二十号までを削り、第二十一号を第十一号とし、同条第三項を削る。

第九条の二第三号の次に次の二号を加える。

三の二 ばい煙の排出の規制その他の環境衛生に係る公害の防止に関すること。

第十二条の次に次の二条を加える。

いう。)の買入れ及び売渡しに関すること。

第五十条第五号を削り、同条第六号中「(第四十八条第三号の三に掲げる事務を除く。)」を削り、同号を同

条第五号とする。

第五十一条第三項中「愛知県」を「東京都」に改め、同条第四項中「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 農林大臣は、食糧管理講習所の事務を分掌させるため、所要の地に食糧管理講習所の支所を設けることができる。

第五十二条第三号の二の次に次の二号を加える。

三の三 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に關すること。

第六十七条第二号の二の次に次の二号を加える。

二の三 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に關すること。

第六十七条第二号の二の次に次の二号を加える。

二の三 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の施行と工事施行上密接な関連のある工事の受託及び受託に係る当該工事の実施に關すること。

第六十九条の二第一項中「營林局の」を「營林局に、次条に規定するも

のほか、」に改め、同条の次に次的一条を加える。

第六十九条の三 営林局の附屬機関として、国有林野管理審議会を置く。

2 国有林野管理審議会は、営林局長の諮問に応じ、国有林野の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに關する必要と認める事項を営林局長に建議することを目的とする機関とする。

3 国有林野管理審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。

第八十三条を次のように改める。

第八十三条 刪除 第九十五条第一項の表を次のよう

に改める。

第八十三条を次のように改める。

区	分	定	員
本	食糧省		
林野	府		
水產	廳		
合	計		
		三〇、二八五人	
		二八、九三〇人	
		一、〇七六人	
		一、八〇三人	
		六二、〇九四人	

附 則

第十七条の改正規定及

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第十二条の三に一項を加える改正規定

が施行する。たゞ、第二

定を除き、公布の日

十五条第二項及び第二十七条第二項の改正規定は公布の日から、第

七条の改正規定及び第二十二条の三に一条を加える改正規定

は、公布の日から起算して三月を

おこない範囲内において政令で定

第七十五条の次に次の二条を加える。

(特別な職)

第七十五条の二 水産庁に次長一人を置く。

食糧府	昭和三十九年四月一日から同年六月三十日まで	入人
林野庁	昭和三十九年四月一日から同年九月三十日まで	四人

食糧府	昭和三十九年四月一日から同年六月三十日まで	入人
林野庁	昭和三十九年四月一日から同年九月三十日まで	四人

〔下村定君登壇、拍手〕

○下村定君 ただいま議題となりました六つの法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案は、第一に、恩給扶助料の年額を増額した際ににおける年齢制限を解除し、六十歳未満の者にも二万円ベースによる年額が支給できるようにすること。第二に、政令で定める外國特殊機関の職員の在職期間を恩給公務員期間に通算する道を開くこと。第三に、南西諸島に勤務した軍人軍属について、戦地加算を認めること等の改正を行なおうとするものであります。

次に、國家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の統合、支給額の改定等の改定を行なおうとするものであります。

本年三月十二日の人事院勅令に基づき、現行の寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の統合、支給額の改定等の改

正を行なおうとするものであります。

が、衆議院におきまして、最高支給率である、俸給と扶養手当の月額を合計した額の「百分の八十」を

「百分の八十五」に引き上げる修正が

行なわれております。

委員会におきましては、以上四つの法律案を一括して審査いたしましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、四法律案につき一括して討論に入りましたところ、恩給につきましては自由民主党の下村委員よ

り、共済二法案につきましては日本社

合

部

を改

正

する

法律案は、各種共済組合

会員の鶴園委員及び伊藤委員より、また、寒冷地手当につきましては自由民主党の石原委員より、それぞれ、自民、社会、公明、民社共同提案にかかる次の附帯決議を付して四法律案に賛成する旨の発言がなされました。

右の四附帯決議案の内容は、退職公務員等の恩給、共済年金の現職公務員給与へのスライド制並びに諸懸案の解決、常勤的非常勤職員の非常勤在職期間を共済年金期間へ通算すること、國家公務員共済組合連合会の民主的運営、寒冷地手当の最高限の引き上げと級地指定の適正化等について要望する趣旨のものであります。

かくて討論を終わり、四法律案につき一括して採決の結果、四法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定し、附帯決議案も全会一致をもつて委員会の決議とするに決定いたしました。

なお、附帯決議に対し、野田総理府総務長官並びに大橋給与担当大臣より、それぞれ決議の趣旨に沿うように処する旨の発言がありました。

次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案は、第一に、大臣官房国立公園部を国立公園局に昇格すること、第二に、児童局の名称を児童家庭局に改めるとともに、その所掌事務に関する規定の整備を行なうこと、第三に、環境衛生にかかる公害の防止に関する事務

を環境衛生局の所掌事務として明確にすること、第四に、厚生省本省の定員を三百五十二人、社会保険庁の定員を十六人、それぞれ増員すること等の改正を行なうとするものであります。

なお、本法律案は、衆議院において、施行期日につき所要の修正が行なわれております。

当委員会における質疑の詳細は、会

議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御發言もなければ、これより採決をいたします。

六案全部を問題に供します。六案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よって六案は可決せられました。

本日はこれにて延会いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十六分散会

出席者は左のとおり。

議員

山高しげり君

市川房枝君

赤間文三君

北條鶴八君

鈴木恭一君

堀本宣実君

森部隆輔君

小平芳平君

森井亨君

天埜良吉君

黒川俊雄君

天埜良吉君

井川伊平君

山崎齊君

日高廣為君

山崎進君

金丸富夫君

村山道雄君

野上進君

野上進君

牛田實君

青田源太郎君

杉原荒太君

赤間英三君

植竹春彦君

黒川武雄君

天埜良吉君

井川伊平君

田中茂穂君

大野秀次郎君

平井太郎君

西川甚五郎君

山崎廣為君

川上為治君

日高廣為君

山崎廣為君

西川甚五郎君

井川伊平君

田中茂穂君

大野秀次郎君

平井太郎君

西川甚五郎君

